

立川市第5次地域福祉計画

愛称 立川市地域しあわせ・支えあいプラン

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年
立川市

～ はじめに ～

地域福祉の目的は、地域に住むすべての人が、その地域でその人らしく生活するしくみを実現することにあります。市民が生活に困り事等を抱えた時に、相談できる環境が近くにあることと、身近な人の気づきにより早期に適切な支援につながるしくみがあることで、望まない孤独・孤立におちいらないようにすることが重要です。

そのためには、地域のネットワークを広げて「相談支援体制の充実」を目指すとともに、私たち一人ひとりが主人公として、共に地域の福祉について考え、得意なことやできることを「活かし」ながら「地域のつながりによる見守りや支えあいの地域づくり」を進めることが大切と考え、自分たちがこれからも住みたいと思える「しあわせ広がるやさしいまち立川」を自ら創っていくという思いを込めて、理念を次のように定めます。

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～



立川市第5次地域福祉計画は、第6次地域福祉市民活動計画と合同で検討し、初めて両計画の理念を共通とし、5つの重点推進事項も同じ内容のものにしました。

★は重点推進事項

共通理念

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～

～立川市第5次

地域福祉計画～

～第6次地域福祉

市民活動計画～



目標1

互いにそれぞれの
できることを活かし、
自分らしく暮らせる
まち

目標2

誰もが身近に
相談でき、
安全・安心に
暮らせるまち

目標3

やさしいつながりで、
みんなで支えて
みんなが支えられる
まち

①地域共生社会の
実現を目指した
地域づくりを進めます
(★地域福祉コーディネーター
による地域活動支援)

②★「つらいときには
助けを求めている」
身近に相談できる
体制づくり

③★つながり・支えあいの
充実に向け取り組みます

④★地域活動の担い手を
支援します

⑤「わたしにもできそう」
一人ひとりのできることを
活かし、みんなが活躍できる
場をつくります
(★「地域福祉アンテナ
ショップ」の拡充)

⑥誰もが自分らしく
暮らせるよう
取組を進めます

⑦地域の防犯・防災への
取組を高めます

⑧福祉以外の様々な主体とも
連携し、福祉のまちづくりを
進めます

⑨必要な情報を誰もが簡単に
取得できるようにします

⑩地域福祉計画を
市民に広く周知し、
協働のまちづくりを進めます

重層的支援体制整備事業実施計画

目標1 誰もが相談しあえるまち

★身近に相談できる体制づくり

①多機関による
チーム支援の充実
③相談することへの
敷居を低くする
仕組みづくり

②各種相談支援機関による
包括的相談機能の強化
④権利擁護・意思決定支援
の理念と制度の普及

⑤生活困窮者を早期に把握
する仕組みづくり

目標2 新しいつながりが広がるまち

★地域福祉コーディネーターによる
地域活動支援

⑥市民主体による
地域活動の強化

⑦地域生活課題の
事業化の推進

★「地域福祉アンテナショップ」の拡充

⑧地域福祉
アンテナショップの
設置拡大

⑨地域福祉
アンテナショップの
活動充実

目標3 支えるひとを支えるまち

★地域活動の担い手支援

⑩新たな担い手の発掘

⑪支援する人を
支援する仕組みづくり

⑫多様な出番や
役割の創造

目標4 多様なつながりを活かせるまち

★つながり・支えあいの充実

⑬福祉教育・市民学習の発展

⑭ボランティア・市民活動
の振興

⑮福祉に限らない
多様な団体等との
ネットワーク強化

⑯つながりあえる場の支援

⑰防災・減災の取組み推進

⑱情報発信の強化

○地域福祉計画とは…社会福祉法で規定された行政計画で、福祉分野の上位計画として位置づけられており、自治体が地域住民等と共に地域福祉を推進するための計画として、条件整備を図るためにその範囲と内容を定めていくものです。

○地域福祉市民活動計画とは…地域生活課題を解決するために、住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画で、立川市地域福祉計画と補完関係にあります。

【5つの重点推進事項のつながりのイメージ】

①～⑤の5つの重点推進事項のうち、①と⑤が土台、②・③・④が核となり、それぞれが好循環することをハンバーガーの具材のようにイメージしました。
また、市・社会福祉協議会（社協）・地域住民それぞれが取り組むことを記載しました。



受け止める



1

★身近に相談できる体制づくり

市:制度の狭間や複雑化・複合化した相談も受け止め、専門職等によるチーム支援により解決を図る仕組みを充実させ、相談機能の向上を目指します。

社協:相談することへの敷居を低くする仕組みを作ります。

地域住民:お互いよき聞き手・理解者となり、必要に応じて専門機関に相談してみましよう。

つながる

2

★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

市:地域共生社会の実現を目指し、地域福祉コーディネーターを配置し地域活動支援を強化します。

社協:地域住民の困り事や興味・関心事を集め、多様な人が活躍できる機会を支えていきます。

地域住民:「困っている事・人」「力を貸してくれる人・活用できるもの」などを地域福祉コーディネーターに伝えてみましょう。



つながる

3

★地域活動の担い手支援

市:「自助・互助・共助・公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。

社協:「ボランティア」や「地域活動」の発展に加え「多様なはたらき(仮)※裏面参照」の仕組みを検討します。

地域住民:地域活動の報告やアピールをし、誘い合って仲間を増やしていきましょう。



4

つながる

★「地域福祉アンテナショップ」の拡充

市:身近な場所でふらっと立ち寄れる地域福祉アンテナショップを増設します。

社協:「やさしいつながりが広がるまち」の拠点となるよう運営を支援します。

地域住民:地域福祉アンテナショップへ行って見て、自分や団体のできること・アイデアを考えてみましょう。



5

★つながり・支えあいの充実

市:地域で互いに気かけあう関係性の構築や、地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実を目指し取り組みます。

社協:福祉に限らない多様な団体等とのネットワークを強化し、全世代が生涯を通じ地域社会に関わるよう支えていきます。

地域住民:自分たちのできることをいろいろな場で生かし、発信してみましょう。

支える



多機能拠点

「地域福祉アンテナショップ」を 拡充します

コミュニティ形成機能

- 自分らしく活躍でき、「楽しみ」ながら活動が続けられるような場であるとともに、「何もしなくてもただそこに居られる」ようなやさしいつながりがある場を目指します。

地域生活課題解決機能

- 各相談窓口に寄せられた相談の中で、社会参加の支援が必要な場合は、地域福祉アンテナショップの活動に参加することからはじめることもできます。
- 地域での交流等の中で出された相談で必要なものは、各相談窓口につながります。

「地域福祉アンテナショップ」は、ヒト、モノ、情報が行き交う多機能拠点です。

生きづらさを抱えた方などの社会参加の場、また、地域生活課題などを抱えた方の相談、情報共有の場でもあります。

誰もが ふらっと
立ち寄れる♪



それぞれができること・できそうなことを活かせる

「多様なはたらき（仮）」を 検討します



「多様なはたらき」とは

- 従来の「ボランティア」や「地域活動」だけではなく、一人ひとりが「できること」「できそうなこと」から始められるきっかけや参加の機会の活動の総称です。雇用関係にとらわれない地域での多様な活動であるため、「はたらき」と表現します。
- 「はたらき」の場は、地域福祉アンテナショップ、公共施設、福祉施設、教育施設、企業・商店など多様な可能性があります。

検討体制

- 具体的な内容については、今後設置が予定されている「立川市地域福祉推進委員会兼立川市地域福祉市民活動計画推進委員会（仮称）」を中心に地域住民と共に検討します。さらに、必要に応じて他の地域の先進事例などについても研究し、立川らしい内容にしていけます。

～はじめに～

目 次

第1章 立川市の地域福祉と理念（総論）

第1節 第5次地域福祉計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間と見直し	4
4	計画策定の経過	4
5	第4次地域福祉計画の評価	5
6	計画にかかわる現状	9
	（1）人口構造等	9
	（2）財政状況	15
	（3）地域を取り巻く環境	16
	（4）地域福祉を支える地域の資源、活動	20
	（5）立川市の現状、課題、強み	25

第2節 計画の理念

1	理念	27
2	目標	28
3	計画の体系	28

第2章 目標達成のための推進事項

第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

第2節 推進事項と重点推進事項

1	地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます	34
	★重点推進事項	
	「地域福祉コーディネーター」による地域活動支援	35
2	「つらいときには助けを求めていい」身近に相談できる体制をつくれます	37
	★重点推進事項	
	身近に相談できる体制づくり	38
	（1）専門職等のチーム支援による相談機能の向上	38
	（2）既存の相談窓口における一次相談の強化	39
	（3）「地域福祉アンテナショップ」での気軽な相談	40
	（4）ICTを活用した相談	40

3 つながり・支えあいの充実に向け取り組みます	41
★重点推進事項	
つながり・支えあいの充実	42
(1) 地域で互いに気をかけあう関係性の構築	42
(2) 地域で人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実	43
4 地域活動の担い手を支援します	44
★重点推進事項	
地域活動の担い手支援	45
5 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、 みんなが活躍できる場をつくります	46
★重点推進事項	
「地域福祉アンテナショップ」の拡充	47
6 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます	49
7 地域の防犯・防災への取組を高めます	53
8 福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます	55
9 必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします	57
10 地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます	59

第3節 取組項目	60
----------	----

第3章 重層的支援体制整備事業実施計画

はじめに	73
------	----

第1節 重層的支援体制整備事業の背景

1 重層的支援体制整備事業の概要	74
2 立川市の事業取組の経過	75
3 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	76

第2節 これまでの取組

1 第4次地域福祉計画の重点取組について	77
(1) 身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり	77
(2) 「地域福祉コーディネーター」による地域づくり	78
(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置	78
2 個別支援から見えてきたこと	79
3 重層的支援体制整備事業による成果・課題	81
(1) 相談対応の件数	81
(2) 重層的支援体制整備事業の実施を通じて感じる変化	81
(3) 包括的支援体制の整備に向けた成果・進捗状況	83

(4) 重層的支援体制の事業における課題	83
----------------------	----

第3節 各福祉分野との連携体制

1 包括的な相談支援	85
(1) 包括的相談支援事業に関する体制	85
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	87
(3) 多機関協働事業	88
2 多様な参加支援	90
参加支援事業に関する体制	90
3 地域づくりに向けた支援	91
(1) 地域づくり事業に関する体制	91
(2) 地域福祉アンテナショップの展開	93
(3) 地域住民等との連携・協働	93
4 重層的支援会議等の実施体制	94
(1) 重層的支援会議	94
(2) 支援会議	94
(3) 庁内連携会議	95

第4節 取組項目

1 包括的相談支援事業の強化	96
2 個別支援と地域づくりの一体的展開	97
3 福祉関係人材の人材育成、ネットワーク強化	98
4 地域活動に参加する住民の育成、増加	98
5 重点対象者の設定	99
(1) ひきこもり支援	99
(2) ケアラー支援	100
(3) 支援につながりにくい人への支援	101
6 推進体制	102

第4章 地域福祉計画の進捗管理と評価の方法

第1節 地域福祉計画の進捗管理

1 「立川市地域福祉推進委員会」の設置	103
2 「立川市地域福祉推進連絡会」の役割	103

第2節 地域福祉計画の評価の方法

1 推進事項の評価	104
2 重点推進事項の評価に関するロードマップ	104
(1) 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援	105

(2) 身近に相談できる体制づくり	106
(3) つながり・支えあいの充実	107
(4) 地域活動の担い手支援	108
(5) 地域福祉アンテナショップの拡充	109

付属資料

用語解説	110
1 策定経過	
(1) 立川市地域福祉計画策定検討委員会	117
2 立川市地域福祉計画策定検討委員会委員構成	119
3 市民参加	
(1) 地域福祉に関するアンケート調査	120
(2) 地域福祉ウォッチャー調査	124
(3) 市民参加型ワークショップ（地域懇談会）	128
(4) 対象別ヒアリング	130
(5) 分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）	131
(6) 市民意見募集（パブリックコメント）	132
4 庁内体制	
(1) 地域福祉推進連絡会	133
5 関係条例（規則・要綱）	
(1) 立川市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱	134
(2) 立川市地域福祉推進連絡会要領	136
地域福祉計画策定検討委員会委員からのメッセージ	139

第1章 立川市の地域福祉と理念(総論)

第1節 第5次地域福祉計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいと地域と共につくっていく地域共生社会の実現に向け、令和2（2020）年6月に社会福祉法等※が改正されました。

(2) 地域生活課題の解決

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条3項で、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立や、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題を「地域生活課題」とし、それらを把握し関係機関との連携等により解決を図るよう留意するものとされました。

市民や様々な地域資源の力を発揮しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者等が協働しながら支えあう地域づくりを進め、地域生活課題を解決していくことが求められています。

(3) 包括的支援体制の構築

ひきこもりが長期化し親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯や、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー等複合的な課題を抱えた世帯が増えています。

区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」が令和3（2021）年4月から創設されたことに伴い、立川市でも令和4（2022）年度から取り組み、生きづらさを抱えている等の中高年を含むひきこもり支援や、ヤングケアラー・若者ケアラーを含むケアラー支援等の年代・分野を区切らない相談支援を開始しています。

令和5（2023）年4月には、すべての子ども・若者が、将来にわたって

※社会福祉法等：社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども基本法が施行されるとともに、令和6（2024）年6月には、子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されたところです。

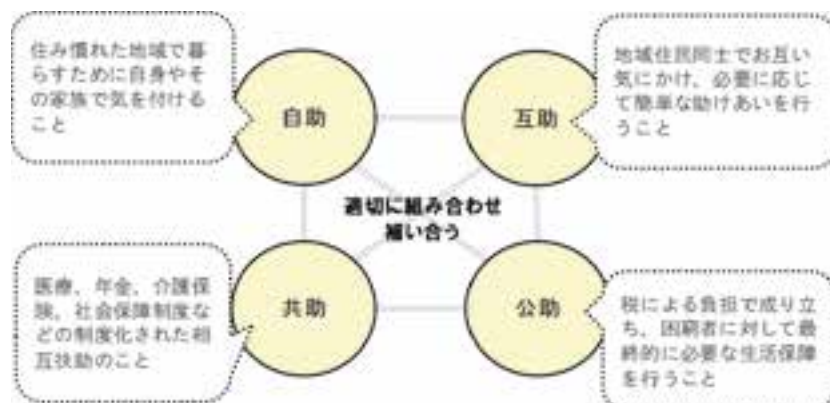
困り事があっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま抱え込み長期化することを予防するために、市民が支援を求めやすく、また、包括的に受け止めて支援するしくみの更なる充実が求められています。

（4）コロナ禍での影響

人口構造や世帯構成が変化し、単身世帯の増加が進むとともに、家族のつながりや地縁も希薄化する中、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等様々な社会状況の変化により望まない孤独と孤立が深刻化したことを背景に、令和5（2023）年5月には孤独・孤立対策推進法が成立しました。

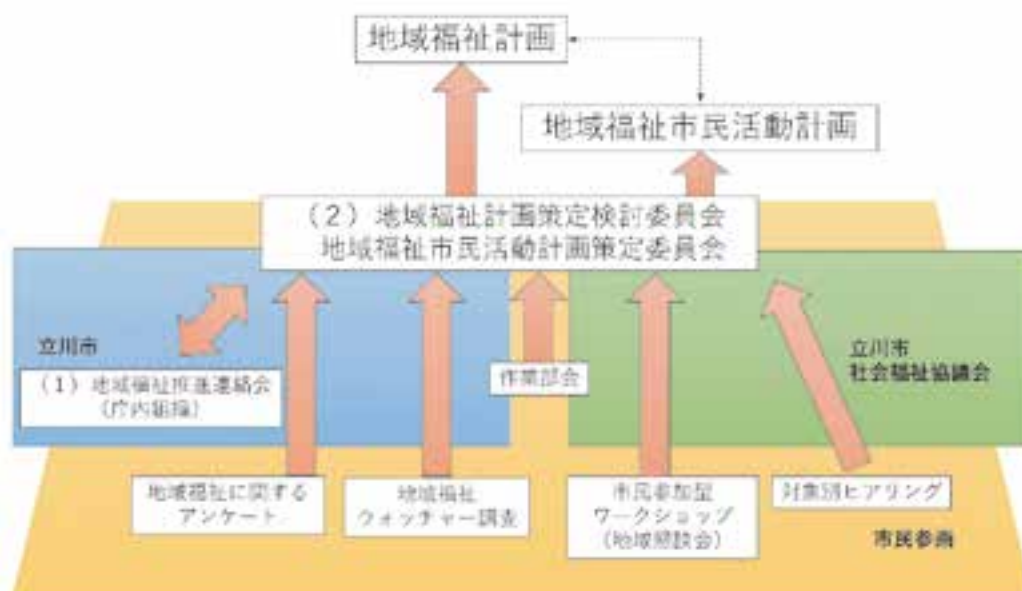
このような中、世帯の複雑・複合化した課題に対する相談支援を行うにあたっては、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走支援）」を支援の両輪として組み合わせていくとともに、地域住民の気にかける関係性「つながり・支えあい」と、行政職員や関係機関の専門職による伴走支援「寄り添い型の支援」が重なり合うことにより、地域におけるセーフティネットの網の目を細かくしていく必要があります。

また、コロナ禍では人と人との接触機会が制限され地域人材の掘り起こしが滞ったことにより、活動を継続していくことが困難な団体が増えています。誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域をつくっていくために、地域福祉活動を行う団体や地域住民等の活動が継続されるよう支援者を支援していく取組が必要です。

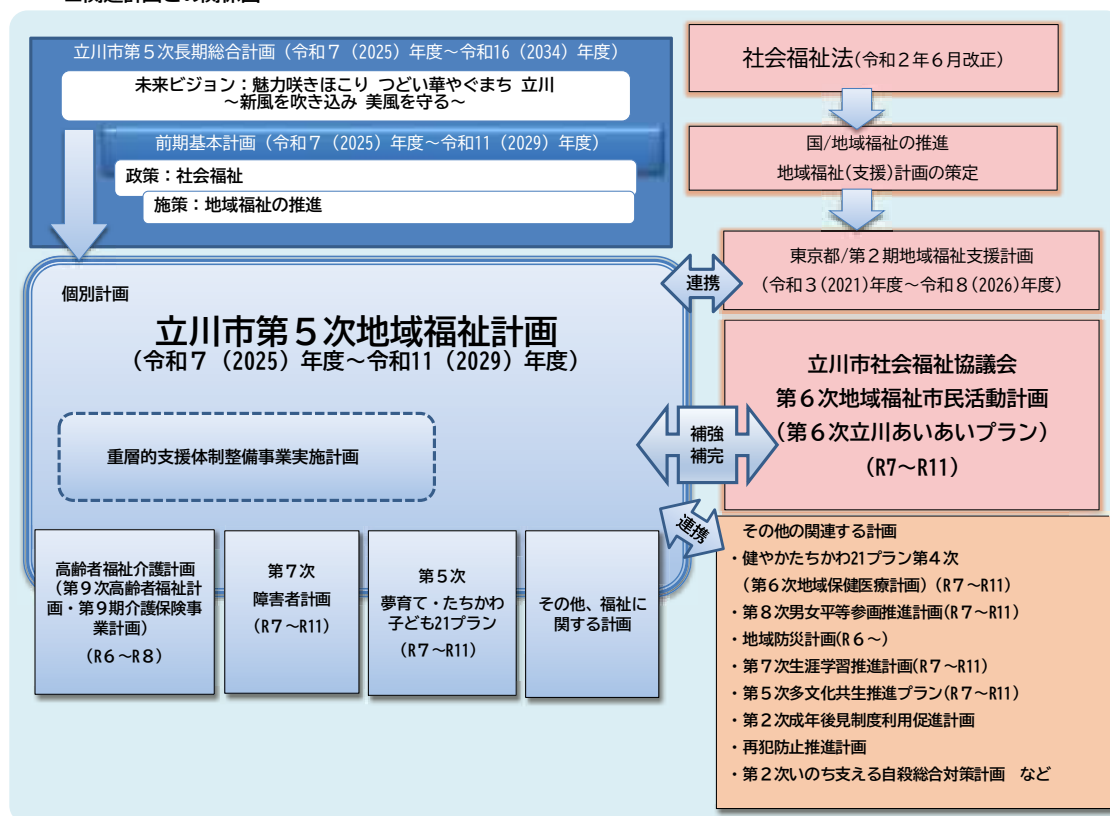


2 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条で規定される「市町村地域福祉計画」であり、「立川市第5次長期総合計画前期基本計画」の「社会福祉」分野における個別計画として策定します。また、社会福祉法の改正に対応し、地域福祉の推進に関する事項として、地域の高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として、関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野と連携し策定します。
- 包括的な支援体制構築のために令和4（2022）年度から開始した重層的支援体制整備事業の実施計画を包含し作成します。
- 立川市第4次地域福祉計画は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置づけられている立川市社会福祉協議会が策定する「第5次立川あいあいプラン 21」（地域福祉市民活動計画）と補完関係にあるため、立川市と立川市社会福祉協議会が合同で開催する地域福祉推進委員会において推進・検討を行ってきました。本計画策定においても「立川市第5次地域福祉計画策定検討委員会」と「第6次地域福祉市民活動計画策定委員会」を合同で開催し、実効性のある内容とするために検討を行いました。



■関連計画との関係図



3 計画期間と見直し

■本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を計画期間とします。ただし、国の福祉施策の根本的見直しや社会情勢の著しい変化があった場合には、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて施策を再検討し、本計画についても必要な見直しを行います。

4 計画策定の経過

■計画を策定するにあたっては、3,000人を対象にした地域福祉に関するアンケート調査や、日頃から地域福祉に関係の深い活動に携わる人への定点調査である「地域福祉ウォッチャー調査」を実施するとともに、市民参加型ワークショップ（地域懇談会）として富士見町地域懇談会と地域福祉アンテナショップ活動報告会を開催しました。定量的に地域の実情や課題の把握をするとともに、市民参加型ワークショップ（地域懇談会）では、住民と今後の地域のあり方について検討しました。さらに、対象別ヒアリングとして「教育」「障害」「多文化」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法に基づく子どもの意見

聴取として、10 人の子どもからも直接ヒアリングを行いました。

これらをもとに、市民、学識経験者、関係機関・団体の参画による「立川市地域福祉計画策定検討委員会」と市内の連絡組織「立川市地域福祉推進連絡会」での検討を重ね、市議会のご意見や、パブリックコメントを踏まえて策定しました。

5 第4次地域福祉計画の評価

■前計画である「立川市第4次地域福祉計画」では、8つの施策を展開しながら、計画を実行するための重点取組（1）身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり（2）「地域福祉コーディネーター」による地域づくり（3）大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置の3つを掲げ取り組みました。

■評価方法としては、平成 28（2016）年1月から平成 30（2018）年3月までの「立川市地域福祉推進委員会」においてまとめた、「地域福祉推進のための指標づくり報告書」に基づき、①量的な評価、②質的評価（事業実施の結果どのくらい課題が解決されているか、事業の対象者の満足度はどうかなど）、③プロセス評価（取組を通して住民参加や連携が進んでいるかなど）について、中間評価と令和 5（2023）年度末時点での評価を行いました。

■3つの重点取組

（1）身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり

令和 4（2022）年度から重層的支援体制整備事業を開始し、「相談支援包括化推進員」を立川市地域福祉課と社会福祉協議会にそれぞれ配置し、令和 6（2024）年度には合計 5 人体制とするとともに、市にアウトリーチ専門員を 2 人配置し、制度の狭間や複合的な課題のある相談を受け止め、多機関協働による世帯「まるごと」支援を実施していることから、体制づくりは達成したものと評価しました。

引き続き、多機関協働が円滑に進むための高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の関係機関とのネットワーク強化や伴走支援のさらなる理解促進、地域の多様な「場」で相談を受け止め市民を支えるしくみの充実などが必要です。

（2）「地域福祉コーディネーター」による地域づくり

令和 4（2022）年度からは、生活支援コーディネーター業務との兼務とし各日常生活圏域に 1 人から 2 人に増員し、計 12 人体制になったことにより体制が強化されました。地域の事情に応じて人と人、人と場所をつなげる支援に一層取り組むことができています。

(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

コミュニティ形成機能と地域生活課題解決機能の両方を兼ね備えた多機能拠点、身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場として、令和6（2024）年度末現在で、全部型が4か所、協働型が8か所設置されました。地域福祉アンテナショップ間で「ヒト・モノ・情報」が行き交うしくみが構築されつつあります（詳細は47～48ページ参照）。



■ 8つの施策

3つの目標「見守り支えあいながら、だれもが状況に応じて、人とつながり、自分らしく活躍できるようにします」「いつでも気軽に相談や交流ができ、必要な支援・福祉サービスを受けられるようにします」「互いに助けあいながら、安全・安心に暮らせるようにします」に紐づく8つの施策についても、「地域福祉推進のための指標づくり報告書」に基づき、地域福祉推進のための4つの要件①地域に参加する人の裾野が広がったか②多様な人が集まることのできる場が創出されたか③地域福祉、地域活動の担い手（リーダーやコーディネーター）の発掘や支援ができたか④地域住民と関係機関の連携・協働は進んだかについて、同様に、量的評価、質的評価、プロセス評価を行いました。

① 地域に参加する人の裾野が広がったか

コロナ禍の影響を受け減少した取組もありますが、支えあいサロン登録数が増加したことや、市内全19校の小学4年生を対象に認知症サポーター養成講座を継続実施したこと、障害に対する理解教育の推進では短編映画「バリアフルライフ」を上映したこと等から、地域に参加する人の裾野を広げてきたと評価しました。

② 多様な人が集まることのできる場が創出されたか

地域福祉アンテナショップの設置を進め、多世代が交流する多機能拠点を増やしたほか、自治会集会施設の設置などにかかる費用を支援し、市と自治会が連携する等、場の創出や維持ができたと評価しました。

③ 地域福祉、地域活動の担い手（リーダーやコーディネーター）の発掘や支援ができたか

相談支援包括化推進員を配置し関係機関との連携体制を強化し、支援者を支援する視点で相談に対応しています。また、避難所運営連絡会を通して組織への継続的支援を行う等、担い手不足が叫ばれる中、持続可能なしくみに向けた地域福祉の専門職や地域活動の担い手への支援の取組を評価しました。

④ 地域住民と関係機関の連携・協働は進んだか

住宅確保支援では居住支援協議会を立ち上げ、不動産関係団体、居住支援団体等と連携、子ども・若者自立支援ネットワーク事業では定時制・通信制合同学校相談会の開催を継続、地域見守りネットワーク事業の協力団体数も増加しており、関係機関との連携・協働は進んでいるものと評価しました。

■総括

もともと地域のつながりの希薄化が進んでいたところに、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で深刻化し、孤立を望まない方の社会的孤立の防止が大きな課題となりました。また、コロナ禍に人と人との接触を制限されたことにより滞った地域人材の発掘・育成は、大きな影響を与えており、担い手不足の課題は深刻です。地域人材の発掘・育成とともに支援者への支援は喫緊の課題といえます。

地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性

立川市は、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムを、介護保険制度改革の中で、高齢者支援のしくみとして、団塊世代が75歳となる2025年までに構築することを目指してきました。この実践の中で、介護保険制度をはじめとする専門職による支援や公的な福祉サービス等とともに、支えあいサロン活動や、ちょこっとボランティア等の地域の互助によるインフォーマルサービスが広がりをみせてきました。

また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築など障害者支援や、子ども・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービスや、地域での支えあいのしくみが整備されています。

「団塊ジュニア」世代が高齢者となり現役世代が急減する2040年に向けては、各制度や分野における支援や支えあいのしくみを連携させるとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等への支援を充実させるため、地域包括ケアシステムの考え方を、制度や分野を超えて 普遍化していくことを通して、全世代を支援するしくみを構築し、地域共生社会の実現を目指します。

6 計画にかかわる現状

(1) 人口構造等

<ポイント>

- 今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。
- 高齢者（65歳以上）のうち、約4人に1人が一人暮らしです。
- 認知症の高齢者は、高齢者人口に比例して増えています。
- 高齢者だけでなく、障害者、ひとり親世帯、生活保護世帯、外国人等様々な支援を必要とする方が地域社会で暮らしています。

①人口

人口は、令和10（2028）年をピークに微減に転じ、以降減少が続く見込みです。また、年齢階層別に人口を見ると、14歳以下の人口は減少傾向、15～64歳の人口は令和10（2028）年をピークに減少に転じ、65歳以上の人口は増加傾向となっています。



資料：平成30年、令和5年 住民基本台帳（各年1月1日現在）

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための
将来人口推計調査報告書（企画政策課）



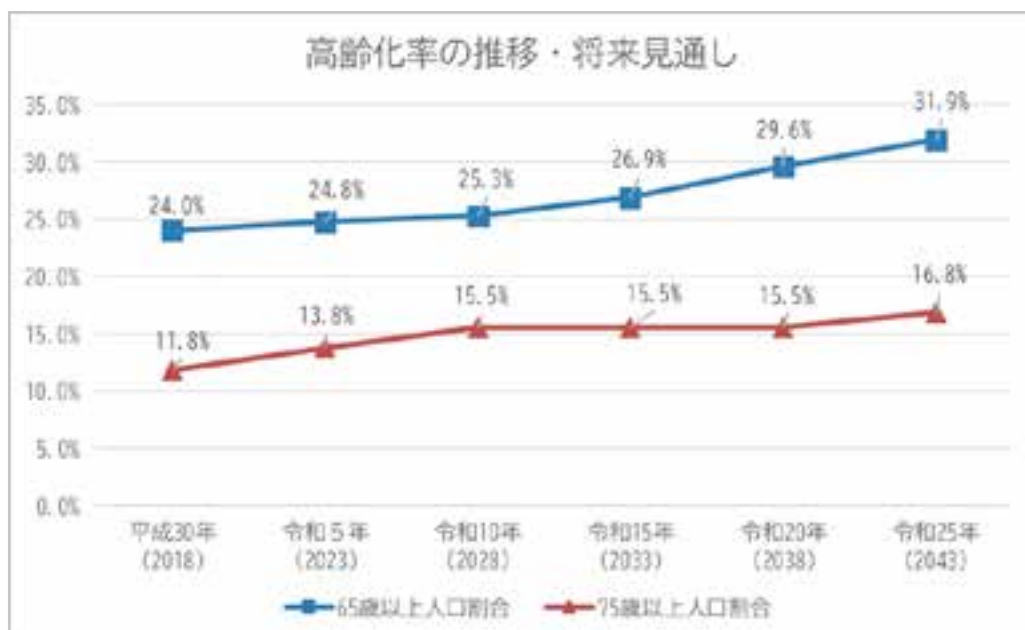
資料：平成 30 年、令和 5 年 住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

推計値 立川市第 5 次長期総合計画策定のための

将来人口推計調査報告書（企画政策課）

②高齢化率

令和 5（2023）年 1 月 1 日現在の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 24.8%で、75 歳以上の人口比率は 13.8%となっています。高齢化率は増加の見通しで、令和 25（2043）年には約 3 人に 1 人が高齢者（65 歳以上）になると推計され、今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。



資料：平成 30 年、令和 5 年 住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

推計値 立川市第 5 次長期総合計画策定のための

将来人口推計調査報告書（企画政策課）

③地域包括支援センターの生活圏域ごとにみる人口と世帯数

地域包括支援センターは、担当町別に6つの生活圏域を設けています。1世帯あたりの人口は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

年	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		立川市全体	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	総世帯数	総人口
令和3年	15,444	29,597	15,378	27,424	15,075	26,596	11,935	24,755	19,865	41,848	15,738	34,357	93,435	184,577
令和4年	15,724	29,700	15,609	27,572	15,177	26,603	11,920	24,501	20,203	42,111	16,049	34,637	94,682	185,124
令和5年	15,862	29,641	15,877	27,743	15,305	26,594	11,850	24,247	20,517	42,425	16,302	34,833	95,713	185,483
令和6年	16,029	29,573	16,190	27,968	15,440	26,558	11,775	23,998	20,711	42,599	16,583	35,129	96,728	185,825
令和7年	16,100	29,351	16,593	28,432	15,638	26,603	11,703	23,769	20,822	42,593	16,880	35,509	97,736	186,257
世帯当たりの人口	1.82		1.71		1.70		2.03		2.05		2.10		1.91	

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

④昼間人口と夜間人口

昼間人口は、平成12(2000)年では昼間人口と夜間人口の差が約18,000人でしたが、平成27(2015)年には差が約25,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が増加している状況です。日中の市民の見守り等については、市内で活動する企業や団体、学生等の協力が不可欠です。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
昼間	182,157	193,465	203,252	201,294	207,832
夜間	163,987	172,563	179,668	176,295	183,581
差	18,170	20,902	23,584	24,999	24,251

資料：国勢調査

⑤単身世帯・核家族世帯

令和2(2020)年国勢調査における立川市の単身世帯数は40,896世帯、市内全世帯数のうち45.58%が単身世帯です。単身世帯が増加傾向で、高齢者の単身世帯も急増しています。単身の高齢者世帯は12,540世帯で、平成27(2015)年から令和2(2020)年の間に3,065世帯増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成27年	83,285	39,771	36,519	9,475	47.75%	43.85%	11.38%	8.40%
令和2年	89,727	46,407	40,896	12,540	51.72%	45.58%	13.98%	2.70%
差	6,442	6,636	4,377	3,065	3.97%	1.73%	2.60%	-5.70%

資料：国勢調査

⑥一人暮らし高齢者

令和2（2020）年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は12,540世帯であり、65歳以上人口に占める割合は27.55%と、65歳以上の約4人に1人が一人暮らしです。

	総人口	65歳以上人口	一人暮らし 高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成17年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%
平成22年	179,668	38,153	7,545	19.78%	31,096	17.31%
平成27年	176,295	40,378	9,475	23.47%	36,519	20.71%
令和2年	183,581	45,524	12,540	27.55%	40,896	22.28%

資料：国勢調査

⑦要介護・要支援認定者数

要介護・要支援の認定を受けている人の数は年々増加しています。出現率は、75歳から84歳では約19%、85歳以上では約56%と大幅に高くなります。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	45,003	45,465	45,656	45,855	45,994
65歳から74歳	21,659	21,620	21,495	20,622	19,694
75歳から84歳	16,663	16,740	16,628	17,368	18,147
85歳以上	6,681	7,105	7,533	7,865	8,153
要介護・要支援認定者数	8,423	8,546	8,743	8,900	8,992
65歳から74歳	1,116	1,149	1,157	1,082	984
75歳から84歳	3,373	3,269	3,256	3,372	3,434
85歳以上	3,934	4,128	4,330	4,446	4,574
要介護・要支援認定出現率	18.72%	18.80%	19.15%	19.41%	19.55%
65歳から74歳	5.15%	5.31%	5.38%	5.25%	5.00%
75歳から84歳	20.24%	19.53%	19.58%	19.42%	18.92%
85歳以上	58.88%	58.10%	57.48%	56.53%	56.10%

※ 人口は各年10月1日現在。要介護認定者数は、第1号被保険者の各年度9月末現在

資料：介護保険課

⑧認知症高齢者

市内の在宅要介護認定者のうち認知症高齢者は、令和5（2023）年度4,284人と高齢者人口の約9%です。

	総人口	高齢者人口	65～74歳	75～84歳	85歳以上	要介護・要支援 認定者数	出現率	うち認知症 高齢者数	出現率
平成31年度	184,148	45,003	21,659	16,663	6,681	8,423	18.72%	4,689	10.42%
令和2年度	184,439	45,465	21,620	16,740	7,105	8,546	18.80%	4,719	10.38%
令和3年度	185,120	45,656	21,495	16,628	7,533	8,743	19.15%	4,501	9.86%
令和4年度	185,565	45,855	20,622	17,368	7,865	8,900	19.41%	4,553	9.93%
令和5年度	185,710	45,994	19,694	18,147	8,153	8,992	19.55%	4,284	9.31%

※ 人口は住民基本台帳人口（各年度10月1日現在）

※ 要介護認定者数は、各年度中に認定を受けた人数（更新含）

※ うち認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱ以上

資料：介護保険課

⑨障害者数

身体障害者の人数は減少傾向にありますが、精神障害者の人数は平成 31（2019）年から令和 5（2023）年の間に 400 人以上増加しています。また、知的障害者の人数も少しずつ増加しています。

	総人口（注1）	身体障害者（注2）		知的障害者（注2）		精神障害者（注2）	
		人 数	人／千人	人 数	人／千人	人 数	人／千人
平成31年 (2019)	183,923	5,332	29.0	1,375	7.5	1,958	10.6
令和2年 (2020)	184,195	5,233	28.4	1,396	7.6	2,094	11.4
令和3年 (2021)	184,661	5,211	28.2	1,429	7.7	2,177	11.8
令和4年 (2022)	185,201	5,164	27.9	1,470	7.9	2,343	12.7
令和5年 (2023)	185,552	5,103	27.5	1,502	8.1	2,426	13.1

資 料： 身体障害者…身体障害者手帳交付台帳登載者数
 知的障害者…療育手帳交付台帳登載者数
 精神障害者…精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数
 注1：人口は各年4月1日現在
 注2：障害者数は各年3月31日現在



⑩少子化の状況

5年ごとの18歳未満の人口の割合は、徐々に減少しています。

	総人口	18歳未満合計	18歳未満の割合	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳
平成15年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成20年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364
平成25年	178,407	27,203	15.25%	4,412	4,542	4,431	4,575	4,613	4,630
平成30年	182,658	27,199	14.89%	4,428	4,548	4,446	4,573	4,484	4,720
令和5年	185,483	25,941	13.99%	3,648	4,312	4,499	4,479	4,543	4,460

資料：各年1月1日現在 住民基本台帳人口（法改正により平成25年以降は外国人含）

⑪ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯は減少傾向にあります。

母子家庭数		父子家庭数	
平成31年度	1,688	平成31年度	48
令和2年度	1,682	令和2年度	32
令和3年度	1,563	令和3年度	88
令和4年度	1,525	令和4年度	76
令和5年度	1,453	令和5年度	73

資料：児童育成手当受給者数（各年度末現在）

⑫生活保護の状況

生活保護を受ける世帯は横ばいの傾向ですが、令和5（2023）年度における立川市の保護率は東京都平均値より6.1ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(%)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成31年度	231,216	3,894	284,304	4,967	20.4	27.5
令和2年度	231,969	3,882	282,449	4,891	20.3	27.0
令和3年度	231,839	3,919	280,116	4,894	20.0	26.6
令和4年度	231,538	3,890	277,857	4,797	19.8	26.0
令和5年度	231,027	3,868	275,498	4,734	19.5	25.6

資料：立川市は決算説明資料（年度末現在）

東京都は月報（福祉・衛生行政統計）（年度末月現在）

⑬外国人人口

立川市の外国人人口は増加傾向であり、令和2（2020）年は4,598人、令和6（2024）年は5,464人で、総人口に占める割合は約2.9%です。

	外国人人口	外国人世帯数
令和2年	4,598	2,369
令和3年	4,650	2,466
令和4年	4,723	2,521
令和5年	5,124	2,866
令和6年	5,464	3,155

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

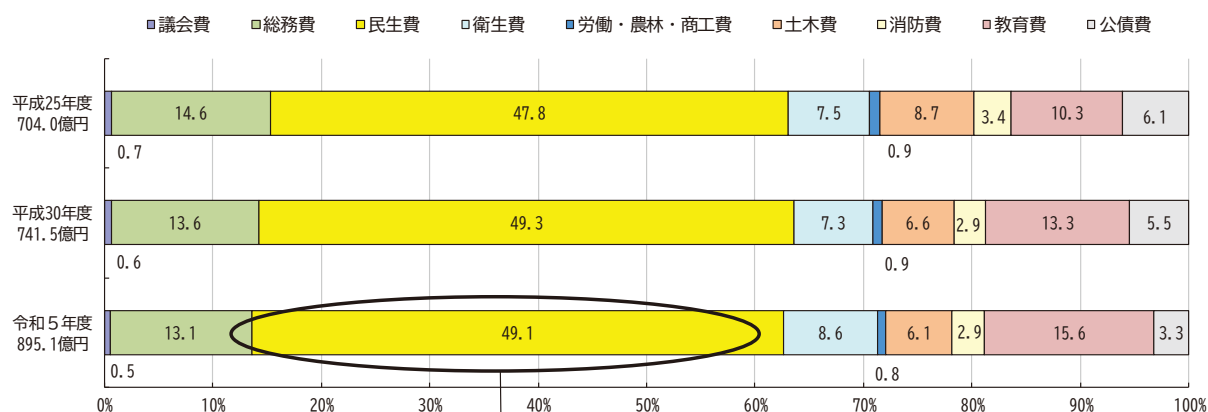
(2) 財政状況

<ポイント>

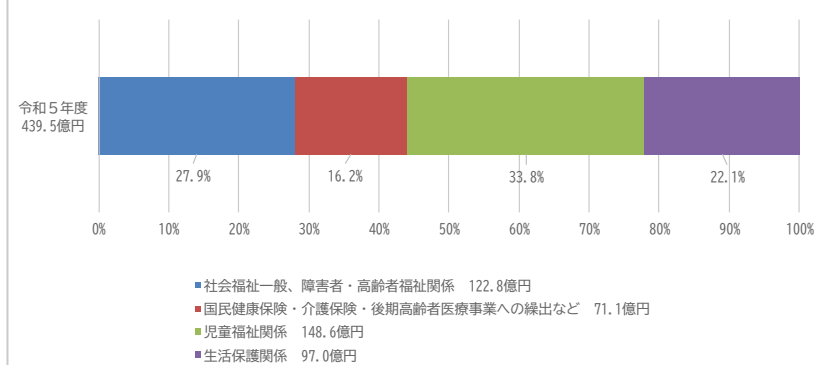
- 市の歳出のうち福祉関係の科目である「民生費」が約5割を占めています。

① 立川市の財政（歳出）の推移と民生費の内訳

立川市の財政（歳出）の推移



民生費の内訳（令和5年度）



資料：決算書（一般会計）

② 市税収入の推移（決算額）

単位：百万円

		平成25年度	平成30年度	令和5年度
市民税	個人	12,127	13,245	14,347
	法人	4,844	4,942	3,435
	合計	16,972	18,187	17,783
固定資産税		16,243	17,646	18,945
軽自動車税		130	184	239
市たばこ税		1,460	1,243	1,342
都市計画税		2,755	3,046	3,248
市税合計		37,562	40,307	41,559

資料：収納課

※金額は百万円単位で切り捨てているため、項目別の金額の和と合計欄は一致しない。

(3) 地域を取り巻く環境

<ポイント>

- 医療機関の数は充実していますが、駅周辺に偏る傾向があります。
- 振り込め詐欺の被害件数 40 件台と横ばいですが、手口が多様化しています。
- 管理のされていない空家が各地域に一定数確認されています。
- 虐待に関する相談は、高齢者については高止まり、障害者、児童について増加しています。

①地域の状況

	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
人口(A)	29,573人	27,968人	26,558人	23,998人	42,599人	32,129人	185,825人
面積(E)	3.07km ²	2.15km ²	3.67km ²	2.57km ²	7.21km ²	5.71km ²	24.36km ²
人口密度 (A/E)	9,632.9 人/km ²	13,008.4 人/km ²	7,236.5 人/km ²	9,337.7 人/km ²	5,908.3 人/km ²	5,626.8 人/km ²	7,628.3 人/km ²
年少人口(0~14歳)(B)	2,907人	2,720人	3,003人	2,621人	5,268人	4,675人	21,194人
年少人口率(B/A)	9.8%	9.7%	11.3%	10.9%	12.4%	14.6%	11.4%
生産年齢人口(15~64歳)(C)	18,612人	18,823人	18,413人	14,385人	26,771人	21,531人	118,535人
生産年齢人口率(C/A)	62.9%	67.3%	69.3%	59.9%	62.8%	67.0%	63.8%
老年人口(65歳以上)(D)	8,054人	6,425人	5,142人	6,992人	10,560人	8,923人	46,096人
老年人口率(D/A)	27.2%	23.0%	19.4%	29.1%	24.8%	27.8%	24.8%
民生委員・児童委員定数	30人	24人	25人	24人	30人	25人	158人
	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
都市公園	19	17	18	10	18	17	99
市立保育園	1	1	1	1	1	1	6
私立保育園	7	5	4	5	4	8	33
私立幼稚園	2	2	2	2	2	2	12
市立小学校	3	3	2	2	4	5	19
市立中学校	2	1	1	1	2	2	9
学童保育所	7	5	4	5	8	9	38
児童館	2	2	1	1	1	2	9
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	6
福祉会館	1	0	1	0	1	1	4
学習等供用施設	2	1	1	2	2	3	11
地域学習館	1	1	1	0	2	1	6
図書館	2	1	2	1	1	2	9
福祉相談センター	0	1	0	0	0	2	3
病院	1	3	2	0	2	0	8
小児科のある病院	0	1	1	0	1	0	3
診療所	38	25	47	9	29	9	157
小児科のある診療所	3	4	5	3	7	5	27
歯科診療所	34	18	28	16	18	11	125
認知症対応可能医院	3	2	5	2	3	0	15
老人福祉施設等	16	13	4	7	16	13	69
障害者福祉施設	32	38	22	14	25	14	145

資料：立川市統計年報（令和4年版）、たちかわの福祉（令和6年度版）、関東信越厚生局 保健医療機関施設基準の届出受理医療機関名簿

※人口は令和6年1月1日現在、老人福祉施設等は令和5年10月、病院等は令和6年5月、そのほかは令和6年4月現在

※市の面積は、平成27年3月6日付、国土交通省国土地理院より公表された「全国都道府県市町村別面積」により、24.38km²から

24.36km²になったが、地域別の面積については調整中のため以前の値を掲載

※老人福祉施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）及び居宅介護支援事業所の数

※障害者福祉施設は、「たちかわの福祉（令和6年度版）」掲載の「障害者のための施設等」の数

②立川市における振り込め詐欺の被害件数と被害額

単位：百万円

	件数	被害額
平成31年	44	101.05
令和2年	35	51.39
令和3年	49	87.8
令和4年	48	117.6
令和5年	45	46

情報提供：立川警察署犯罪抑止総合対策事務局

③立川市における町別の空家の状況

	町名	空家数 (A)	うち特定 空家候補	調査対象 建築物数 (B)	空家率 (A)/(B)
南部西	富士見町	21	2	1,998	1.1%
	柴崎町	18	6	1,940	0.9%
南部東	錦町	13	3	1,621	0.8%
	羽衣町	21	4	1,588	1.3%
中部	曙町	25	5	1,156	2.2%
	高松町	20	4	1,545	1.3%
	緑町	0	0	-	0.0%
北部東	栄町	31	8	2,860	1.1%
	若葉町	14	1	1,782	0.8%
北部中	幸町	24	6	2,323	1.0%
	柏町	5	0	1,353	0.4%
	砂川町	41	9	3,974	1.0%
	泉町	0	0	-	0.0%
北部西	上砂町	35	5	1,262	2.8%
	一番町	25	4	1,944	1.3%
	西砂町	29	5	2,334	1.2%
合計		322	62	27,680	1.2%

資料：立川市空家実態調査報告書(平成30年3月) 住宅課

※空家とは、1年以上居住または管理されていない住宅

※特定空家とは、老朽化等により周囲の住環境の安全を害するおそれのある空家

※国調査(平成25年総務省住宅土地統計調査)によると放置されている空家は、

立川市1.9%、東京都2.1%、全国5.3%となっている。

④高齢者虐待相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	南部西ふじみ	399	186	179	58	82
	南部東はごろも	52	112	242	60	36
	中部たかまつ	45	14	18	3	9
	北部東わかば	177	130	135	114	80
	北部中さいわい	308	255	398	446	376
	北部西かみすな	95	108	28	165	198
	計	1,076	805	1,000	846	781
福祉センター相談	にしき	0	0	0	1	0
	かみすな	0	0	0	0	1
	にしすな	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	1
相談受理合計		1,076	805	1,000	847	782

資料：地域包括支援センター業務報告

※相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑤障害者虐待新規相談件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談件数	11	17	18	17	34

資料：障害者虐待防止センター事業報告

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑥児童虐待新規相談件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談受理件数	227	368	393	308	317
その他相談受理件数	565	586	529	579	681
新規相談受理合計	792	954	922	887	998
年間活動延回数	11,773	14,374	16,696	15,427	17,302

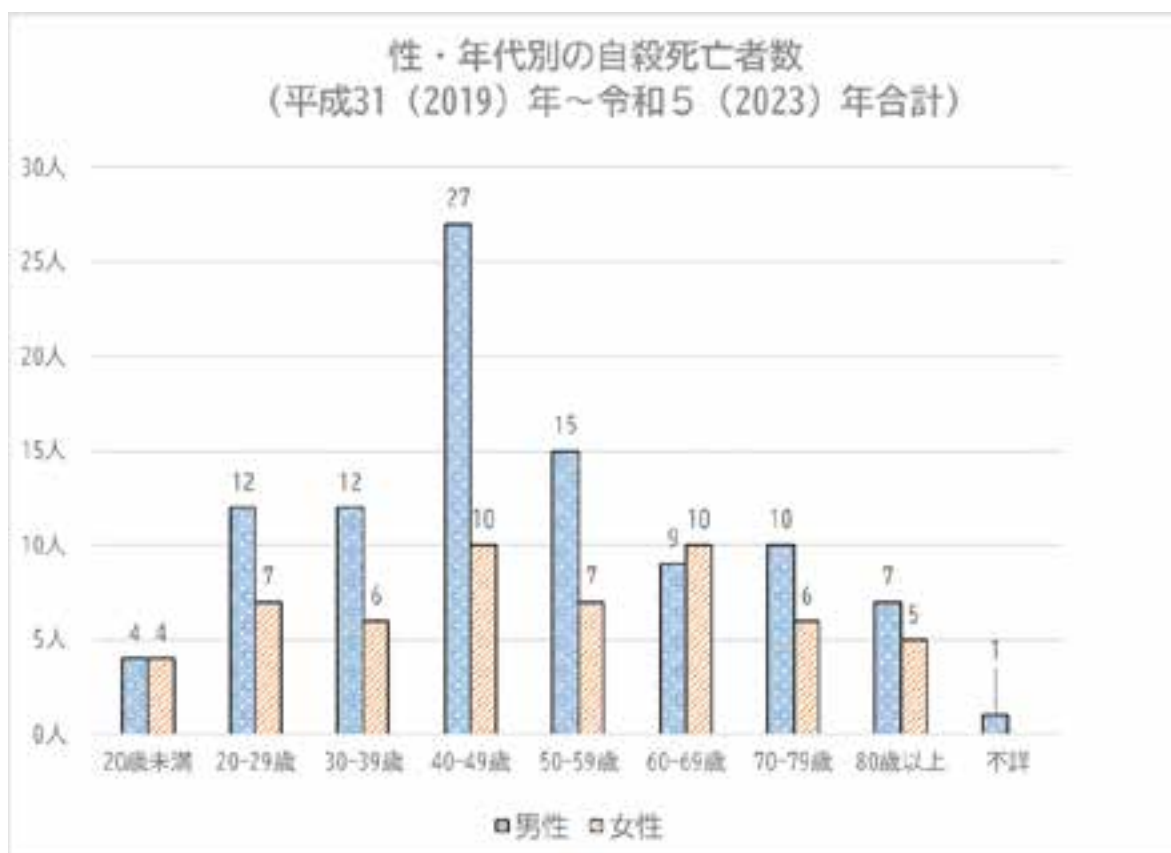
資料：旧・子ども家庭支援センター事業概要

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑦自殺者数、性・年代別自殺死亡者数



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(4) 地域福祉を支える地域の資源、活動

<ポイント>

- 福祉分野をはじめ、様々な分野で多くの市民活動が行われています。
- 自治会や老人クラブへの加入率は、年々減少しています。
- 民生委員・児童委員の役割がますます重要になる一方、定員 158 人のところ 151 人（令和 6（2024）年 3 月 1 日現在）で、充足率は 95.6%ですが、民生委員・児童委員の担い手不足の課題もあり、委員一人ひとりへの負担が大きくなっています。
- 社会福祉協議会は「地域福祉の推進役」として市と連携し、様々な市民活動の推進や相談・支援事業に取り組んでいます。
- 市内には、30 法人・80 か所（令和 6（2024）年 12 月末現在）の社会福祉法人が運営している施設があり、社会福祉事業を展開するとともに、地域における公益的な取組を行っています。

①市民活動

1)「ボランティア・市民活動センターたちかわ」に登録している団体は、以下の 7 分野で約 150 あり、それぞれ多彩な活動が行われています。

- (ア) 障害のある人や高齢者、医療に関するグループ
- (イ) 子どもや子育てに関するグループ
- (ウ) 環境に関するグループ
- (エ) 文化・スポーツに関するグループ
- (オ) 多文化共生に関するグループ
- (カ) 地域づくり・まちづくりに関するグループ
- (キ) いろいろな相談事業に関するグループ

※登録団体の情報は「たちかわまちねっと Web」でご覧になれます。

(<https://machinet-tachikawa.org/>)

2) 立川市内の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」とする）は、「連絡・助言・援助」を除くと「保健・医療・福祉」が 67.0%で多く、次いで「社会教育」が 55.7%となっています。特に「保健・医療・福祉」については、東京都や国の構成比より高い割合となっています。このほかの福祉関係の活動では、「子どもの健全育成」が 43.2%となっています。NPO 法人やボランティアは、特定の目的を持って活動し、その活動内容も多様で、且つ機能的であり、地域福祉の担い手としても注目されています。一般的には NPO 法人の活動は地域との接点が必ずしも強くはありませんが、地域住民や団体と地域の課題に応じて連携することで大きな力となることが期待されます。また、趣味活動や学習活動を行う団体が、その成果を地域へ還元し、地域生活課題の解決へ

向けた活動につなげると、目的を共有した多様な主体が参加するスケールメリットにより地域力が向上するという期待もあります。

NPO法人の状況

分野	立川市		東京都		国	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
1. 保健・医療・福祉	59	67.0%	4,469	50.7%	32,420	65.8%
2. 社会教育	49	55.7%	5,137	58.3%	27,820	56.5%
3. まちづくり	35	39.8%	2,897	32.9%	25,002	50.7%
4. 観光	0	0.0%	405	4.6%	3,810	7.7%
5. 農山漁村・中山間地域	1	1.1%	251	2.8%	3,226	6.5%
6. 学術・文化・スポーツ	31	35.2%	3,673	41.7%	20,495	41.6%
7. 環境の保全	19	21.6%	2,018	22.9%	14,862	30.2%
8. 災害救援	8	9.1%	704	8.0%	4,842	9.8%
9. 地域安全	12	13.6%	974	11.0%	7,152	14.5%
10. 人権・平和	19	21.6%	1,716	19.5%	10,114	20.5%
11. 国際協力	21	23.9%	2,734	31.0%	10,601	21.5%
12. 男女共同参画社会	8	9.1%	882	10.0%	5,395	10.9%
13. 子どもの健全育成	38	43.2%	4,119	46.7%	27,408	55.6%
14. 情報化社会	7	8.0%	1,530	17.4%	6,447	13.1%
15. 科学技術の振興	5	5.7%	702	8.0%	3,061	6.2%
16. 経済活動の活性化	9	10.2%	1,557	17.7%	10,129	20.6%
17. 職業能力・雇用機会	19	21.6%	2,054	23.3%	14,447	29.3%
18. 消費者の保護	3	3.4%	570	6.5%	3,319	6.7%
19. 連絡・助言・援助	66	75.0%	5,812	65.9%	26,954	54.7%
20. 条例指定	0	0.0%	14	0.2%	386	0.8%
計	88	100.0%	8,816	100.0%	49,271	100.0%

資料：内閣府NPO法人情報検索サイト（令和6年6月） 注：NPO法人は、複数の分野に重複掲載しています。

②自治会

自治会は、地縁に基づいた組織で、全国的に組織率の低下が見られますが、市民の生活を側面から支える重要な役割を担う団体です。立川市内には、179の自治会（令和5（2023）年4月現在）が活動しています。

自治会加入世帯は減少傾向で、自治会加入率は40%以下になり減少が続いています。

自治会は地域住民により自主的に結成された、地域の暮らしを支えるもっとも身近な組織であり、（ア）防災訓練、地域防犯講習会等の防災、防犯、交通に関する活動（イ）健康フェア、日本赤十字社、立川市社会福祉協議会、赤い羽根、歳末たすけあい、障害者後援会等福祉関係団体への協力等の福祉の問題に関する活動（ウ）運動会、文化祭、お祭り、盆踊り等の体育、文化、教養、レクリエーションに関する活動（エ）資源回収や公園清掃等の環境衛生に関する活動（オ）官公庁、小中学校、各種団体との連絡調整、各種回覧、書類の配布協力等の広報に関する活動などを行っています。

自治会数、加入世帯数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	181	181	180	179	179
加入世帯数	37,010	36,188	35,932	35,056	33,017
自治会加入率(%)	46.7%	39.2%	38.5%	37.0%	35.2%

資料：市民協働課 各年度4月現在

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで市民の立場に立って相談に対する情報提供や行政機関への連絡・協力、支援活動を行うとともに、必要に応じて市民の生活状況を把握するなど、地域の様々な活動を行っており、地域福祉を推進する上で重要な存在となっています。

立川市では、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民生委員（令和元（2019）年12月現在、定員158人で児童福祉法により児童委員を兼務する）が6つの地区民生委員・児童委員協議会を組織して活動しています（地域包括支援センターはこのエリアにあわせています）。なお、児童福祉について専門的に担当する主任児童委員が各地区に2人配置され、区域担当の民生委員・児童委員の活動に協力して児童福祉活動を推進する重要な役割を担っています。また、各地区の民生委員・児童委員協議会には、民生委員活動を支援する「民生児童委員協力員」が配置されています。

民生委員・児童委員の相談・支援件数や訪問回数等はコロナ禍もあり減少傾向ですが、行政や関係機関からの依頼事項が活動の大きな割合を占め、個別相談活動への対応が課題となっています。

民生委員・児童委員の相談・支援、活動、訪問、連絡調整の件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援件数	3,270	2,993	3,447	2,623	2,079
活動日数	25,072	19,297	22,183	22,374	22,382
訪問回数	33,613	18,289	17,513	31,072	18,114
連絡調整回数	9,729	8,564	9,145	8,862	8,406

資料：地域福祉課

④老人クラブ

老人クラブは、老人福祉法で高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけられ、地域の高齢者が、生きがいと健康づくりのために、老人クラブという仲間づくりを行い、相互に支えあい、社会貢献の活動等を行っています。令和5（2023）年4月1日現在で78の老人クラブ（会員数は5,287人）があり、健康増進活動や生きがいを高める活動のほか、友愛訪問や地域清掃といった社会奉仕活動等を行っています。歩け歩け運動や子どもたちとの交流、福祉施設への訪問等を実施しているところもあります。

団体数、加入率ともに減少傾向となっています。

老人クラブ 団体数、加入者数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数(団体)	87	85	81	77	78
加入人数(人)	6,461	6,236	5,786	5,479	5,287
60歳以上人口(人)	54,032	54,494	54,876	55,337	55,893
加入率(%)	11.96%	11.44%	10.54%	9.90%	9.46%

資料：福祉総務課、住民基本台帳 各年度4月1日現在

⑤立川市社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進役」と位置づけられ、地域住民や関係機関、市と連携して地域福祉を推進し、地域住民の福祉を増進していくことを目的とした団体です。組織は、市民や社会福祉団体および関係事業者等を会員として、「地域住民主体による福祉コミュニティづくり」を使命とし、その実現に向け、様々な活動を行っています。

主な活動内容

1) ボランティア・市民活動推進事業

価値観・分野・活動の形態で分断せずに、包括的な視点で人や活動をつなぐ中間支援組織として、ボランティア・市民活動センターたちかわを運営し、地域住民の地域福祉活動や市民活動、ボランティア活動等を推進しています。

2) 地域福祉事業

市との連携により市内全日常生活圏域に、地域生活課題の解決や早期発見を重視した活動を支援するため地域福祉コーディネーターを配置し、地域包括支援センターや自治会、民生委員・児童委員協議会等と連携して活動しています。

多様な地域住民の参加を意識しながら市民の交流や居場所づくりを支援し、孤立のない、地域住民自らが課題を解決することができる地域づくりに取り組んでいます。

3) 福祉サービス総合支援事業

判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう地域あんしんセンターたちかわを運営し、様々な機関と連携のもと、日常生活自立支援事業を実施しているほか、成年後見制度利用支援や普及推進等に取り組んでいます。

4) 地域包括支援センター事業

地域のケア体制・ネットワーク構築の中核となる基幹型地域包括支援センターを運営し、市と連携をとりながら、市内6か所の地域包括支援センター、3か所の福祉相談センター間の連携強化、介護支援専門員や介護サービス事業者の研修・情報交換の場の設置等、地域ケアのネットワークづくりに取り組んでいます。

5) 生活困窮者自立支援事業

立川市くらし・しごとサポートセンターを運営し、自立相談支援事業等を実施しています。離職などで経済的な課題等を抱えた人からの相談を受け、就労支援や生活の見直し等を行いながら自立生活の支援に取り組んでいます。また、同センターでは、生活福祉資金貸付事業も実施しており、両公的事業を活用し、社会とのつながりを結び直せるような支援を本人に寄り添って取り組むとともに、地域のネットワークの構築を進め、生活保護に至る前に包括的な支援をしています。

6) そのほかの事業

質の高いサービスの提供と市や関係機関との連携による地域におけるセーフティネットの構築をめざし、介護保険事業や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うほか、学童保育所や地域活動支援センターの運営、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい運動を実施しています。

また、こうした事業を通して把握したニーズを地域福祉の推進に役立てています。

⑥社会福祉法人の活動

社会福祉法人は、社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人を言います。立川市内には 30 法人・80 施設（令和 6（2024）年 12 月末現在）があります。

社会福祉法の改正により、これまで以上に社会福祉法人は、その高い公益性から、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性や創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められるようになりました。それに伴い、立川市では平成 27（2015）年から立川市地域貢献活動推進ネットワーク（通称：ふくしネットたちかわ）を組織し、市内すべての社会福祉法人および施設が参画し、地域における公益的な取組を推進しています。

具体的には、市内全域のネットワークを生かした「フードバンクの取組」や「参加支援の取組」などを行うとともに、「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」を各施設と立川市が締結しています。また、日常生活圏域ごとのネットワークも重視しており、地域懇談会や小地域ごとの地域公益活動を推進しています。

⑦立川市地域見守りネットワーク事業協定締結団体の活動

子どもから高齢者まで全ての市民が地域で孤立することなく安心して暮らせるために「地域見守りネットワーク事業」を推進しており、住民の方々や市内の活動団体及び事業者のみなさんから、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市に連絡していただき、安否確認など適切な支援につなげています。協定締結団体は、ライフライン事業者、医療機関、金融機関、地域関連団体、事業者等、113 団体（令和 7（2025）年 3 月末現在）と年々増え、民間事業者をはじめ多くの団体にご協力いただいています。

(5) 立川市の現状、課題、強み

立川市は、公共機関や商業施設の発展が著しい駅周辺の地域、玉川上水や緑豊かな風土を保つ地域など、市内でもそれぞれの地域における特徴、強み、課題があります。

このような状況を把握し、計画策定に反映するために、以下の通り、複数の調査機会を設けました。

- ・ 地域福祉に関するアンケート調査
- ・ 地域福祉ウォッチャー調査
- ・ 富士見町地域懇談会
- ・ 地域福祉アンテナショップ活動報告会
- ・ 専門職と市民活動団体へのヒアリング

※各調査の概要は付属資料各 120 ページ～131 ページの通り

これらの調査結果から次のようなことが浮かび上がりました。

●現状・課題●

【相談したくても、 相談先がわからない】

- よろず相談ができる場所が近くにない
- 相談先が分かりにくい
- 気軽に相談できない
- 家族や親族に頼れない

【地域活動に参加する機会が少ない】

- 歩いて行ける範囲に地域福祉アンテナショップが少ない
- 地域福祉アンテナショップ・地域福祉コーディネーターの認知度が低い

【活動の担い手が不足している】

- 地域活動に参加するきっかけが少ない
- 活動のための人材・資金・場所が不足している
- 地縁団体の加入率が低下している
- 新しい活動の立ち上げが難しい

【人との関わりが薄い】

- 新しい人と出会う機会が少ない
- 好きなこと・得意なことを生かす場が少ない
- 企業や事業所との協働が必要
- 災害時に備えて平時からできる取組みが分からない

●強み●

- 市民活動が盛んである
- 課題に積極的に取り組む人が多い
- 在住市民以外も立川を居場所としている
- 世代間交流が行われている
- 駅前を中心に商業施設が多い
- 文化芸術に長けている
- 地域の伝統的なお祭りがある
- 自然が豊か

また、今後の地域福祉活動の推進に向け、市民や地域団体、市民活動グループ、事業所や関係機関が関わる具体的な取組みとして、下記のような多様なアイデアが出されました。

●今後の取組みアイデア●

【誰もが相談しあえるまち】

- 相談のハードルを下げる
- どこの窓口に行っても相談を受けてもらえる
- 相談できる場所をまちのあちこちに増やす
- IT活用の可能性を検討する

【新しいつながりが広がるまち】

- 歩いて行ける範囲にふらっと立ち寄れる場所をつくる
- テーマ別の活動を展開する
- 様々な媒体を活用して地域福祉アンテナショップを周知する
- 人・団体の横のつながりをつくる

【支える人を支えるまち】

- 活動の魅力を発信する
- 全世代が地域活動に参加しやすくする
- 同じ悩みを持つ人同士が想いを共有できるようつながりを支える
- 「多様なはたらき(仮)※」を検討する

【多様なつながりを生かせるまち】

- 好きなこと・得意なことを地域活動につなげる
- 企業や教育機関と連携する
- つながり方の選択肢を増やす
- 多様なスタイルの防災活動を実施する

※多様なはたらき(仮)：雇用契約にとられない地域での多様な役割や機会

第2節 計画の理念

1 理念

- 地域福祉の目的は、地域に住むすべての人が、その地域でその人らしく生活するしくみを実現することにあります。そのためには、地域で必要な時に的確な支援をする担い手が欠かせません。人口減少社会で担い手が不足する中では、「わたしにもできそう」と思えることに無理なく関わり、誰もが地域で何らかの役割や出番を持って暮らせるしくみづくりが必要です。
- 子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も、外国人も、性別も関係なく、誰もが主体となって、それぞれできることを持ち寄り、得意なことや分野で活躍し、地域でつながることが望まれます。
- 例えば、大きな災害が起きた時等には、行政による公的な力、または個人の力だけではどうにもならない状況があります。そのような時は、地域住民が互いに助けあう「互助」が大きな役割を果たします。平時から、気にかける関係の中で見守りや助けあいをする地域のつながりを大切にし、災害時にも生かされる見守り・支えあいの地域づくりが必要です。
- そこで、日頃から行政と共に地域住民、自治会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア、社会福祉関係事業者など、地域における様々な人々や組織がその役割に応じ、いろいろな場面において、担い手として活動できるしくみづくりが必要です。
- 物質的に満たされていても、心が満たされないと孤独を感じます。それぞれが幸せを感じて、それをみなで共有し、よい影響を与え合うような、自分たちが満足して、これからも住みたいと思える幸せ広がる、やさしいまち立川を、自らつくっていく気持ちが大切です。
- 本計画の理念は、地域に住み、地域で活動する様々な地域住民や組織が諸活動に主体的に参加し、協働してまちづくりに取り組むというこれまでの理念を引継ぎつつ、私たち「一人ひとり」が主人公として共に地域の福祉について考え、得意なことやできることを「活かし」ながら、活躍や出番の機会が増えることにより、地域のつながりによる見守りや支えあいの地域づくりが進むとともに、関わりを持ちたい時には受け入れてくれる居場所があり、一人になりたい時には、落ち着いた環境に身を置けるような、それぞれ、つながりたい時につながることができる「やさしいつながり」のあるまちにしたいという思いを込めて、次のように定めます。

理 念

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～

■理念は、計画を推進するうえで実効性が高まるよう、第6次地域福祉市民活動計画と共通のものとなりました。

2 目標

■目標は、次のように定めます。

目 標

- 互いにそれぞれのできることを活かし、自分らしく暮らせるまち
- 誰もが身近に相談でき、安全・安心に暮らせるまち
- やさしいつながりで、みんなで支えてみんなが支えられるまち

3 計画の体系

- 3つの目標に沿って、本計画では10の「推進事項」を定めます。「推進事項」の中から特に重点的に取り組むものを5つ定め、★印で示しました。重点推進事項は、第6次地域福祉市民活動計画と共通のものとしています。
- 目標を達成するための手段として「推進事項」を実行する中で、市民、関係団体・事業者等の参加を得ながら取組を進めます。

【理念】

【目標】

【推進事項】

★は重点推進事項

一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
やさしいつながりのあるまちをつくる

互いにそれぞれのできることを活かし、
自分らしく暮らせるまち

誰もが身近に相談でき、
安全・安心に暮らせるまち

やさしいつながりで、みんなで支えて
みんなが支えられるまち

① 地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます（★地域福祉コーディネーターによる地域活動支援）

② 「つらいときには助けを求めている」身近に相談できる体制をつくりま（★身近に相談できる体制づくり）

③ つながり・支えあいの充実に向け取り組みます（★つながり・支えあいの充実）

④ 地域活動の担い手を支援します（★地域活動の担い手支援）

⑤ 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくりま（★「地域福祉アンテナショップ」の拡充）

⑥ 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます

⑦ 地域の防犯・防災への取組を高めます

⑧ 福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます

⑨ 必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにします

⑩ 地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます

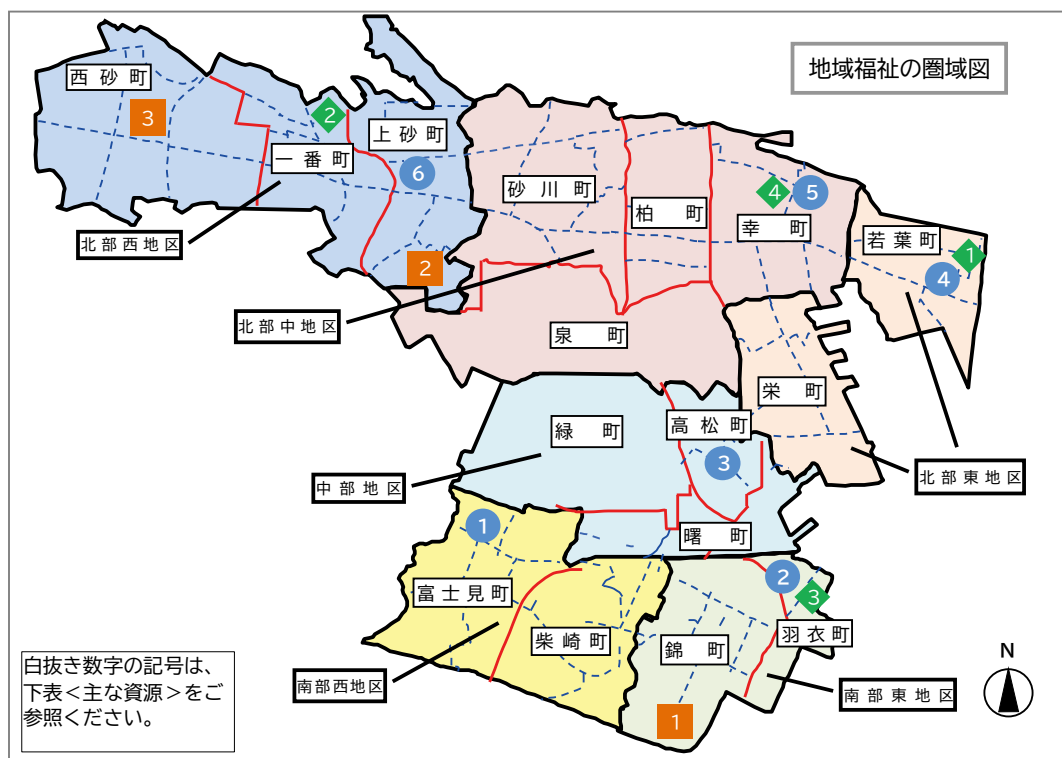
重層的支援体制整備事業実施計画

第2章 目標達成のための推進事項

- 理念に示す、「一人ひとりが共に^{ひひとり}いき、しあわせ^{ひろ}広がる立川^{たちかわ}～やさしいつながりのあるまちをつくる～」に求められる“まちづくり”の実現には、一人ひとりの地域住民の協力が不可欠であり、市民の理解と主体的な参加、協働が必要です。
- 市は、計画に掲げた各推進事項を、地域で生活する市民の立場でより深くとらえていくとともに、関係機関・団体との連携を十分に図りながら、実行していきます。

第1節 計画を実行するための日常生活圏域の考え方

- 立川市では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域を、地域の特性などにより区分し、中規模な地域福祉活動の基礎単位を6圏域としています。
- 日常生活圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉の推進を進めるにあたり、効果的な連携体制をとることができます。
- 一方、「立川市都市計画マスタープラン」では、「地域」を特性により区分した中規模の広がりとして5地域、「地区」を中学校区域程度の広がりとして10地区としています。
- 地域福祉を進める上では、6圏域を基本としつつ、地域の生活課題や実情に応じて、「立川市都市計画マスタープラン」における「地域」や「地区」、または、自治会連合会支部や町などの単位や、学校、地域学習館、学習等供用施設などの施設ごと、あるいはより小さな単位の自治会や班などの近隣基盤の力による小地域の活動などで重層的、かつ柔軟に対応していきます。
- また、現日常生活圏域の第5地区（北部中）と第6地区（北部西）については、近年人口、世帯数が増加している地区であるとともに、ひとつの圏域が広すぎるという意見があります。第2地区（南部東）や第3地区（中部）では、セキュリティの高い高層マンションが増えており、見守りや安否確認が困難である等、それぞれの圏域で違った傾向、課題を抱えています。圏域の数も含め、そのあり方については、今後、市全体を見渡した中で、検討していく必要があります。



< 6つの日常生活圏域 >

- 1 南部西地区（富士見町・柴崎町）
- 2 南部東地区（錦町・羽衣町）
- 3 中部地区（曙町・高松町・緑町）
- 4 北部東地区（栄町・若葉町）
- 5 北部中地区（幸町・柏町・砂川町・泉町）
- 6 北部西地区（上砂町・一番町・西砂町）

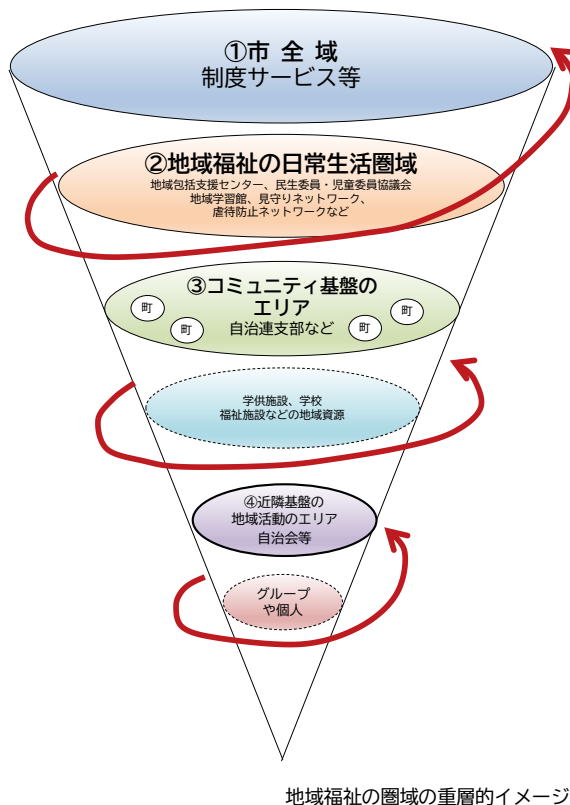
*地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会のエリアに一致させています。

< 主な資源 >

- ① 南部西ふじみ地域包括支援センター
- ② 南部東はごろも地域包括支援センター
- ③ 中部たかまつ地域包括支援センター
- ④ 北部東わかば地域包括支援センター
- ⑤ 北部中さいわい地域包括支援センター
- ⑥ 北部西かみすな地域包括支援センター
- ① にしき福祉相談センター
- ② かみすな福祉相談センター
- ③ にしすな福祉相談センター
- ① 地域福祉アンテナショップ BASE☆298
- ② 地域福祉アンテナショップ にこにこサロン
- ③ 地域福祉アンテナショップ はねきんのいえ
- ④ 地域福祉アンテナショップ スマイルキッチン

地域福祉の圏域と主な資源

	エリアの範囲	内容	主な資源や組織
①	市全域	市の基本的な行政サービスが及び範囲で市内全域	市役所、総合福祉センター、立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、自立支援協議会等
②	地域福祉の日常生活圏域	地域の包括的ケアのネットワークづくりを進めるエリア。6つのエリアが含まれます。	地域包括支援センター、福祉施設、民生委員・児童委員地区協議会、地域学習館、子ども支援ネットワーク、地域福祉アンテナショップ等
③	コミュニティ基盤のエリア	町を構成要素とした自治会連合会支部のエリア。12のエリアがあります。	自治会連合会各支部、小中学校、学習等供用施設、青少健、PTA等
④	近隣基盤の地域活動のエリア	地域における自主的な活動が行われるエリアですが、自治会、老人会、商店会、ボランティア団体等さまざまな活動が行われています。さらにこの中には、自治会の班や近所づきあいなど近隣基盤の関係が含まれます。	自治会、老人会、ボランティアグループ、支えあいサロン、集会所等



地域福祉の圏域の重層的イメージ

地域包括ケアを支援するサイト A y a m u（アヤム）

官民連携の一環としてカシオ計算機株式会社が提供しているA y a m u（アヤム）のサイトでは、市民、介護をしているご家族向けに情報を公開しています。

介護保険事業所や通いの場、相談機関やイベント情報等、会員登録不要で、目的やご自宅からの距離でも検索できます。

様々な通いの場や自費サービスと介護保険サービスを組み合わせた生活を組み立てること等にご利用ください。



「地域生活課題」とは

福祉サービスを必要とする住民とその世帯が抱える

- ①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- ②地域社会からの孤立の課題
- ③あらゆる分野の活動に参加する上での課題をいう。

「地域住民等は、地域福祉の推進に当つては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」（社会福祉法第4条第3項）

第2節 推進事項と重点推進事項



1 地域共生社会の実現

を目指した地域づくりを進めます

現状と課題

- ◆社会構造や人々の暮らしの変化・多様化を踏まえ、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。
- ◆コロナ禍以降、物価高騰等社会状況の変化で、望まない孤独と孤立は一層深刻な社会問題となりました。地域のつながりや安心して支援が求められるしくみ等、誰もが取り残されない地域づくりを進める必要があります。
- ◆多様性を認め合い、互いに地域で関わり、人間関係、社会関係の基盤を形成していくための福祉教育や取組が求められています。
- ◆制度や分野を超えて多様な主体が参画し、人と人や、人と資源がつながる多世代交流や多文化交流、居場所等の取組が求められています。
- ◆地域生活課題の解決には、社会福祉法人の地域貢献活動や民間企業の社会貢献活動等に期待が寄せられています。

取組の方向性

- 誰もが尊厳と誇りを持って暮らすことができるよう、認知症に対する知識と対応や、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例、立川市多文化共生都市宣言等を普及・啓発し、誰もが尊重される差別のない地域づくりに向け働きかけを行います。
- 地域住民や関係機関、民間事業者等との協働により市民の活躍の場を創出し、様々な人が、その人に合った活動への参加や居場所等を選べる環境整備や、参加する人の知識や経験を生かせるしくみづくりを進めます。
- 地域や学校等で子ども、若者の内から誰もが社会で生きていくために必要な社会政策の知識や活用方法を学ぶ機会を提供するとともに、多様な生き方を認め支え合う地域共生社会の実現に向けた、周知・啓発を進めます。
- 地域住民が主体となって地域生活課題を把握し、福祉分野を超えて様々な関係機関との連携により、解決が図れるよう環境を整備します。
- 立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク（ふくしネットたちかわ）等地域ネットワークを生かし、様々な地域生活課題の共有と解決に取り組みます。

★重点推進事項

「地域福祉コーディネーター」による地域活動支援

- 「地域福祉コーディネーター」は、地域の様々な団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、地域の団体によるゆるやかなネットワークを構築するほか、地域生活課題の早期発見に努め、そのネットワークを活用して地域住民自らの力による地域生活課題の解決を支援していきます。
- 高齢者・障害者・児童等対象別の支援の枠組みだけでは解決しないと思われる課題を扱う際も、その先に「住民福祉活動の推進」「地域づくり」「人のつながりづくり」を見据えて取り組み、制度やサービスの狭間の声を集めます。
- 相談に応じて、多様な居場所と活躍の機会を創出するとともに、地域で活動する担い手の発掘や支援を行います。
- 福祉分野に限らず防災、環境、子育てや教育等、市行政全般にわたり、市と協働しながら活動し、社会福祉協議会の持つネットワークや地域資源を活用しながら地域づくりを進めていくとともに、福祉以外の領域とも連携し協働のまちづくりを進めます。
- 中長期的な視点を持ち、各日常生活圏域の地域生活課題を市全体の課題や施策に引き上げていきます。

地域福祉コーディネーターの役割

1. 地域生活課題の早期発見・対応
2. 制度やサービスの狭間の声を集める
3. 地域の課題解決力を高める住民福祉活動の推進
4. 多様な居場所と活躍の機会を創出する
5. 狭義の福祉領域にとらわれずに協働のまちづくりを進める
6. 日常生活圏域の課題を市全体の課題や施策に引き上げる
7. 中長期的な見通しにたった地域づくり



さいわい町地域懇談会

幸町在住の方、幸町を拠点に活動する団体、施設の職員、幸町に関心のある方ならだれでも参加可能な懇談会です。幸町をより暮らしやすいまちにするためにどうしたら良いか自由に話し合ったり、地域の課題解決に向けて様々なイベントを開催したりしています。

これまで「防災講座」「自転車安全教室」「ごみ分別学習会」「認知症声掛け模擬訓練」「人がつながる幸町夜回り」「防災日帰りバス研修会（神田川・環状7号線地下調節地見学）」などを開催してきました。

令和6（2024）年度は、標識などが急に倒れて子どもがケガをしたニュースを受け、幸町の標識が腐食、劣化していないか、街路樹などでカーブミラーが隠れてしまっていないか、危険と思われる箇所はないか、メンバーで手分けをして幸町内を隅々チェックし、危険箇所を出し合いました。



2 「つらいときには助けを求めていい」

身近に相談できる体制をつくります



現状と課題

- ◆近い人ほど悩みを言えないものです。信頼できる人に「助けて」と声をあげられる環境を整える必要があります。
- ◆市民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくりが求められています。
- ◆生活に困難を抱える状態になる前に早期に支援を受けられるような「予防的」な取組も求められています。
- ◆制度の存在を知らない、内容がよくわからない、書類を書けない・揃えられない、自分の状況をうまく説明できない、役所に相談に行く時間・余裕がないという人にとって、社会保障制度はセーフティネットとして機能していません。支援につながりにくい人への支援が課題です。
- ◆制度の狭間や複雑、複合的な課題を抱えた世帯の相談を、たらい回しにせず受け止め、多機関協働で連携し適切な支援につなげる重層的支援体制整備事業のさらなる充実が求められています。

取組の方向性

- 「支援を求めていい」ことの周知・啓発を行い、困った時には「助けて」と声をあげられる環境を整えます。
- 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の取組を通じて、一次相談窓口における相談支援者の、まずは相談を受け止める、その後、必要に応じてつなぐ意識、姿勢の醸成に取り組みます。
- 関係機関等の気づきにより、支援につながりにくい人や世帯の困り事が重度化する前に早期に適切な支援につながるよう取り組みます。
- 市、関係機関等との顔の見える関係のもと、連携を強化しネットワークを生かした切れ目のないチーム支援を行い、相談体制を充実させます。
- ICTを活用した相談支援等多様なあり方を検討し、生活に身近な場所で「まずは相談してみよう」と思える体制を構築します。



身近に相談できる体制づくり

(1) 専門職等のチーム支援による相談機能の向上

- 人々が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しています。単独の相談機関では十分に対応できない課題がある人たちの相談に対して、本人・世帯の状況や困り事をまるごと受け止める、包括的な支援体制の構築に向け、令和4（2022）年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- 複雑化・複合化した課題等に寄り添い的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を立川市と立川市社会福祉協議会両方に配置し、連携・協働しながら相談支援を実施しています。
- 相談支援包括化推進員は、単独ですべての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、子育て、高齢・介護、障害、生活困窮等、世帯全体の複雑化・複合化したニーズを捉え、これを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートしていきます。
- 相談支援包括化推進員は、高い専門性が必要となることから、社会福祉士等の相談支援にかかわる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関での実務経験を有する等、関連機関と連携してチームで解決するためのコーディネートを行う主幹的な役割を担える人材を配置しています。
- 行政内部には、各種相談窓口が設置されています。近年では、障害者等の重度化・高齢化を見据え、きめ細かな相談や緊急的な対応が図れる地域生活支援拠点の整備や地域の中核となる「基幹相談支援センター」の設置、子ども家庭センターと児童発達支援センターの両機能を備える「立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）」の設置等、各相談窓口のあり方にも変化が見られます。複雑化・多様化した地域生活課題に対して、単独の相談窓口では課題の解決に結びつけることが難しい場合には、行政内部の関連部課と連携して包括的な支援が行えるよう、庁内連携会議や重層的支援会議を開催し、専門職等のチーム支援による相談機能の向上を図ります。
- 専門職チームで継続的にかかわるとともに、アウトリーチ専門員等による寄り添い型の伴走支援でつながり続け、適切な時期に必要な支援に入ります。

(2) 既存の相談窓口における一次相談の強化

- 市内には6か所の「地域包括支援センター」、3か所の「福祉相談センター」を設置しており、主に高齢者の相談を受ける機関として、介護保険の申請受付のほか、総合相談支援として家族の相談も受けています。
- 子ども・子育てに関しては「立川市子育て支援・保健センター（はぐくるりん）」、障害に関すること等は「基幹相談支援センター」や「地域活動支援センター」、生活や仕事の困り事は「立川市暮らし・しごとサポートセンター」等、分野ごとに相談窓口はたくさんあるものの、どこに相談したらよいか分からないような制度の狭間の相談や、単独の相談窓口で全てを解決することができないような複雑で複合的な相談が増えており、窓口がどこか分かりにくくなっています。まずは、身近な窓口で様々相談し、最初に受けた相談窓口において、困り事を一旦受け止める体制を強化します。
- それらの窓口で受けた相談は、「相談支援包括化推進員」や「地域福祉コーディネーター」等との連携や行政のバックアップ体制により、世帯の困り事をまるごと受け止め、支援につなぐこととし、身近な窓口のどこに相談しても、たらい回しにせず支援につながるしくみや機能を充実していきます。



地域福祉アンテナショップ「スマイルキッチン」 出張児童館

幸児童館は、幸町でも南側に位置し、幸小学校の児童は利用しやすい場所にあります。そんな中、幸児童館から「地域に自分たちが出向いていく出張児童館」を行いたいと提案があり、幸小学校の近くにある地域福祉アンテナショップ「スマイルキッチン」で開催することになりました。回数を重ねるにつれて利用する児童が増えていきました。

出張児童館は児童が利用すると想定していましたが、地域情報誌「まちなっと」を見た乳幼児連れの母親も友人親子と一緒に利用されました。母親たちが市内の子育てひろばを点々と利用している実情がうかがえました。また、子どもが昼寝から起きた後の時間帯に利用する場所がない課題も浮かび上がりました。

児童館が活動範囲を広げたことで分かった困り事を地域で解決するために策を練っています。



(3) 「地域福祉アンテナショップ」での気軽な相談

- 何に困っているのか明確に表せない方でも、地域福祉アンテナショップでは、何気ない会話の中から困り事を受け止め、本人が望む適切な地域資源や専門窓口へつないでいきます。
- 安全・安心（気軽に・否定されない）な環境で、「一緒に考える」ことにより地域生活課題を把握するとともに、地域のネットワークを生かして解決方法を検討していきます。

(4) ICTを活用した相談

- どこに相談したらよいか分からないような一次的な相談の振り分け等については、チャットボット等のICTの活用を検討します。
- インターネットを活用して、制度の案内や申請等が行えるよう検討を進めます。
- 相談に行くことに困難を伴う場合も含め、もっと気軽に、LINEやメール等でも初回相談ができるしくみの検討を進めます。



地域福祉アンテナショップ「にこにこサロン」 かみすな包括出張所

高齢化の進む団地が立ち並ぶエリアにある地域福祉アンテナショップ「にこにこサロン」に、介護保険や終活等について気軽に相談できる機会として地域包括支援センターのスタッフが出張しています。

介護予防のために、脳トレドリルにチャレンジしたり、ミニ講座が催されたりもしています。ちょこっとボランティアの方が特技を活かして講師役を務めた折り紙講座は大盛況でした。

かみすな包括出張所の評判は、近隣住民を中心に、口コミで広がり始めています。困り事を小さな芽のうちに発見したり、地域でお互いに助け合う場にもなっています。



3 つながり・支えあいの充実に向け取り組みます



現状と課題

- ◆血縁、地縁、社縁という3つの縁では出会うことのなかった他人同士が、それぞれの関心事や、学ぶことを通じた出会いにより、新たな縁を築き始めることに期待が寄せられています。
- ◆「受け手」「支え手」という関係を超えて、すべての人々がつながり、共に地域をつくり支えあうことが求められています。
- ◆市民の気かけ合う関係性「つながり・支えあい」と、専門職等による伴走支援「寄り添い型の支援」が重なりあうことにより、地域におけるセーフティネットが充実することが期待されています。
- ◆多様な担い手の参画による地域活動の普及促進が求められています。
- ◆地域社会での市民同士の支えあい、助けあいが大切だと考えている人が多い一方で、地域活動・ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても「仕事や家事で忙しい」「参加のきっかけがない」等の理由で参加ができない市民が数多くいます。
- ◆個人と地域・社会とのつながりが強まり、地域住民と支援関係機関等が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制、社会的包摂が実現されるための体制、基盤づくりが求められています。

取組の方向性

- 誰でも、地域社会やコミュニティに参加するための様々なルートがあり、自ら選択し他者や社会とつながる機会を得ることができる環境を整備します。
- 地域活動に参加する市民が人との関わりや役に立つことで生きがい等が生まれ、市民同士の自治や支えあいの意識が醸成されることを目指します。
- 地域住民の見守りや支え合い活動から、支援の必要な人に気づき、地域資源や専門窓口につながるしくみを構築します。
- 市民、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な担い手が地域活動に参画しやすくなるよう各種取組を促進させます。
- 簡単なことから参加でき、地域とつながれるしくみづくりに取り組みます。
- 市民同士が世代や分野を超えて出会い、互いを知り合う場や互いに学び合う場等をつくり、地域で多様且つ多世代がつながる地域活動が普及促進されるよう環境整備に取り組みます。

★重点推進事項

つながり・支えあいの充実

(1) 地域で互いに気にかかけあう関係性の構築

- 地域支えあいネットワークのちょこっとボランティアや認知症サポーター、ファミリー・サポート・センター事業等の各種ボランティア活動や、自治会活動、支えあいサロン等の地域活動を推進するとともに、活動を通じて知り合った人同士で互いに気にかかけあう関係性を構築していきます。
- 自然と人が集まっているような場所、図書館、公園、銀行、個人商店、スーパー、コンビニエンスストア等は、地域でつながる拠点として捉え、従業員等に認知症サポーター養成講座の受講を進める等、地域をゆるやかに見守る取組を進めます。
- 地域見守りネットワーク事業の協定締結団体等の協力により、日頃の業務や活動の中での気づきを市に情報提供いただくことで、市民の見守り活動を推進し、困り事のある市民に必要な支援につなげていきます。



小学生向けの認知症サポーター養成講座

立川市立小学校に通うすべての4年生に向けて、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を実施しています。実際に地域の中で、道に迷って公園で佇んでいる認知症高齢者に小学生が声かけをしてくれたことで、地域包括支援センターにつながり、無事に自宅に帰ることができたこともありました。

地域包括支援センターの職員がお礼を伝えると、児童たちは「僕たち認知症サポーターだから！」と誇らしげに話してくれました。地域の見守り・支え合いが年代を問わず広がっています。



(2) 地域で、人と人、人と機会をつなぐ活動者の充実

- 孤立のないまちを実現するために、誰もが役割と出番をもち活躍できる地域をつくるとともに、地域で、人と人、人と機会をつなぐ活動者を増やし、支え合いの活動を充実させ、地域が支援の必要な人に気づいてつなぐことができる体制づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター等の活動を支援し、地域を見守り、何気ない会話から困り事をキャッチし、地域資源や専門窓口へつなぐ機能の維持向上に努めます。
- 外国人も含めた多様な人や、子どもを中心に据えた取組等、多文化・多世代の人が「おいしい・たのしい・うれしい」と気軽に集い、つながれる機会を創出し、多様で、子ども・若者を含めた多世代に助け合いの気運が醸成され、活動者が増えることを目指します。
- 「つながらなくてはいけない」という義務感のようなわずらわしさではなく、「つながりたいときにはつながることができる」やさしいつながりのあるまちを目指し、自身の生き立ちや背景、事情を明かさなくても「歓迎される」「感謝される」誰にも開かれた安心できる居場所づくりや、ただそこに居るだけでもいい役割・活動、ICTを活用したつながり等、様々なつながりによる支え合いの取組が生まれる環境づくりをするとともに、行政があらゆる形で支援を実施することで活動者を増やしていきます。



小学校でのボランティア活動

思いやりをもち、豊かな心を育てる教育活動に賛同した保護者や地域の方、高校生が協力して、市内小学校でボランティア活動を行っています。色々な世代の方が子どもたちとの交流を通して、互いを認め合い、誰にでも役割があることを実感しています。朝のあいさつ運動に参加しているボランティアの方は「子どもたちに会いたい」と、毎日15分間、校門の前でのあいさつを通じて子どもたちと交流しています。

自身の体調や天候に応じてお休みするなど、無理せずマイペースに活動しています。学校を拠点に、地域で子どもを見守り、育てるボランティア活動が広がっています。



4 地域活動の担い手を支援します



現状と課題

- ◆80 歳代でも働きたいと思う高齢者が増えていること等から、地域活動を担っている人の高齢化や担い手不足、人材不足などが起きています。
- ◆コロナ禍では、人と人との接触機会が制限されたため、地域人材の掘り起こしが滞り、地域の担い手不足は一層深刻となりました。
- ◆市民の地域福祉活動への参加を促す環境整備や、地域生活課題に取り組む地域住民を、様々な手段で支援していくしくみの構築が求められています。
- ◆誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域づくりが求められています。
- ◆活動の場に参加しようと思ったときに、参加先の雰囲気があると安心してきるとの声があります。
- ◆参加する人を増やすために、年齢、職業等の違いや地域への関心の度合いが、人それぞれ異なるということへの理解や配慮が求められています。
- ◆地域福祉を推進する人材の養成が求められています。

取組の方向性

- ボランティア団体、NPO法人、自治会、民生・児童委員や市民による地域活動等が維持・継続されるよう、支援のあり方を検討するとともに、市民の自主的な活動と公共的サービスの連携について検討し住民の参加促進に努めます。
- 市、社会福祉関連団体だけでなく、民間企業等からも担い手への支援が得られるよう協働のしくみを検討します。
- 活用できる人材、モノ、資金、情報等を共有することによりバックアップするしくみを検討し、団体等を支援します。
- 地域懇談会や勉強会、講座等を開催し、地域住民と地域生活課題の共有を図り、その解決策を共に検討していくことで、地域福祉推進への主体的な参加が促進されるよう取り組み、地域の担い手の発掘を図ります。
- 得意分野や可能な時間帯で地域活動に参加できるよう、情報提供やマッチング等の工夫を検討します。
- 福祉・保健医療分野で就労していたOB等に働きかけ、地域活動に参加することにより地域活動を支援できるよう取り組みます。

★重点推進事項

地域活動の担い手支援

- 担い手不足の課題解消に向けては、地域活動の輪を広げるとともに、課題意識を持ち、「私にもできそう」と行動に移して共に活動することができる人や機関の発掘、協働の機会を増やすための取組を進めます。
- 協働のあり方については、従来の「ボランティア」や「地域活動」だけでなく、「多様なはたらき（仮）※」のようなバリエーションを増やす検討を進めます。
- 誰もが役割と出番を持ち活躍できる地域をつくっていくために、地域福祉活動を行う団体や地域住民の活動が持続可能なしくみとなるよう、団体等と意見交換をしながら、支援者を支援していく取組を進めます。
- 多様な企業や商業、農業、文化、芸術、教育等の、福祉領域に限らない分野との連携を進め、参加のスタイルや居場所のバリエーションを広げる検討を行い、企業や事業所等と連携したコミュニティづくりを展開し、まち全体の活性化や多様なつながりの創出となるよう取組を進めます。
- 市民や様々な地域資源の力を発揮しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、市と市民、関係機関、事業者、企業等が協働しながら支えあう地域づくりを進めることができるよう、市の役割を明確にして支援します。 ※多様なはたらき（仮）：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会



ふくしネットたちかわによる社会参加支援

市内社会福祉法人の地域貢献活動推進ネットワークである「ふくしネットたちかわ」では、社会的に孤立している方へ、社会参加や職業体験の機会を提供しています。「施設内の清掃活動」など、「これならできそう」という、挑戦の第一歩となるような活動です。見学、面談、体験を行いながら希望者にあった内容に調整しています。

例えば、ひきこもりがちで昼夜逆転していた方が、活動をきっかけに同法人内で、就労につながった例もあります。活動を通し、自分の得意なことを見つけていくことで、当初の目標であった「生活リズムを整える」だけでなく、「働いてみたい」という新たな目標に向け前向きに活躍されています。



5 「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを 活かし、みんなが活躍できる場をつくります



現状と課題

- ◆地域住民が集う、世代や分野を超えた多世代・多機能型の拠点、活躍の場が求められています。拠点づくりには、既存施設等の活用も必要です。
- ◆一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくには、支えられるだけではなく、何か役割を担いたいという希望もあります。
- ◆それぞれができることや得意を生かすほか、その人がそこにいるだけでもいいような居場所も求められています。
- ◆就労に困難を抱える人への横断的な支援のあり方が求められています。
- ◆活躍の場をつくっていくためには、持続可能なビジネスとして地域で様々な資源を生かし、新たな「多様なはたらき（仮）※」の場も含め、仕事をつくるという視点も必要です。
- ◆民間事業者等との連携による活動の場の創出が求められています。

※多様なはたらき（仮）：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会

取組の方向性

- 地域福祉アンテナショップをはじめとして、様々な地域資源を有効に活用した市民の活躍の場や拠点づくりを進めます。
- 生活での困り事を抱えていたとしても、「支え手」「受け手」という関係を超えてそれぞれの得意や個性を生かせる出番や役割が生まれる場や、ただそこにいるだけでもいい居場所などもつくっていきます。
- 多世代、多文化等、多様な活動の場や拠点を創設し、人それぞれの多面性を生かした取組を進めます。
- 福祉以外の分野とも連携し、様々な課題を抱える市民の就労や活躍の場の確保等を目的とした取組を進めます。
- 地域生活課題の解決に向けては、無償のボランティアや地域活動だけでなく、地域のさまざまな資源を生かした持続可能なビジネスを模索し、仕事を新たにつくるという視点での取組も進めます。
- 場所の活用等、民間事業者、企業とのコラボレーションにより活躍の場がひろがる取組を進めます。

★重点推進事項

「地域福祉アンテナショップ」の拡充

- 第4次地域福祉計画において「身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場、地域福祉アンテナショップ設置事業」を掲げ、地域にある空き部屋や企業の空きスペース等を活用し、行政、専門職等の支援を基に地域住民主体の運営をベースとしたサロンやコミュニティカフェの実施等、地域住民主体の協働で進めました。引き続き、地域活動に参加するきっかけの場ともなるよう取り組みます。
- 全部型については、令和6（2024）年度末現在、北部西地区に「にこにこサロン」、北部東地区に「BASE☆298」、北部中地区に「スマイルキッチン」、南部東地区に「はねきんのいえ」の4か所を設置しています（31ページ参照）。全部型を各日常生活圏域にひとつ以上の設置を進めるとともに、開所日や時間の拡大についてはニーズに対応できるよう検討を進めます。また、「コミュニティ形成機能」と「地域生活課題解決機能」をあわせ持ち、また、重層的支援体制整備事業の参加支援の場としての機能も有する多機能拠点として、充実させていきます。
- 協働型については、福祉以外の分野との協働も進め、地域の実情にあわせて大小様々増やしていくとともに、全部型を核として協働型とのネットワークを強め、「ヒト・モノ・情報」が行き交うしくみを強化することで、住民主体の活動や地域活動団体等を支援し、持続可能な体制とします。



くらム 地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」

「BASE☆298」は、100円以上を寄付するとキャスト（ボランティア）がお礼に飲み物を提供するカフェ形式の居場所です。キャストはシフト制で「家では一人なので誰とも話さないけど、ここに来るとおしゃべりができてとても楽しい」と高齢者の活躍の場にもなっています。また「カフェで働いてみたいけど不安がある」という若者の体験の場にもなっていて、優しくて世話好きなキャストとここに訪れる方々が、とても温かく迎えています。

頻繁にイベントも開催され、多彩な方たちが活動の成果を発表し、交流が広がっています。大人も子どもも集える、楽しいと思うことを一緒に考え、やってみることができる居場所となっています。



- 自身の生き立ちや背景、事情を明かさなくても参加でき、「社会」や「人づきあい」の安全地帯として、「歓迎される」「感謝される」「誰かを慮る」等安心・愛着をベースにしたコミュニティとします。人は誰しも多面的、様々な人が出入りすることで「助けられるばかり」ではなく、自分らしく役割を発揮し、支える側にも支えられる側にもなり得る場づくりを進め、精神的なつながりを意識した居場所としていきます。
- 何気ないおしゃべりから、気になっていた近所の情報、どこに相談して良いか分からないことなどの相談先の情報が得られ、地域に身近な相談窓口とし、必要に応じ地域資源や専門機関につないでいきます。
- 身近な地域で体操グループに参加してみたい、何か地域で活動してみたい、ボランティア活動をしてみたい等、地域の情報がまとめて得られる、伝えられる「アンテナの機能」を強化し、情報の拠点にしていきます。
- ふらっと立ち寄れる、相談や交流、活動の場としてだけでなく、周辺地域が活性化するような取組を推進するため、全部型、協働型にとらわれない第3の地域福祉アンテナショップのあり方を検討します。夕方や早朝のニーズへの対応や、様々な形態の地域福祉アンテナショップのあり方を検討し市民にとって有益な機能を充実させます。

「地域福祉アンテナショップ」名前の由来

立川市第4次地域福祉計画の策定作業時に開催した地域懇談会の場で、参加者から立川駅南口にあった「農産物直売所と姉妹都市アンテナショップ」を例示され、「通りに開かれていて、誰に対しても歓迎ムードがあり、ふらりと入りやすい」という趣旨で提案がありました。「広く地域にアンテナを巡らせる拠点」というイメージを持ってもらいやすいため、「地域福祉アンテナショップ」に決定しました。

「地域福祉アンテナショップ」では、地域住民等に交流や相談、居場所等を提供し「全部型」は概ね1週間あたり2日以上かつ1日あたり3時間、「協働型」は概ね1か月当たり2日以上以上の活動を行います。

6 誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます



現状と課題

(権利擁護)

- ◆身寄りのない高齢者や、親族がいても頼ることができない市民が増えることが予測される中、国は成年後見制度について見直しを検討しています。

(バリアフリー)

- ◆令和6（2024）年4月、「障害者差別解消法」の改正法が施行され、これまで民間企業や団体にとって努力義務だった障害のある人への合理的配慮の提供が法的義務へと変わりました。

(住まい)

- ◆高齢であることや障害があること等を理由に住まいの確保が難しい住宅確保要配慮者に対して、住まいの相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」が市福祉部門や不動産協力店、関係機関等と連携して、居住相談に努めています。

(予防)

- ◆本市の高齢者施策では、病気や健康のことを考えなくても自然と健康的な行動や生活習慣ができるように、地域や社会を整えるという0次予防の考え方を広めています。

(移動)

- ◆地域福祉に関するアンケート調査では、単身高齢者や75歳以上では、移動手段としてバスの利用率が高く、バス路線の廃止や減便、免許証を返納した後の移動の課題は、フレイル予防や孤立防止の視点でも、早期に対策が取られることが望まれています。
- ◆外出したいと思っても困り事があるために諦めた人は、高齢者だけでなく若年層にも多い傾向があります。
- ◆要介護状態や障害等の理由により単独での移動が困難となった場合でも、社会的孤立の防止に向け必要な外出や余暇を楽しむために、様々な形態の移動手段や支援があり、選択できることが求められています。

(制度の狭間)

- ◆共働き世帯が増え、仕事と子育てや介護との両立に悩む世帯や、家族の世話を過度に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）が増えています。
- ◆貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められています。
- ◆分野や制度の狭間により既存のサービスでは対象から漏れる人がいます。

(多文化)

- ◆外国人労働者や訪日外国人観光客の増加に伴い、言葉や文化の違いによりマナー等が地域で問題になることがあります。

(自殺対策)

- ◆働き盛りの年代の40歳から59歳までの自殺死亡率・自殺者数が最も多く、人生の悩みや困り事を抱えている人への対応や支援、また若年者の自殺未遂者への支援が求められています。

(再犯防止)

- ◆犯罪を繰り返す人の背景には、安定した職業や住居の確保ができない等があり、社会復帰が困難な状況にあります。誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進するために支援が必要です。



ヒューマンライブラリー

ヒューマンライブラリーとは、デンマーク発祥のイベントで、日常の中では触れ合う機会の少ない多様な人々を「生きている本」に見立て、少人数で対話を行うイベントです。

対話を通して相互理解を深め、今まで気づいていなかった自分自身の固定観念や新たな価値観、自分の可能性や強みに気づく時間にもなっています。

地域や福祉について共に考え、共感を生み出す場になっています。



取組の方向性

（権利擁護）

- 判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、権利擁護のあり方については、一人ひとりに合った支援構築を地域づくりの視点を持って進めるとともに、市民後見人等の育成や活動支援を行います。また、高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援を進めます。

（バリアフリー）

- ユニバーサルデザインの視点に立った建物等のバリアフリー化を推進するとともに、合理的配慮は身近で誰にも関わることとして、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうことの「心のバリアフリー」への取組を進めます。

（住まい）

- 単身高齢者や生活困窮者をはじめ、市民が安心して日々の生活を営むことができるよう、生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備に向け、居住支援協議会、居住支援法人等と横断的な支援を進めるとともに、居住に関する課題解決に向けた検討を進めます。

（予防）

- 無意識の健康行動が進むための取組や、ACP等自らの人生を設計し全うするための意思決定支援等の取組を推進します。

（移動）

- 交通弱者に対する移動支援については、既存事業の精査とともに、立川市地域公共交通計画の策定経過を踏まえながら、福祉的な視点にたった支援のあり方を検討していきます。



(制度の狭間)

- 家族の世話を過度に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）、ビジネスケアラー等、全てのケアラーに対する分野横断的な相談支援の充実とともに、介護という役割を担いながらも、介護している方自身の人生も大切にしていける支援の普及と実践を進めます。
- 学習支援や子ども食堂等のほか、地域において子ども・若者を軸とした多世代・多文化交流や、体験や経験を増やす機会の提供等、あらゆる分野との協働の取組を進めます。
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスや、制度の狭間を埋める地域の取組等について、関係機関や地域活動団体等と連携し検討します。

(多文化)

- 外国人や外国にルーツを持つ人にも住みやすく、訪れやすいまちづくりを進め、やさしい日本語での説明や多文化交流により相互理解を進めます。

(自殺対策)

- 誰もが自殺に追い込まれないよう、自殺対策を支える人材の育成を進め、各種窓口での相談支援や地域のネットワークを強化し取り組みます。

(再犯防止)

- 犯罪をした人の中で、保健医療、福祉等の支援を必要とする人に対しては、様々な分野が連携して社会復帰支援を行い、地域における包摂力を高めていきます。



「やさしいまちの取組」

立川市では、誰もが地域社会の一員として尊重され、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的として「立川市障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定しています。

条例の周知啓発のために「やさしいまちの取組」を行っています。「やさしいまちの取組」とは、障がいについての理解を深め、障がいのある人が困っていることを知ってもらい、困っているときに助け合えるための取組です。

「障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会」のメンバーと各地区の地域福祉コーディネーターで、地域のスーパーやコンビニ、金融機関、郵便局などに訪問して、チラシを配布しながら声を届ける活動を行っています。



7 地域の防犯・防災への取組を高めます



現状と課題

- ◆コロナ禍の経験を生かし、新興感染症などの災害級の事態に対する心構えや対策をマニュアル化し備えること等が求められています。
- ◆地震や風水害が発生したときに被害を広めないために市民が地域で取り組めることとして、日頃から防災訓練、避難訓練への参加や、地域で防災マップをつくることなどがあげられています。
- ◆災害時に、自ら避難することが困難な人が取り残されないよう地域の支援の協力が得られる取組や、福祉避難所等の充実が必要です。
- ◆住んでいる地域に満足していない理由に、防犯活動が行われていないことや災害時に助けあう関係づくりが行われていないから、と答えている人がやや多い傾向にあります。
- ◆強盗や特殊詐欺等の犯罪が相次ぎ、不安を抱えている人が多くいます。
- ◆防犯・防災への取組強化とともに空き家対策が求められています。

取組の方向性

- 地域住民が主体となって避難所運営マニュアルの見直しや更新等を行えるよう、地域の防災力を高める支援を進めます。
- 防災訓練や防災まち歩き等、災害時に誰もが安全に避難できるルートを確認する取組等を進め、顔の見える関係でいざという時の不安を減らすとともに、災害時に地域住民が互いに助け合う機運を醸成します。
- 避難行動要支援者を把握し個別避難計画を作成することにより、日常的な見守りを行い地域で支える体制を推進し、平常時の見守りと災害時の見守りが連動するしくみづくりを進めます。
- 一人ひとりが防犯・防災を自分ごととして捉え、地域の取組を高める環境づくりを進めます。
- 強盗や特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための、周知啓発を進めます。
- 我が家を空き家にしないためには元気なうちから備えておくことが必要であることを周知し、関係機関と連携していきます。



地域防災学習会

ある日突然やってくる自然災害に備え、日頃からどういう心構えをしておくべきか、市民活動団体である「立川災害ボランティアネット」と協働して学習会を開催しています。一口に“有事の備え”と言っても、何が必要かは人それぞれ。例えば、「マンション防災」では、エレベーター停止時を想定した飲用水・食料品の確保、水洗トイレの注意点等、集合住宅ならではのポイントについて学びました。他にも「ペット防災」「子育て防災」等、さまざまなテーマ・視点から防災と向き合いながら、ご近所同士のつながり・助け合いの大切さについても伝え続けています。



ペット防災チームが地域の避難所運営訓練に参加し、
校庭が定位置となるペットの処遇について周知・啓発

8 福祉以外の様々な主体とも連携し、 福祉のまちづくりを進めます



現状と課題

- ◆生活に課題を抱える原因は単一ではなく、様々な問題が複合していることが多く、福祉分野だけでは解決に至らないことがあります。
- ◆人材不足がある一方で、働く意欲はあるものの就労に至らない人がいます。
- ◆犯罪をした人の中には、様々な生きづらさを抱える人が少なくありません。
- ◆まちづくりという楽しくてワクワクする分野からのアプローチに期待が寄せられています。
- ◆社会貢献に取り組むことにより民間企業も元気になる Win-Win な取組が期待されています。

取組の方向性

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、福祉の領域にとどまらず、子ども家庭支援、若者支援、多文化共生、産業振興、住宅、まちづくり、司法等様々な分野と連携し、必要な複数の公的サービス、地域活動や民間サービス等を選択して、適切に組み合わせて解決していくことができる環境整備を進めていきます。
- 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的として、地域や企業等との協働を進め、福祉以外の様々な分野との連携を進めます。
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人への社会復帰支援の在り方を、福祉以外の分野とも連携し検討します。
- 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組を進めるため、多分野の人や団体、企業も集える官民連携のプラットフォームを整備します。
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れたガバメントクラウドファンディング（ふるさと納税型クラウドファンディング）等の取組を進めます。



にっぽん多文化共生発信プロジェクト 地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」と 電子機器メーカーと武蔵野美術大学

電子機器メーカーと武蔵野美術大学が産学連携で取り組むにっぽん多文化共生発信プロジェクトで、「耳を傾けること」をテーマに地域福祉アンテナショップ「BASE☆298」取材していただきました。このプロジェクトは日本における多文化共生社会の実現へ向けた取り組み取材し、そこでの気づきをさまざまな形で社会に発信・共有するプロジェクトです。

レクリエーションの企画や、実行委員会に参加していただくとともに、映像作品や冊子を作成していただきました。これにより、「BASE☆298」の広報力がアップしました。

今後も多様な領域の方たちと連携し、BASE☆298 の活動の充実と進化につなげていきます。



9 必要な情報を誰もが簡単に

取得できるようにします



現状と課題

- ◆望まない孤独と孤立の問題は一層深刻な社会問題となっており、必要な情報が届くための工夫が必要です。
- ◆「相談先がわからない」という声があり、市民に身近な相談機関の周知促進が求められます。
- ◆福祉サービスを適切に利用するためには、市民が判断、選択するために必要な正しい情報を得られることが大切です。
- ◆災害時等には、必要な情報を誰もが確実に取得できることが重要で、個人によって取得の可否に差がでることは避けなくてはなりません。
- ◆電子を含む様々な媒体で情報を発信するとともに、実際に顔を合わせて情報を発信できる地域活動の場づくりも求められています。
- ◆各地域で様々な活動が行われていますが、それぞれが個々に広報等を行っているので伝わりづらく、関連する情報を一括で把握できるようなくみづくりも求められています。
- ◆一方で、情報発信しても必要な人に伝わっていないことも多く、誰に向けたものであるのか、ターゲットを絞り働きかける取組も必要です。

取組の方向性

- 「見やすく、使いやすく、分かりやすい」情報提供を進めます。
- デジタル技術を含め、様々な媒体を生かし効果的な情報発信を進めます。
- 子ども、若者の内から、社会で生きていくための必要な社会政策の知識や活用方法を得られる機会を増やしていきます。
- 福祉サービス評価やサービス内容の開示等により、正確な情報を取得できる体制を確保し、利用者が適切なサービスを選択できるよう取り組みます。
- 支援を必要とする人が、必要なサービスを利用することができるために、情報発信に取り組みます。
- 市民、地域活動団体と相談機関等が情報を共有できるしくみを進めるとともに、顔の見える関係の中で情報をやり取りできる場をつくります。
- 日常生活圏域や分野毎の情報を集約し発信できるよう工夫していきます。



スマホでつながる地域の輪 ～富士見町住宅スマホ教室～

「スマホを買ったけど使い方が分からない」「身内と連絡を取りたいが、操作方法が分からない」。地域でこのような会話を耳にすることが増えてきました。自治会や民生委員・児童委員にも同様の相談が入ることが増加したため、富士見町住宅では団地の集会室を活用し、居住者を対象としたスマホ教室を開催しています。自治会役員、民生委員・児童委員、学生ボランティア等が個別で相談対応を行う中で、「私も LINE の使い方が分からないの」等、参加者同士の会話も生まれています。スマホの専門家ではない地域の方が始めた教室が、スマホを使いこなしている若い世代とシニア世代やご近所同士がつながる地域交流の場となっています。



10 地域福祉計画を市民に広く周知し、 協働のまちづくりを進めます



現状と課題

- ◆地域福祉に関する活動へ地域住民の参加が促進されるためには、市民や関係機関等と問題・関心の共有化が必要です。
- ◆どのような計画にそって市政が動いているのか、積極的に調べない限り、市民にとっては知る機会が少ないという声があります。
- ◆市はよい取組をしているのに、それを市民に伝える努力が足りないという声があります。

取組の方向性

- 市広報やホームページ等で地域福祉計画を周知するとともに、シンポジウムやフォーラム、イベント等の開催により地域福祉計画をより知ってもらう機会をつくります。
- 地域福祉計画のダイジェスト版を作成し、図書館や学習館、地域包括支援センター等に配置し、市民に広く周知します。
- 計画の進捗管理を行い、市民に広く伝わるよう工夫します。



ご近所の輪も広げた「立川市民科」

市内小中学校では地域に根ざした探究的な学習を通し、主体的に考え行動できる市民を育成する「立川市民科」の授業が行われています。とある市内小学5年生の「立川市民科」では、大学の先生や若者支援団体、地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの話から、「地域のつながりの希薄化」に対して、自分たちに何ができるか考え、住民同士が交流する「地域交流会」を企画しました。児童からの誘いにこたえたご近所の方や地域でサロン活動をしている方など、延べ65名が学校に足を運び、楽しい時間を過ごしました。交流会参加者からはお礼の手紙が届いたり、「まちで見かけたら声をかけてね」と感想が寄せられたりしました。小学校周辺のご近所で顔なじみの関係が広がりました。



第3節 取組項目



地域福祉推進のための3つの目標を達成するために10の推進事項があります。各課での取組が、ひとつの推進事項に紐づくというよりは、多くの推進事項につながっており、それら取組が包括的につながり相乗効果を生むことで、推進事項の実現に向かっていくような取組内容となっています。各課取組の名称と内容を記載し、対応する推進事項を示します。

取組項目の見方

取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項（略称）
相談支援包括化推進員の配置	・複雑化・複合化した課題等への対応のため、制度ごとの相談支援機関を総合的に事業を担っています。相談者本人の複合化し、育歴など見立てを関係等と連	地域福祉課	②相談体制 ④担い手支援
地域福祉計画の周知	・市ホームページやSNSなどに計画の内容を掲載し、市民への周知に努めます。	地域福祉課	⑨情報取得
総合的な見守りシステムの構築	・地域の見守り情報をしっかりキャッチするため、連絡先不明の通報・相談・安否確認専用ダイヤルとして「見守りホットライン」を開設 ・庁内にお ・民生委員 ・ネーター、 ・家庭支援セ ・ターなどを ・ライフラ ・医療機関へ ・り網を紡ぎ、 ・守りネットワーク事業を進めます	地域福祉課	③つながり・支えあい ⑧福祉以外との連携

各推進事項を実現するための
取組の名称と内容

主に担当する所管部署と、
「10の推進事項（第2節掲載）」のうち、対応する事項

10の推進事項	略称
①地域共生社会の実現を目指した地域づくりを進めます。	①地域づくり
②「つらいときには助けを求めていい」身近に相談できる体制をつくりま	②相談体制
③つながり・支えあいの充実に向け取り組みま	③つながり・支えあい
④地域活動の担い手を支援しま	④担い手支援
⑤「わたしにもできそう」一人ひとりのできることを活かし、みんなが活躍できる場をつくりま	⑤活躍の場
⑥誰もが自分らしく暮らせるよう取組を進めます。	⑥自分らしく
⑦地域の防犯・防災への取組を高めます。	⑦防犯・防災
⑧福祉以外の様々な主体とも連携し、福祉のまちづくりを進めます。	⑧福祉以外との連携
⑨必要な情報を誰もが簡単に取得できるようにしま	⑨情報取得
⑩地域福祉計画を市民に広く周知し、協働のまちづくりを進めます。	⑩計画周知



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
さまざまな媒体による 情報発信	広報たちかわ、ホームページ、SNS などの各種媒体で、アクセシビリティ が確保された情報提供を行います。誰 もが「見やすく、使いやすく、分かり やすい」情報発信を職員1人ひとりが実 践していきます。	広報プロ モーション 課	⑨情報取得
「声の広報」の発行	「広報たちかわ」の内容をカセット テープおよびCDに録音し、視覚障害 者で希望する市民に無料で送付してい ます。	広報プロ モーション 課	⑨情報取得
カウンセリング相談事 業	生き方や人間関係、DV被害、その他 様々な不安や悩みごとの相談を、面接 や電話で実施します。	男女平等推 進課	②相談体制
地域の安全・安心推進 事業	青色防犯パトロール活動の実施や地域 の防犯活動に対する支援、立川見守り メールの配信を行います。	危機管理課	④担い手支援 ⑦防犯・防災 ⑨情報取得
避難所運営支援事業	毎年度3地区を重点地区として、避難 所運営連絡会を開催して、避難所運営 マニュアルの更新等、避難所運営体制 を整えるため、避難所運営組織の活動 を支援します。	防災課	⑦防犯・防災
子ども食堂推進事業	民間団体等が行う地域の子どもたちへ の食事や交流の場を提供する取組につ いて、安定的な実施環境を整備し、地 域に根差した活動を支援するととも に、子ども食堂の開催を通じて家庭の 生活状況を把握し、必要な支援につな げます。	子ども政策 課	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑧福祉以外との連携
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての 家庭を保健師、助産師など子育てに関 する専門の知識をもつ職員が訪問し、 子育ての相談や子育て支援事業につい て説明します。	子ども家庭 センター	②相談体制 ⑥自分らしく
親と子の健康相談事業	妊婦や子育て中の保護者を対象に保健 師、助産師など専門の知識をもつ職員 が、市公共施設において乳幼児の身長 や体重測定、発育や発達、育児、母乳 や離乳食、歯科などの相談を実施しま す。	子ども家庭 センター	②相談体制 ⑥自分らしく
子ども家庭総合相談事 業	・子どもと家庭の相談に応じ、虐待通 告対応や課題を抱えた家庭への個別支 援などを行います。 ・「立川市子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)」の小 地域ネットワーク(ブロック会議) で、気になる子どもと家庭の見守りを 行います。 ・市民型ソーシャルワーカーの自主団 体と子ども家庭センターが協働し、ボ ランティアによる訪問活動(ファミ リーフレンド事業)を行います。	子ども家庭 センター	②相談体制



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
子育て支援啓発事業	子育て講座の開催、子育て便利帳など子育て情報提供、情報誌（ほほえみ）の発行などの啓発事業を進めます。	子ども家庭センター	⑨情報取得
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けてほしい人とお手伝いしたい人が会員になって互いに助けあう子育て支援のサービスを提供します。	子ども家庭センター	③つながり・支えあい ⑤活躍の場
5歳児相談事業	市内の幼稚園及び保育園の5歳児（年中クラス）の保護者のうち、子どもの発達に気になることがある保護者を対象に、専門の相談員が保育園、幼稚園に出向き相談を受け付けます。希望制です。	児童発達支援センター	②相談体制
放課後子ども教室事業	市内の小学校全19校において、子どもたちが安全・安心で自由に活動できる居場所づくりを進めます。地域の方々と交流活動の機会を設けることで、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	子ども育成課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
子ども若者自立支援ネットワーク事業	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を教育、福祉、保健・医療、矯正・更生、雇用、その他の各分野の行政、NPO法人、社会福祉法人等によるネットワークを活用して、支援機関・団体が実施する適切な事業へつなぎます。	子ども育成課	①地域づくり ④担い手支援 ⑧福祉以外との連携
青少年健全育成推進事業	子どもたちの安全・安心を図るため、子ども110番、地域パトロール、さわやかあいさつ運動を推進します。	子ども育成課	③つながり・支えあい ⑦防犯・防災
認可保育所第三者評価（認可保育所運営）	市内私立保育園での定期的な第三者評価の実施を促します。	保育課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
地区健康活動推進事業	「健康フェア」の支援ほか、健康づくり推進員（健康ささえ隊）による地区の健康活動を推進します。	健康推進課	③つながり・支えあい
いのち支える自殺総合対策事業	「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」を基本理念とした「立川市第2次いのち支える自殺総合対策計画」に基づき、様々な自殺総合対策事業を行います。	健康推進課	②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
地域支え合いネットワーク事業	地域包括支援センターを拠点に、地域のボランティアによる高齢者の見守りや軽微なお手伝い（ちょこっとボランティア）を行い、支えあいの地域づくりを推進します。また、高齢者の異変を早期に発見できるよう市民に対し啓発を行い、安否確認などにつなげます。	高齢政策課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
介護教室（地域包括支援センター業務）	介護予防教室ほか、介護教室や介護者の集いなどを開催します。	高齢政策課	②相談体制 ③つながり・支えあい ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
地域包括支援センター等での総合相談事業	地域包括支援センターで介護、健康、医療、福祉、生活等の相談対応を行います。	高齢政策課	②相談体制
高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	高齢者の虐待防止や虐待を受けた高齢者の保護等を行うための連絡会を開催します。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
虐待対応担当者連絡会の開催	高齢者、障害者、児童、配偶者間などにおける虐待について、組織横断的に認識を深め、虐待の防止及び適確な対応を図るため、関係各課、地域包括支援センター、社会福祉協議会の職員で構成する連絡会を開催します。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
認知症の早期発見・初期支援、認知症の方の家族への支援	地域の医療機関による「もの忘れ相談事業」により認知症の治療が必要かどうかの初期相談を無料で行います。認知症の方の家族を支援するため「徘徊高齢者家族支援サービス」（徘徊探知機利用助成）、「認知症高齢者家族会」の開催を行います。また、新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームを設置することにより早期発見・初期支援の充実を図ります。	高齢政策課	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
高齢者支援ネットワーク体制の維持	支援困難ケースなどについて、地域包括支援センター、福祉相談センター、地域あんしんセンターたちかわ、保健所等の関係機関と連携し、個々のケースに対応します。また、各業務の連絡会を定期的に行い、ネットワークの充実を図ります。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
地域ケア推進会議の開催（地域包括支援センター事業）	地域ケア会議の開催によるセンター・関係機関間の情報共有と課題解決を行います。参加者は包括職員、高齢政策課、介護保険課、健康推進課、多摩立川保健所、社会福祉協議会、医療機関ソーシャルワーカー、地域ケア関係機関等です。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
小地域ケア会議の開催（地域包括支援センター事業）	市内各福祉圏域で小地域ケア会議を開催し、エリア内の関係者の情報交換などを通してネットワーク化を進めます。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
認知症サポーター養成講座	認知症に関する知識を普及するため、地域包括支援センターなどが各地で開催します。自治会、老人クラブ、企業、学校等とも連携して進めます。	高齢政策課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
キャラバンメイト養成研修	認知症サポーター養成講座の講師役となる人材としてキャラバンメイトを養成します。	高齢政策課	①地域づくり ④担い手支援 ⑤活躍の場



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
家具転倒防止器具の取り付け	高齢者のみ世帯などに対して、家具転倒防止器具の取り付け支援を行います。	高齢政策課	⑦防犯・防災
高齢者の権利擁護	高齢者虐待の防止・予防、消費生活被害の防止・予防、成年後見制度利用促進に向けた取組を推進します。	高齢政策課	②相談体制 ⑥自分らしく
高齢者集合住宅対策事業	シルバーピア住宅における生活援助員による見守りを行っています。	高齢政策課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
介護支援専門員等への研修の実施	ケアマネジメントの質の向上を図り、良質かつ適正な介護保険サービスが提供されるよう、介護支援専門員研修等を開催します。	介護保険課	④担い手支援
介護保険事業者連絡会等の開催	介護保険サービスの質の向上を目的として介護支援専門員や各介護保険サービスの事業者連絡会を開催します。	介護保険課	④担い手支援
地域密着型サービス運営推進会議	利用者、地域包括支援センター職員、地域住民の代表からなる運営推進会議でサービス提供内容等について評価することで、地域に開かれたサービスとして質の向上を図ります。	介護保険課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
高齢者グループホーム第三者評価支援事業	高齢者グループホームの第三者評価の実施支援を行います。	介護保険課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会事務	障害を理由とする差別に関する紛争の解決に向け、調査及び審議を行います。また、障害者差別解消に向けた効果的な取組の推進や評価等を行います。	障害福祉課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
自立支援協議会（障害者総合支援法関連事業）	障害者の相談支援事業をはじめとしたシステムづくり、障害者の自立した生活と就労に向けた検討及び関係者のネットワークの構築をめざします。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者施策推進委員会事務	障害者施策の推進及び計画の策定・見直し等について、意見聴取や協議等を行います。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
地域活動支援センター事業	精神障害者が地域で暮らし続けるための相談支援を、市内2か所の事業所に委託して実施しています。	障害福祉課	②相談体制 ⑥自分らしく
障害者生活支援事業	障害者が地域で暮らし続けることを目的に、ピアカウンセラーによる相談支援を、市内の事業所に委託して実施しています。	障害福祉課	②相談体制
障害者スポーツ大会（相互理解・相談等事業）	障害者と健常者がスポーツを通して交流と相互理解と親睦を深めます。	障害福祉課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
ふれあいの広場	障害者（児）の社会参加を促し、障害者同士の相互理解と親睦を深めるため、一般公募及び市内の障害者団体に呼びかけ日帰りレクリエーションを実施します。	障害福祉課	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑥自分らしく
障害者就労支援事業	障害のある就労希望者に各種支援を行うことで一般就労に結びつけるとともに、職場訪問等による職場定着に向けた支援を行います。	障害福祉課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
精神障害者支援啓発事業	精神障害者に対する正しい知識の普及啓発を行い、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進するために、パンフレットの作成・講演会・講座を開催します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑨情報取得
障害者参加型サービス活用事業	障害者の主体的な自立生活を支援し、地域における障害者福祉の増進を図るため、障害者が主体となっている団体が提供する福祉サービス事業を支援します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者週間運営事業	障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指し、障害者支援に関わる団体等と緊密に連携しながら啓発事業を実施します。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく
障害者差別解消等啓発事業	障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別解消や合理的配慮の提供を促進するための普及啓発に取り組みます。	障害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑨情報取得
地域生活支援拠点事業	介護者不在となった重度化・高齢化した障害者を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。そのために、①相談機能②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会及び場④専門的人材の確保・養成を整備します。	障害福祉課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①総合的・専門的な相談支援の実施②地域の相談支援体制の強化の取組③自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組・協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組を行います。	障害福祉課	①地域づくり ②相談体制 ⑥自分らしく
障害者の権利擁護	判断能力が不十分な方で、成年後見制度の活用が必要であり、市長の申立てによる審判を裁判所に行うことが適当と判断される場合に、手続きを進めることにより後見人等が選任されます。	障害福祉課	②相談体制 ⑥自分らしく
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課に障害者虐待防止センター機能を持たせるとともに事業の一部を社会福祉協議会などに委託し、障害者への虐待の通報・届出を受け付け、解決に向けての行動と、虐待防止に向けての広報啓発を実施します。	障害福祉課・社会福祉協議会	②相談体制 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
「たちかわの福祉」の発行	立川の福祉サービスの内容をまとめた「たちかわの福祉」を発行し、関係機関・団体に配布するとともに希望する市民への配布、ホームページへの掲載を行います。	福祉総務課	④担い手支援 ⑨情報取得
東京都福祉のまちづくり条例事務	「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく指導・助言により、民間建築物等のバリアフリー化を推進します。	福祉総務課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
指導検査事業	指導監査等を実施することにより、社会福祉法人の健全な組織運営の確保、障害福祉サービス等質の確保及び自立支援給付の適正化を図ります。	福祉総務課	①地域づくり ④担い手支援 ⑥自分らしく
老人クラブ活動支援 (老人クラブ補助金事業)	仲間づくりのほか、社会奉仕活動、健康づくり、友愛活動などを通して社会参加と生きがいづくりを行う老人クラブを支援します。	福祉総務課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援
シルバー大学（社会参加と生きがいづくり促進事業）	高齢者が健康を維持・増進しながら、寝たきり予防を目指し、高齢期の生活を生き生きとした豊かなものにするためのさまざまな講座を開設します。	福祉総務課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく
子どもの学習・生活支援事業	家庭に経済的なゆとりがないなどのさまざまな事情で、落ち着いて学習をする習慣を身に付けることが難しい中学生を対象に、市内5カ所で無料の学習塾を開催します。 子どもに関する保護者相談も行っています。	生活福祉課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
生活困窮者自立支援事業	「生活困窮者自立支援法」に基づき、社会福祉協議会内の「立川市くらし・しごとサポートセンター」において、生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金の支給などを行います。	生活福祉課・社会福祉協議会	②相談体制 ⑥自分らしく
相談支援包括化推進員の配置	・複雑化・複合化した課題等への対応のため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を配置しています。 ・相談支援包括化推進員は、相談者本人のみならず、世帯全体の複雑化・複合化したニーズを捉え、解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら支援していきます。	地域福祉課	②相談体制 ④担い手支援 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
行政内部の連携体制強化	・ 庁内連携会議に相談支援部会・地域づくり部会を設置し、包括的な相談支援体制及び横断的な地域づくりの取組の検討を進めます。 ・ 社会福祉法の支援会議を開催し、複雑化・複合化した世帯の課題に対して関係部署間の支援方針の共有と役割分担を行います。	地域福祉課	②相談体制
地域福祉計画の周知	・ 地域福祉計画を市民に広く周知し、計画に対する市民の理解を深めます。 ・ 市ホームページやSNSなどに計画の内容を掲載し、市民への周知に努めます。	地域福祉課	⑨情報取得 ⑩計画周知
総合的な見守りシステムの構築	・ 地域の見守り情報をしっかりキャッチするため、連絡先不明の通報・相談・安否確認専用ダイヤルとして「見守りホットライン」を開設しています。 ・ 安否確認や保護が必要となった場合には、庁内における情報の共有を進めます。 ・ 民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障害者虐待防止センターなどを通じ、地域の見守りを育んでいきます。 ・ ライフライン事業者等の民間事業などや医療機関への協力要請により、新たな見守り網を紡ぎ、広げるため、「立川市地域見守りネットワーク事業」を進めます。	地域福祉課	③つながり・支えあい ⑧福祉以外との連携
民生委員等関連事業	・ 地域の高齢者などの実態把握に努めるほか、支援の必要な住民からの相談・支援などを行います。 ・ 相談対応での福祉サービスの利用についての必要な情報提供を行います。	地域福祉課	②相談体制 ③つながり・支えあい ⑨情報取得
西武立川駅内展示スペースの活用	市内で地域福祉の活動をする団体の申請に基づき、西武立川駅自由通路の展示スペースに市民の作品などの展示、地域活動のポスター掲示を行います。	地域福祉課	⑨情報取得
福祉有償運送	NPO法人などが有償で行う移送サービスが適切に継続できるよう、「多摩地域福祉有償運送運営協議会」に参加することで、障害者や高齢者等移動困難者の移動手段を確保します。	地域福祉課	⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
地域福祉アンテナ ショップの設置	・誰もがふらっと立ち寄れる、地域住民にとって身近な交流・相談・活動などの多機能拠点として「地域福祉アンテナショップ」を設置しています。 ・「地域福祉アンテナショップ」には全部型アンテナショップと協働型アンテナショップの2類型があります。 ・様々な人が出入りすることで、出入りする一人ひとりが役割を持って活躍ができる場づくりにつながると考えられ、「地域福祉アンテナショップ」の拡充を進めています。	地域福祉課・社会福祉協議会	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
地域懇談会の開催	地域懇談会を開催するなかで地域課題の把握と取組を推進します。	地域福祉課・社会福祉協議会	①地域づくり ③つながり・支えあい
地域福祉コーディネーター配置事業	・地域のさまざまな団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）と連携し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それら団体などによるネットワークづくりを進めます。また、地域生活課題解決に向けてふれあいと支えあいのあるまちづくりを進めます。 ・制度上のサービスだけではカバーできない地域生活課題を解決するために、住民が互いに支えあえる身近な地域での活動を企画し、地域住民の参加と交流を促進します。 ・自治会や民生委員・児童委員など地域のさまざまな団体、人材をはじめ、住民が地域生活課題に目を向け、気づき、考え、手を携えて課題解決の取組に参加できるように地域の人材を発掘し、さまざまな活動の核となるよう育みます。	地域福祉課・社会福祉協議会	①地域づくり ②相談体制 ③つながり・支えあい ④担い手支援 ⑥自分らしく
支えあいサロン活動の促進	高齢者や障害者、子育て中の親などが孤立しないように定期的に集う場所（サロン）づくりを行っています。	地域福祉課・社会福祉協議会	①地域づくり ③つながり・支えあい
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者を把握し、個人情報保護に配慮したうえで、関係機関などで情報の共有を図るほか、災害時に支援するためのしくみづくりを行います。	地域福祉課	③つながり・支えあい ⑦防犯・防災 ⑧福祉以外との連携
成年後見・福祉サービス総合支援事業	日常生活自立支援事業や成年後見制度推進機関として、成年後見人などのネットワークづくりや支援、法人後見等を実施している「地域あんしんセンターたちかわ」と連携し、判断能力の十分でない方たちが福祉サービスを利用する際の支援を行います。また、保証人のいない判断能力の十分でない高齢者の方などを対象に、たちかわ入居支援福祉制度を実施します。市民後見人の育成を推進します。	地域福祉課	①地域づくり ②相談体制 ④担い手支援 ⑥自分らしく



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
社会を明るくする運動	保護司会を中心に、民生委員・児童委員、青少年健全育成地区委員会、BBS会、社会奉仕団体など幅広い関係者と協働して、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進します。	地域福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
地域猫活動推進事業	飼い主のいない猫による地域でのトラブルの解消のため、地域やボランティア団体との協働による地域猫活動を推進していきます。	環境政策課	③つながり・支えあい ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
喫煙対策事業	喫煙マナーアップ実行委員会などによる喫煙制限条例の周知啓発活動を進めます。	環境政策課	⑧福祉以外との連携 ⑨情報取得
ごみ出し支援事業	身体的な理由などで資源やごみをごみ出し場所まで運ぶことが困難な方について、一定の要件を満たす場合に、シルバー人材センターの支援員が玄関前からごみ出し場所までごみなどを運びます。	ごみ対策課	③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
ごみ出しサポートシール事業	ごみ出しが困難な世帯の支援を行っているヘルパーや別居のご家族等を対象に、交付されたシールを蓋付きの任意の容器に貼り、容器内にごみ等を入れることで収集日以前に排出することができるようになります。	ごみ対策課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
バリアフリー化推進	立川市福祉のまちづくり指針に基づき歩道の巻込み部の段差解消などを行います。	道路課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
視覚障害者対策	立川市福祉のまちづくり指針に基づき視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。	道路課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
放置自転車クリーンキャンペーン事業等 (自転車対策)	立川駅南北商店街と協働して、市民や来街者に対し、放置自転車防止への協力を呼びかけるキャンペーンを行うとともに、自転車利用者のマナーの向上に向けて自転車整理指導を実施します。	交通企画課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
孤独・孤立対策就労支援事業	地域の事業者と連携して就労支援を行うことで、一人ひとりが自分らしく活躍できるよう支援します。	産業観光課	⑤活躍の場 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
コミュニティバス運行	路線バスの補完、市民生活密着施設へのアクセス及び交通不便地域の利便性向上などを目的に、コミュニティバス「くるりんバス」の運行を行うとともに、日常の市民・地域活動や都市活動の活性化を推進します。	地域公共交通担当課	⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
消費生活相談事業	消費生活相談員が、事業者との間で生じた契約トラブル等の相談に応じ、問題解決のための情報提供や助言、あつせん、必要に応じ専門家へつなげます。 また、消費者被害の発生・拡大防止に向け、消費生活センターで発行している事例集や広報、ホームページへの掲載、消費者庁や国民生活センターで発行されている啓発文書を活用し、周知に努めます。 消費者安全確保地域協議会では、見守りネットワークを活用しながら、地域包括支援センター等と連携をし、消費者被害の未然・拡大防止及び被害回復を図ります。	くらし相談課	②相談体制 ⑦防犯・防災 ⑨情報取得
市民相談事業	市民の日常生活の心配ごとに対し、弁護士や税理士等による無料専門相談を実施し、課題の解決につなげます。 また、初期相談の窓口として、どこに相談したらよいかわからない問題等に対し、庁内の担当部署や関係機関を案内します。	くらし相談課	②相談体制
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等支援の総合的対応窓口として、庁内関係部署・関係機関等との連携を進めながら犯罪被害者等の気持ちに寄り添う相談体制を構築し、支援に取り組みます。	くらし相談課	②相談体制
民間木造住宅耐震化推進事業	昭和56年以前建築された民間木造住宅を対象として、耐震診断（無料簡易耐震診断・精密耐震診断）、耐震改修工事の助成を行い、耐震化の推進を図ります。	住宅課	⑦防犯・防災
居住支援事業	不動産・居住支援・その他関係団体等と連携し、立川市居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ります。	住宅課	②相談体制 ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
多文化共生関連事業	「世界ふれあい祭」などで気軽に外国人市民と日本人市民がコミュニケーションでき、日本人が世界の文化に触れる機会を創出します。	市民協働課	①地域づくり
子ども未来センター市民活動機能事業	旧庁舎跡施設を活用した子ども未来センターの協働事務室を拠点に、市民活動団体間の連携促進と人材の育成、施設のにぎわいづくりを進め、市民活動の向上を支援します。	市民協働課	①地域づくり ④担い手支援
協働のまちづくり推進事業	連携・協働の視点で行うNPO法人や市民団体の応募事業を審査し、事業費を助成します。	市民協働課	④担い手支援
自治会などへの協力依頼	地域自治会集会所などを地域における交流の場として活用できるよう、集会所の活用について協力を依頼します。	市民協働課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援



取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
自治会等への支援事業 (自治会補助金)	自治会活動の活性化と地域の安全安心や良好なコミュニティの形成につなげるため、自治会が地域活動に取り組むための経費や防犯灯の維持に要する経費、配布物等の回覧に要する経費等の一部を補助します。	市民協働課	①地域づくり ③つながり・支えあい ④担い手支援
コミュニティ備品貸出 事業	地域のコミュニティづくりのために行う文化、レクリエーション等の行事で利用するポップコーン機、綿菓子機、太鼓、集会用テント、紅白幕等の備品を貸出します。	市民協働課	④担い手支援
ボランティア・市民活 動センター事業	「市民活動センターたちかわ」と連携し、情報コーナーやホームページ、SNS等による情報提供、各種研修・相談事業等を行い、NPO法人やボランティアなど、公益性のある活動を志す市民や市民活動団体を支援します。	市民協働 課・社会福 祉協議会	①地域づくり ④担い手支援 ⑤活躍の場
教育相談事業	子育ての不安や心配事、子ども自身の悩みについて、心理職の相談員が、面接や電話相談により、問題解決・改善を支援します。	教育支援課	②相談体制 ⑥自分らしく
教育事業事務	スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校、児童・生徒の心のケア等への対応を行うことで、児童・生徒、保護者等が抱える課題の解決及び学校生活の充実につなげます。	指導課	②相談体制 ⑥自分らしく
特色ある学校づくり (教育事業事務) 障害者参加型サービス 活用事業 学校を核とした市民学 習支援	・総合的な学習の時間や立川市民科の取組で、ボランティア体験や施設訪問等の取組を進めます。(小・中学校) ・ピアカウンセリングや個別プログラム支援を中心とする障害者参加型サービス活用事業を活用し、小中学校などへの出前講座を実践します。 ・小・中学校、高等学校を核にして、児童・生徒と地域住民が学び、交流し合う授業づくりのコーディネートを実施します。総合的な学習の時間のプログラム支援や都立高校の奉仕の時間のプログラム作成・企画支援を行います。	指導課・障 害福祉課	①地域づくり ⑥自分らしく ⑧福祉以外との連携
読書バリアフリーサー ビス	視覚障害など、通常の図書館利用に障害のある方への読書バリアフリーサービスについて、利用案内、図書館のホームページ、X、声の広報等を通じて情報を提供しています。	図書館	⑥自分らしく ⑨情報取得

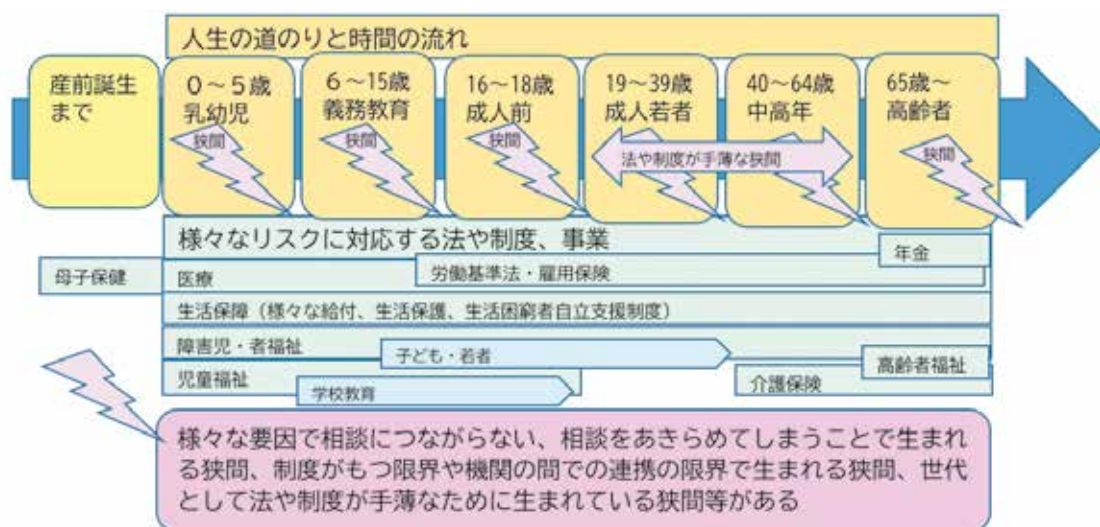


取組名称	取組内容	所管課	対応する推進事項 (略称)
市民交流大学運営事業	たちかわ市民交流大学は、市民企画講座、団体企画型講座、行政企画講座を3つの柱として、横断的な機能・機構のもとに講座事業を集約することにより、市民に多様な学習の機会と場を提供し、「生涯学習からはじまるまちづくり」をめざして、市民力を生かした講座事業を展開します。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場
青春学級事業	義務教育を終了した中軽度の知的障害者を対象に、ボランティアや地域の人たちとの親睦や交流、社会的自立、地域での共生、ノーマライゼーションを推進します。	生涯学習推進センター	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
高齢者対象事業	地域学習館や学習等供用施設で、健康体操、コーラス、学習会などを実施します。高齢者が楽しく、元気に健康づくりや仲間づくりを行うなど地域社会の活性化に寄与します。	生涯学習推進センター	①地域づくり ③つながり・支えあい ⑤活躍の場 ⑥自分らしく
生涯学習市民リーダー登録制度事務	知識や経験、技術などを持つ方を「生涯学習指導協力者（市民リーダー）」として登録し、学習グループや地域のイベントなどに指導者として紹介するとともに、生涯学習などの施策への活用を図ります。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場
生涯学習人材育成研修	たちかわ市民交流大学市民推進委員会、生涯学習市民リーダーの会、地域学習館運営協議会と連携し、立川市の生涯学習の推進役となるような市民の育成を図ります。	生涯学習推進センター	④担い手支援 ⑤活躍の場 ⑧福祉以外との連携
福祉学習事業	手話体験教室や知的障害、精神障害などに関する講座を開催し、障害への理解を深め、ノーマライゼーションの促進を図る学習の機会を設けます。	生涯学習推進センター	①地域づくり ⑥自分らしく

第3章 重層的支援体制整備事業実施計画

はじめに

- 少子化、高齢化の進展による人口減少、晩婚化・未婚化の進展、また、社会の変化や価値観の多様化を背景に、典型的・定型的なライフコースに合致しない人生を送る人が多くなり、これまでの社会福祉制度では、多様化したライフコースを歩む人々の地域生活課題に対応できなくなってきました。
- そこで、平成 29（2017）年の社会福祉法改正により、市町村は地域住民等や支援関係機関と連携して、包括的な支援体制の整備に努めることとされました。支援体制は「住民に身近な圏域」において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることのできる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制、そして、多機関協働による包括的な相談支援体制を構築し、制度横断的に体制を整備することが求められました。
- 令和 2（2020）年の同法改正において、その整備の具現化に向けた重層的支援体制整備事業が法制化されました。包括的な支援体制の整備に向けては、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、これまでの年齢別、対象別、分野別につくられてきた制度、いわゆる「縦割り行政」の狭間に存在する困り事や分野・制度横断的な複合的な困り事を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととされました。



第1節 重層的支援体制整備事業の背景

1 重層的支援体制整備事業の概要

- 包括的な支援体制の整備にむけて、重層的支援体制整備事業においては、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、の5つの事業を一体的に実施することとされました。
- 包括的相談支援事業は、既存の高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の相談支援事業（地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業）を一体的に実施することで、世代や分野に関わらず一旦受け止める体制をつくる事業です。
- 多機関協働事業は、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した困り事や地域生活課題があり一機関での対応が難しい場合につなぐ事業といえます。支援会議や重層的支援会議といった会議体を生かしながら、分野をまたがる課題に多機関で協働して取り組むような体制を構築するものです。
- アウトリーチを通じた継続的支援事業は、ひきこもりやセルフネグレクト等、支援が届きにくい人や世帯に、支援が行き届くよう継続的に関わりを持つ事業です。
- 参加支援事業は、各制度において行われる社会参加に向けた支援では対応できない人に、地域の社会資源と本人をつないでいく事業です。
- 地域づくり事業は、既存制度の地域づくりに関する事業（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者の共助の基盤づくり事業）を一体的に実施することで、世代や分野を問わない居場所や拠点づくり、地域生活課題の早期発見や早期対応を図る事業です。

重層的支援体制整備事業に関わる専門職（ソーシャルワーカー等）に求められるもの

- ①まずは、相談という壁を乗り越えて窓口に来た、または電話をかけてきた本人、家族等の思いをしっかりと受け止める姿勢を持つ。
- ②相談者が本来の力を発揮し意思決定ができるよう、制度や既存の枠組みに縛られすぎず、広い意味でのソーシャルワークを意識した支援を行う。
- ③支援者間で一緒に悩める、思っていることを率直に言い合える環境を醸成しながら、制度による支援のみならず、本人主体の支援にとって大事なことを共有する。

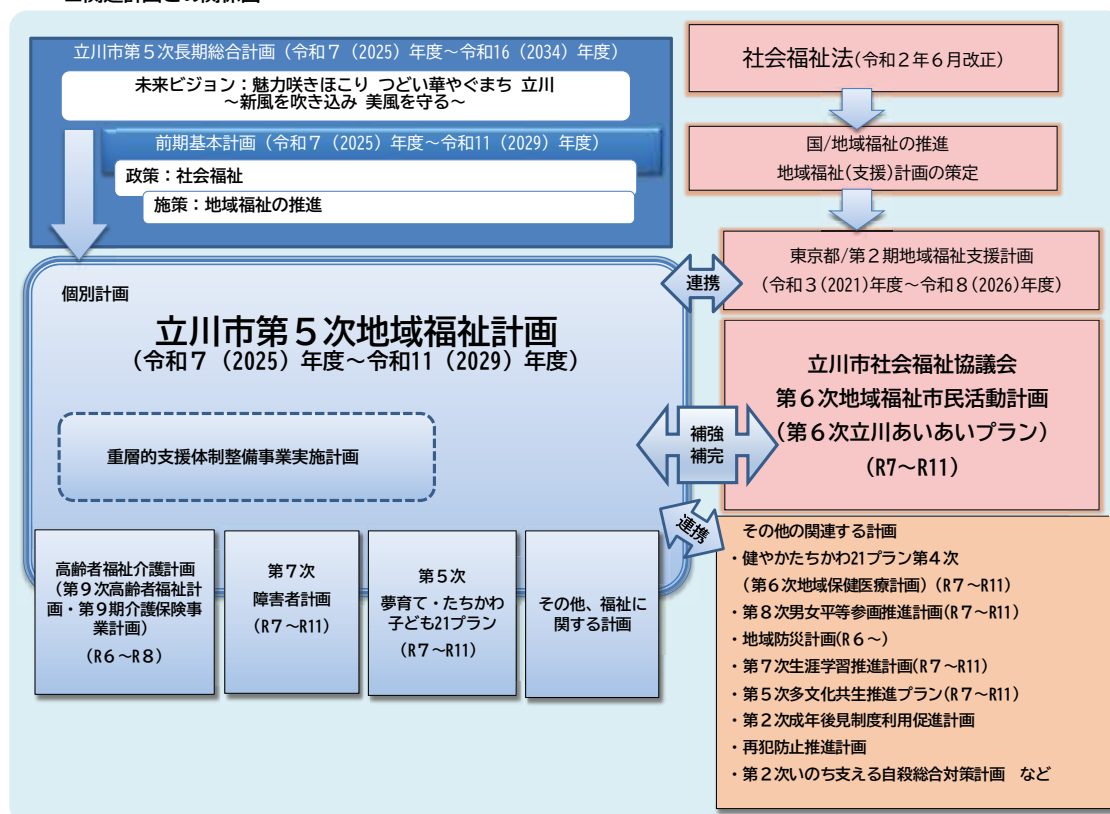
2 立川市の事業取組の経過

- 平成 12（2000）年に始まった介護保険制度は、たびたび改正が行われています。平成 17（2005）年の改正で地域包括支援センターが創設され、平成 26（2014）年改正で、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が盛りこまれました。立川市では、平成 27（2015）年からの第 6 次・第 6 期の高齢者福祉介護計画において令和 7（2025）年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指し、身近な圏域での相談体制の構築や官民連携のネットワーク展開を進めてきました。
- 平成 19（2007）年度からは、地域住民による住民福祉活動の推進のため、立川市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に順次配置し、平成 27（2015）年度までに 6 圏域に 1 人ずつ配置してきました。また、平成 27（2015）年度には、介護保険制度における地域支援事業の生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターを立川市社会福祉協議会に配置し、早期から、住民自ら地域生活課題に主体的に参画し取り組む体制を推進してきました。
- 地域福祉コーディネーターは、対象者や世代を限定せずに住民同士や、住民と支援関係者等とのネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の調整や新たな活動の開発に取り組んできました。また、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」場合の相談も受け付け、必要なサービスや地域資源、相談先を住民と一緒に探す等を行いました。
- そのような中で、地域包括支援センターが受ける相談や地域からの相談において、8050 問題等の複雑化、複合化した課題があるまま、解決しない事例があることが見えてきました。
- 令和 2（2020）年度、高齢福祉課に地域包括ケア推進係を新設し、立川市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を 1 人配置しました。モデルケースとして地域包括支援センターが抱える 8050 問題の相談支援を始めたところ、世帯全体の困り事をとらえた分野連携による支援展開の必要性と、相談支援と地域づくりを一体的に取り組むことの必要性が見えてきたため、重層的支援体制整備事業の実施検討を開始しました。
- 令和 3（2021）年度、高齢福祉課に相談支援包括化推進員を 1 人配置し、立川市社会福祉協議会の相談支援包括化推進員と共に、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、庁内外の調整を実施しました。
- 令和 4（2022）年度、地域福祉課を新設し、福祉総務課所管の地域福祉推進事業の一部と高齢福祉課の地域包括ケア推進係を一体化し、重層的支援体制整備事業の本格実施を開始しました。

3 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

- 立川市第5次地域福祉計画は、社会福祉法の改正に対応し、保健福祉分野にかかる個別計画の上位計画として相応しい計画となるよう充実を図るとともに、令和4（2022）年度から開始した重層的支援体制整備事業の実施計画を包含し作成することとしました。
- 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、のそれぞれの提供体制に関する事項を記載します。
- 関係機関間の一体的な連携に関する事項を記載します。
- 重層的支援体制整備事業を推進するために取り組む、具体的な項目を記載します。

■関連計画との関係図



第2節 これまでの取組

1 第4次地域福祉計画の重点取組について

(1) 身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり

- 第4次地域福祉計画の重点取組の一つ目は、「相談支援包括化推進員を配置し、様々な専門機関と連携して生活の多様な困り事をまるごと受け止める」としました。①相談支援包括化推進員による多機関チーム支援と行政内部の連携体制強化、②地域包括支援センターによる総合相談支援を掲げました。
- ①では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4（2022）年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、重点対象者を「ポストコロナの生活困窮者」、「ヤングケアラーを含むケアラー」、「8050 問題を含むひきこもり」等とし、様々な地域生活課題が複合して生活が困窮したり社会的に孤立する、また制度の狭間の課題があるといった世帯を、関係機関と連携し役割分担しながら世帯をまるごと支援しています。
- 関連機関と連携しチームで解決するためのコーディネートを行う人材を配置するとして計画に基づき、市と立川市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、相談者と信頼関係を構築しながらアセスメントを行い、課題の紐解きと本質の見極めを行い、関係機関との支援会議を開催し、本人の同意を得て支援プランを作成しています。
- 重層的支援会議でプラン決定やモニタリング評価を行いながら、関係機関と連携し必要な支援につなげ、本人と共に、望む生活に向けたプラン実行を伴走支援しています。相談支援包括化推進員は令和6（2024）年度末現在、市に3人、立川市社会福祉協議会に2人配置しています。また、市にアウトリーチ専門員を2人配置し、伴走支援や参加支援を行っています。
- ②では、市内6か所の地域包括支援センター、3か所の福祉相談センターが、主に高齢者のよろず相談所として機能していますが、高齢者だけではなく、その家族の子育て世代や障害者等に関わる相談の増加を踏まえ、相談支援包括化推進員や地域福祉コーディネーターとの連携や、行政のバックアップ体制の強化をもとに、「世帯まるごと相談」を受け、支援につなぐこととし、地域での総合相談窓口としての機能を強化してきました。

(2) 「地域福祉コーディネーター」による地域づくり

- 平成 27 (2015) 年度より 6 圏域全域に配置した地域福祉コーディネーターは、「孤立のないまち」「住民が心配事の解決に参加できるまち」をめざし、地域福祉の推進のため、地域住民の相談に応じ必要なサービスや機関等につなげるとともに、地域の各団体のネットワークを活用し、制度の狭間にある地域生活課題等の解決にあたっています。
- 令和 4 (2022) 年度からは、地域福祉コーディネーターは生活支援コーディネーター業務を兼務とし事業の効率化を図り、6 つの日常生活圏域に 1 人ずつから 2 人ずつの増配置を行いました。地域での「望まない孤立・孤独」の防止を目的に、人と人が出会う場や機会を住民と一緒につくっていくため、地域懇談会や自治会立ち上げ支援、及び支えあいサロン活動や居場所づくりの支援等、多岐にわたる地域づくり活動を行うとともに、重層的支援体制整備事業の参加支援事業を通じた地域づくりも担っています。

(3) 大小様々な多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置

- 地域住民にとって身近な交流、活動、相談の地域福祉に関する情報拠点・居場所として、地域福祉アンテナショップの設置を重点取組として掲げ、全部型の地域福祉アンテナショップは、日常生活圏域に 1 か所ずつ、計 6 か所の設置を目指しています。一番町の「にこにこサロン」、若葉町の「B A S E ★ 2 9 8」に加え、令和 5 (2023) 年度は、幸町の「スマイルキッチン」、羽衣町の「はねきんのいえ」を設置し 4 か所となりました。
- 全部型の地域福祉アンテナショップは、コミュニティ形成機能と地域生活課題解決機能とを併せ持つ多機能拠点として、身近な場所でふらっと立ち寄れる、相談や交流、居場所や様々な活動の場として設置しています。全部型を核として、地域福祉アンテナショップ間でヒト・モノ・情報が行き交うしくみが構築されつつあります。また、重層的支援体制整備事業の相談者の参加支援の場にもなっています。
- 協働型の地域福祉アンテナショップは 8 か所認定しています（令和 6 (2024) 年度末現在）。協働型は、地域の人による地域のための居場所や、薬局、医療法人、介護施設、不登校支援団体等の様々な団体の空き時間や空きスペースを活用した活動があり、小中学生の遊び場、学習支援、健康体操、ワークショップ、健康・栄養相談会、家族会等が、それぞれの地域福祉アンテナショップで月 2 回程度開催されています。地域の実情に応じて多様な取組が増えていくことを目指しています。

2 個別支援から見えてきたこと

■令和4（2022）年度から①ポストコロナの生活困窮者②ヤングケアラーを含むケアラー③8050 問題を含むひきこもりを重点対象者として、①は、2,500 世帯、②は 440 人、③は 1,760 人と対象者人数を想定し、個別支援を開始しました。

（対象者人数のそれぞれの算出根拠は、①立川市くらし・しごとサポートセンターでコロナ禍における特例貸付を行った約 2,000 世帯と多機関への相談、新規相談者数を予測②厚生労働省のヤングケアラーの実態に関する調査研究の回答による出現率を令和3（2021）年1月1日現在の立川市の人口より割り出し③内閣府調査の平成27（2015）年、平成30（2018）年の出現率を令和3（2021）年1月1日現在の立川市の人口より割り出し算出したもの）

■個別支援の中で見えてきた課題の一つ目は、「早い段階で地域生活課題をキャッチし、予防的な取組を実施すること」の重要性です。縦割り行政の狭間や複合的な困り事としては、例えば、子どもの頃からの課題が解決されないまま時が過ぎ、世帯の困り事として社会問題となっている「8050 問題」と言われるような相談で、「50」の方に対応する支援です。過去に相談に行った際に、相談窓口がなく断られた、たらい回しにされた経験を持ち、支援につながらなかった人が少なからずいます。あるいは、家族の中で解決すべき課題と考え、助けを求められず、ひきこもりが長期化し、親の高齢化に伴い社会的に孤立し生活困窮に陥る世帯等は、困り事が複合的に重度化し、課題の紐解きをひとつひとつして解決していくことには時間がかかり当事者自身の心身への負担も大きく、困り事の期間が長いほど、解決を難しいものとしてしまいます。

■制度の狭間や制度をまたぐ複合的な地域生活課題がある世帯は、特別な存在ではなく、子育てと老親の介護を同時に行うダブルケア、介護離職、ヤングケアラー等、対象、分野別の相談窓口では対応しきれない複合的な課題がある世帯は増えています。どこに相談に行ったらよいか分からない、困り事があっても利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま長期化することを予防するためには、市民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められています。サービスありきの申請を待つ体制ではなく、予防的に早期に地域での困り事や困っている人をキャッチする体制の強化が必要です。

■課題の二つ目は、「支援者を支援する意識を持って多機関協働事業を進めていくこと」です。相談支援包括化推進員をはじめとした支援者は、個別支援の中で見えてきた相談者の孤立や成育歴等の生きづらさの背景を理解するとともに、それらを踏まえて個人ではなく世帯として支援をしていくことの重要性を理解し、そのことを支援者間で共有するとともに、制度や分野を超えたチームで世帯を支援することを意識して取り組むことが重要です。

■相談支援機関の間で共通の言語と統一的な見解を持ち、それぞれの役割を認識した支援を展開するためには、制度の狭間や他制度の困り事を他人事とはせず、自身の相談領域の制度や分野を超えた相談についても一旦は受け止めることを支援者が安心してできるよう、行政のバックアップ体制を構築することが必要です。



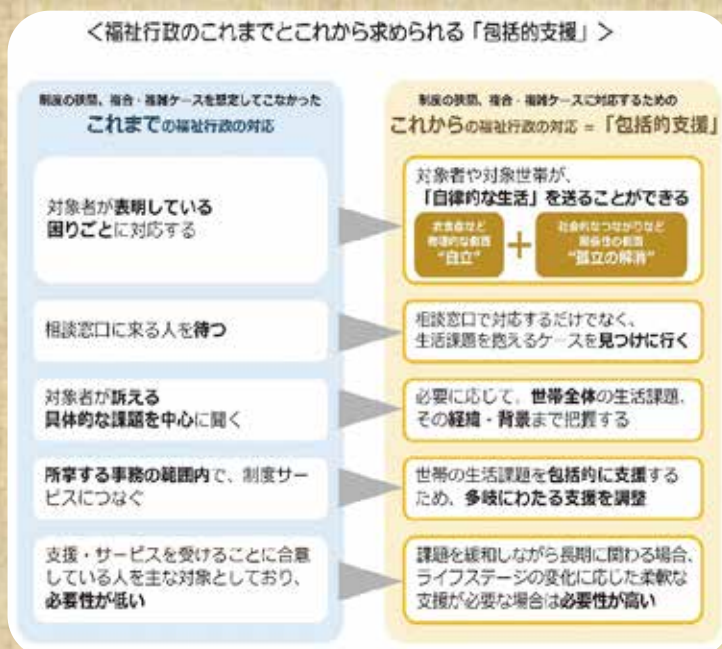
コラム これからの福祉行政に求められる「包括的支援」

制度の狭間や課題が複雑化・複合化している世帯に対し、地域生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政において「包括的支援」を実現することが求められています。

これまでの福祉行政では、対象者が表明する困りごとへの対応が主でした。多くの場合、困りごとは物理的な支援の必要性として表明されますが、それを満たすだけでは本質的な課題解決にはなりません。

従来型の対応は継続して行うこととなりますが、それでは必要な支援が届けられない場合は、対応範囲を広げて包括的支援を行う必要があります。

包括的支援は、様々な支援者が関わって行うものですから、専門職“個人”で行うのは難しく、行政が“組織”として行う意識が必要です。



令和5年3月「重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人に向けたガイドブック」より一部改変

3 重層的支援体制整備事業による成果・課題

(1) 相談対応の件数（令和2（2020）年度から）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対応件数						
年度内新規受付件数		72	56	66	43	52
対応件数（前年度からの引継ぎ含む）		72	107	149	161	193
重点 対象	新規プラン作成件数			11	11	6
	終結件数	21	24	31	20	77
	相談者内訳（新規受付分、重複あり）					
	困窮相談振分会議より			3	0	1
	ヤングケアラー			1	1	2
	ひきこもり	20	11	26	21	20
	8050	21	8	4	7	6
	病気・障害等	40	39	43	24	28
	不就労	26	21	24	19	15
	不登校	5	4	8	1	1
	高齢・介護分野			11	20	9
	子ども分野			12	6	10
	障害分野			21	15	18
	困窮分野			17	14	18
	その他	3	8	18	5	9

※受付時相談分類は、重層的支援体制整備事業本格実施前後で異なります。

※「困窮相談振分会議より」件数は少ないが、会議前に連携する相談あり。

※相談者内訳の割合は、新規受付数に対する割合。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施を通じて感じる変化

●庁内で情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなったか？

➡相談対応で連携を取りやすい部署が増え、また、一緒に関わって欲しいという各部署からの依頼も増えています。

- 外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなったか？
 - ➡重層的支援体制で関わる事例について、社会福祉協議会の支援機関と行政の各部署との連携が取りやすくなっています。
- 支援内容が充実、質が向上したか？
 - ➡多機関協働が適切に行われる中で、支援者が伴走的な関わりを持つ体制ができ、本人の生活環境や意欲が向上している事例が見られています。
- ケースのたらいまわしが減ったか？
 - ➡地域福祉課は各窓口で対応できない相談の対応をするための部署という認識による依頼が多く、包括的な相談支援体制に課題があります。
- これまで支援に繋がっていなかったケースの掘り起こしにつながっているか？
 - ➡多機関協働事業により、支援者の孤立が防止され、チームによる支援体制が構築されることで、支援の滞りが解消されたり、支援が途切れてしまったりする事例が減っています。
- 支援者・支援者機関に対する支援（支援者支援）につながっているか？
 - ➡多機関協働事業により、支援者の孤立や問題の抱え込みによる苦悩が軽減されています。
- 関係職員の資質向上につながっているか？
 - ➡重層的支援体制によりケースに関わることで、職員に相談支援包括化推進員の役割や重層的支援体制に対する理解が進んでいます。
- 新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっているか？
 - ➡各分野と連携する中で共通した課題や不足している社会資源は見えてきていますが、組織的な検討体制には至っていません。
- 参加支援につながる居場所や活動は広がったか？
 - ➡参加支援事業の実施により、本人のニーズや特性に応じて、ボランティアの受け入れ先が活動のメニューを新たに検討した事例が出てきています。
- 個別の課題解決をもとに予防や地域づくりへの意識づけが関係者の間で進んだか？
 - ➡ひきこもり支援など長期化することで、課題が複合化している事例を通して、予防的に早期に関わる必要性の認識が広がっています。
- 地域の課題について市民の理解が進んだか？
 - ➡地域づくり事業や講座を通して理解促進を図っています。

(3) 包括的支援体制の整備に向けた成果・進捗状況

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者が増えているか？
 - ➡重層的支援体制整備事業の実施にあたり、地域福祉コーディネーターを増員しました。
- 地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点が増えているか？
 - ➡重層的支援体制整備事業の実施にあたり、多機能拠点を整備しました。
- 地域住民等に対する研修など、地域における担い手の育成が進んでいるか？
 - ➡事業の展開のため、地域サポーター講座を実施しています。
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場が増えているか？
 - ➡相談の包括的な受け止めについては、各分野の相談支援機関との体制構築を行っています。各窓口における実情を踏まえつつ、包括的相談支援と多機関の連携による支援の理解を進める必要があります。
- 地域生活課題を解決するための、関係機関との有機的な連携が進んでいるか？
 - ➡多機関協働事業を進め、役割分担による連携を行うことで、個々の支援者に事業への理解が進んでいます。一方で全ての部署や関係機関への働きかけには課題があり、組織的な取組が必要となっています。

(4) 重層的支援体制の事業における課題

- 重層的支援体制整備事業に対する庁内の共通認識を得るのが難しいか？
 - ➡事業への理解や、関係部署それぞれが体制整備の実施主体であることを広めていますが、制度が複雑なこともあり理解促進には課題があります。
- 重層的支援体制整備事業についての地域の支援機関への周知が難しいか？
 - ➡関係機関により考え方に違いがあり、また制度を長く運用している分野等の場合、世帯支援の考え方などの浸透に課題があります。
- 重層的支援体制整備事業についての市民への周知が難しいか？
 - ➡制度が複雑であり、講座等による市民周知を図るのは難しく、地域参加等の促進から取り組んでいます。

- 複雑化・複合化した課題の把握は増えたが、支援が進まないか？
 - ➡複雑・複合化している相談を受け止める体制構築に取り組んでいますが、伴走的な関わり、アウトリーチの対応等に対する関係機関ごとの考え方に違いがあり、支援の展開に課題があります。
- 総合相談窓口に複雑化・複合化した課題が集まるが、分野を超えた連携が進まないか？
 - ➡地域福祉課は各窓口で対応できない相談の対応をするための部署という認識による依頼が多い実情があります。世帯全体を支援する視点に立った役割分担について説明する必要がある、調整に時間を要しています。
- 支援プランの検討を本人に理解、納得してもらうことが難しいか？
 - ➡支援プランの検討に至るには時間を要することもあり、本人と伴走的に関わり関係構築を行う必要があります。
- 個別の課題を、地域の課題として共有した地域づくりにつなげていくことが難しいか？
 - ➡個別課題から地域づくりにつなげるため、参加支援事業に取り組んでいます。
- 困難ケースに対応していくための人材育成や支援体制に課題があるか？
 - ➡専門職だけでなく、関係部署の職員が相談の受け止めや連携を行えるようになる必要がありますが、専門性を身に着ける育成体制等に課題があります。
- 社会的に孤立している方の受け皿が地域に不足しているか？
 - ➡社会的に孤立している方には、受け皿もですが本人に関わりを持ち続ける人が必要です。関係部署や関係機関を含めた理解を進め、共生的な地域づくりを働きかけていきます。
- 若者への支援や活躍の場が地域に不足しているか？
 - ➡若者の孤立、無業、住居喪失の相談は増えており、居場所や社会参加のきっかけづくりといった社会資源の拡充は必要性が高いと感じています。
- 個人、世帯との関係形成に長い時間が必要であり、その進捗を数値化することが難しいか？
 - ➡支援開始から本人の変化が見られるまで数年かかることも多く、対応が特定の部署に偏る恐れや、重層的支援体制整備事業の評価において短期数値等を求められる恐れがある点に課題があります。
- 福祉以外の関係機関との連携が進まないか？
 - ➡相談支援については、福祉分野以外の部署の受け止めが難しい実情を理解したうえで、関係機関の相談体制を構築する必要があります。

第3節 各福祉分野との連携体制

1 包括的な相談支援

本人やその世帯の世代や置かれている状況を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「包括的相談支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」の3つの事業を実施します。

(1) 包括的相談支援事業に関する体制

- 立川市では、福祉の総合相談窓口を設けず、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談窓口のどこに相談しても、最初に相談を受けた窓口がしっかりと困り事を受け止め、適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを行います。
- 各相談窓口が受け止めた相談のうち、困り事が複雑化・複合化した困難な事例に対して、支援機関間の役割分担などの整理が必要な場合には、市の関連部署や支援機関が円滑に連携して支援が行えるよう、適切に（3）多機関協働事業につなぎます。

①【高齢】地域包括支援センターの運営（社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	総合相談・権利擁護・ケアマネジメント支援・介護予防 ケアマネジメント・地域ネットワークづくり等を行う。
3 実施方式・ 支援機関名	委託（委託先名） ・南部西ふじみ地域包括支援センター【基幹型】 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・南部東はごろも地域包括支援センター （社会福祉法人 恵比寿会） ・中部たかまつ地域包括支援センター （社会福祉法人 にんじんの会） ・北部東わかば地域包括支援センター （医療法人社団 東京石心会） ・北部中さいわい地域包括支援センター （社会福祉法人 至誠学舎立川） ・北部西かみすな地域包括支援センター （社会福祉法人 桜栄会）

4 箇所数	市内 6 か所（各日常生活圏域 1 か所）
-------	-----------------------

②【障害】障害者相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ）

1 所管課	障害福祉課
2 事業内容	障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域活動支援センター連（株式会社 円グループ） ・地域活動支援センターたあふく（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・自立支援センター・立川 福祉ホットライン（NPO 法人 自立支援センター・立川） ・基幹相談支援センター（令和 7（2025）年度設置予定）
4 箇所数	市内 3 か所 （基幹相談支援センターは令和 7（2025）年度設置予定）

③【子ども】利用者支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ）

1 所管課	子ども家庭センター 【基本型】【こども家庭センター型】 【妊婦等包括相談支援事業型】 保育課【特定型】
2 事業内容	【基本型】 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握する。子育て支援に関する情報の収集や子育て家庭等への情報提供、保護者支援事業等を行う。 【こども家庭センター型】 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を提供するとともに、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）に対して虐待への予防的な処置から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する。

	【妊婦等包括相談支援事業型】 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。 【特定型】 保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
3 実施方式・支援機関名	直営
4 箇所数	各 1 か所

④【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号の二)

1 所管課	生活福祉課
2 事業内容	生活困窮や社会的孤立の状態にある方からの相談を受け、困窮者のニーズに応じて生活困窮者自立支援法に基づく支援のほか他制度やインフォーマルな支援等、必要な情報提供や助言と継続した支援を行う。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・立川市くらし・しごとサポートセンター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	1 か所

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

■立川市では、様々な要因で地域生活課題がありながらも支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。また、地域での相談や心配な世帯を把握した際の連携体制を整え、潜在的な相談者の早期発見を行います。

■アウトリーチ専門員は、家から出られない状態の方や市役所まで来られない方へのアプローチ方法を相談支援包括化推進員とともに検討し、アウトリーチ（訪問）を通じた関係性づくりを行います。関係性をつくる過程でアセスメントを行い、支援に関する本人の同意が得られた場合には（3）多機関協働事業への移行準備を行うとともに、必要に応じて地域の社会資

源とのつながりづくりに必要な伴走支援を行います。

- 地域福祉コーディネーターは、地域の中で相談を受け止め、地域の中の連携・協働では解決が困難な相談については、（１）包括的相談支援事業の相談支援機関や相談支援包括化推進員等と連携し、困り事のある住民を早期に発見して支援へとつなぎます。
- 民生・児童委員等の地域の関係者は、地域で受けた相談や心配な世帯について、必要に応じて市や地域福祉コーディネーター等と連携します。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援では、（１）包括的相談支援事業の相談支援機関とも相互に連携し、情報共有や役割分担を図り、取組を進めます。なお、（１）包括的相談支援事業実施者についても、各分野におけるアウトリーチ支援等の取組を行います。

アウトリーチを通じた継続的支援事業

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号及び第 6 号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援機関への同行等のつなぎを行う。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営（アウトリーチ専門員） 委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

※（１）包括的相談支援事業実施者においても、各分野におけるアウトリーチ支援等の取組を行う。

（３）多機関協働事業

- 立川市では、（１）包括的相談支援事業の中で、複雑・多様化する地域生活課題を抱えた世帯の支援について、支援機関間の連携により解決する体制づくりを行います。特に支援機関間の役割分担などの整理が必要な場合には、相談支援包括化推進員につなぎます。
- 相談支援包括化推進員（多機関協働事業者）は、最初に相談を受けた窓口を含む多機関と連携して、支援会議等を通じて、世帯の支援の方向性、支

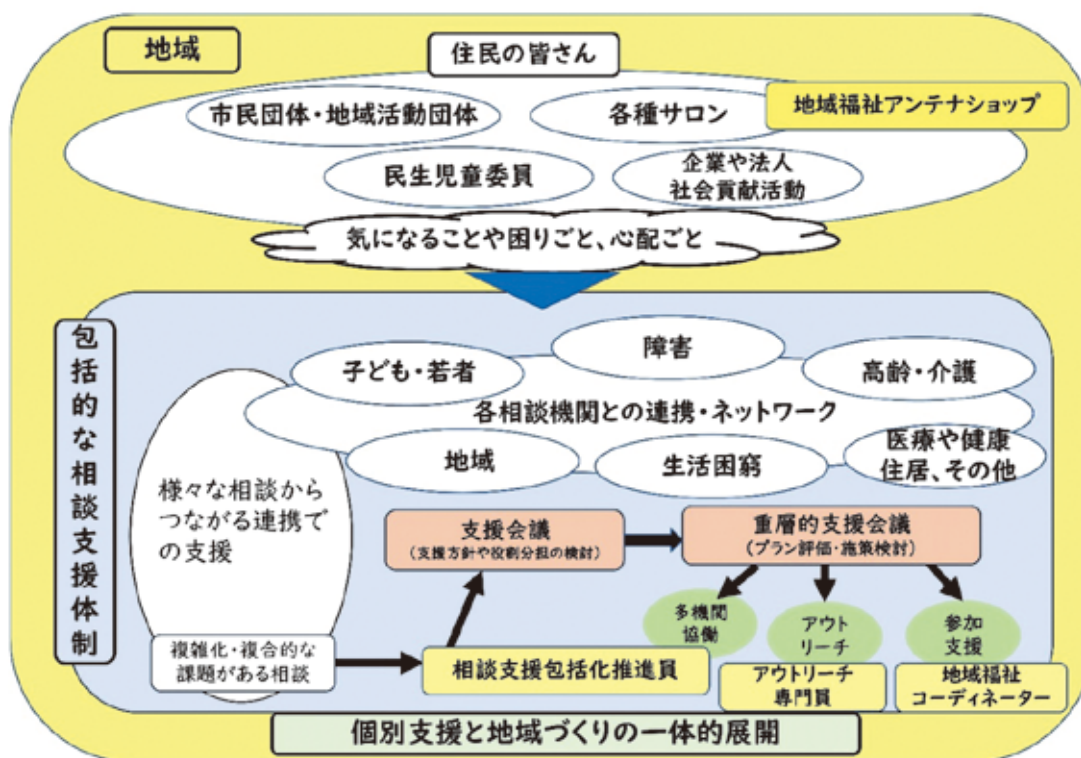
援機関間の役割を整理するなど、全体の支援体制を調整する機能を担います。

- 多機関による支援の展開が進み、本人の同意が得られた場合には、支援関係機関の連携や協働の円滑化を図り、チームによる本人支援を行うため、支援プランを作成します。

多機関協働事業、支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	相談支援機関等から寄せられる地域生活課題が複雑化・複合化した困難な事例に対して、支援会議等を通じた支援機関間の情報共有を行い、円滑な連携のための役割分担や支援の方向性の整理・調整を行う。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営（相談支援包括化推進員） 委託（委託先名） ・相談支援包括化推進員 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

◎「包括的な相談支援」のイメージ図



2 多様な参加支援

参加支援事業に関する体制

- 立川市では、1（1）包括的相談支援事業や1（3）多機関協働事業等による支援を実施する中で、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない人に、相談支援機関と地域福祉コーディネーターが連携して、本人のニーズの把握とニーズにあった支援メニューのマッチングを行います。
- 地域福祉コーディネーターは支援メニューにつないだ後、一定期間本人の状況やニーズに合った支援ができているかフォローアップを行い、本人や世帯の社会参加への定着支援を行います。
- 地域福祉コーディネーターは、参加支援事業の中でニーズに合うメニューがない場合には、既存の取組を行う地域の団体・社会福祉法人・企業等の社会資源に働きかけを行い、支援メニューの拡充や創出を行います。

参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号及び第6号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	本人のニーズや地域生活課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューの拡充・創出。 支援プランの作成、プランに基づく進捗管理等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営（相談支援包括化推進員・アウトリーチ専門員） 委託（委託先名） ・相談支援包括化推進員 （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会） ・地域福祉コーディネーター （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

3 地域づくりに向けた支援

(1) 地域づくり事業に関する体制

- 高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の既存の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、世代などを超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。
- 地域福祉コーディネーターは、地域づくりに関する活動を行う団体や個人を把握し、住民に身近な圏域を中心として団体間や個人間での交流や多様な活動の場を確保し、地域活動の発展を働きかけます。
- 地域生活課題や社会資源の創出の検討を行う各分野のネットワーク会議体（地域ケア推進会議、子ども若者自立支援ネットワーク、立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク等）と連携し、多様な主体と地域のつながりづくりを行っています。

①【高齢】地域介護予防活動支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	介護予防・フレイル予防活動の普及啓発、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を行う。
3 実施方式・支援機関名	直営
4 箇所数	市内全域

②【高齢】生活支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ）

1 所管課	高齢政策課
2 事業内容	協議体（1層としての地域ケア会議等、2層としての小地域ケア会議等）の運営について地域包括支援センターと連携・協働して行う。 地域資源の開発、ニーズと取組のマッチング、地域の実情に応じた多様な活動の推進。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務） （社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

③【障害】地域活動支援センター事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ）

1 所管課	障害福祉課
2 事業内容	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域活動支援センター連（株式会社 円グループ） ・地域活動支援センターたあふく（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内 2 か所

④【子ども】地域子育て支援拠点事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ）

1 所管課	【子育てひろば事業】子ども家庭センター
2 事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等の実施等
3 実施方式・支援機関名	【子育てひろば事業】 直営（4 か所）、指定管理（8 か所）、委託（2 か所）
4 箇所数	上記のとおり

⑤【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

1 所管課	地域福祉課
2 事業内容	多様なニーズに対応した地域づくり（地域サポーターの育成、社会資源のマップづくり、地域づくりの担い手がつながる懇談会の実施など）
3 実施方式・支援機関名	委託（委託先名） ・地域福祉コーディネーター（社会福祉法人 立川市社会福祉協議会）
4 箇所数	市内全域

各分野のネットワーク会議体との連携

地域ケア推進会議	地域包括支援センターを中心に、各機関の連携強化を推進し、地域生活課題の把握、解決に向けた検討、課題提起を行います。
自立支援協議会	関係機関による地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の強化や課題の解決に向けた協議を行います。
子ども・若者自立支援ネットワーク	社会生活を円滑に営むことの困難な子ども・若者を「教育」「福祉」「保健」「医療」「矯正」「更生保護」「雇用」「その他」の各分野の行政、NPO法人、社会福祉法人等の機関、団体によるネットワークを活用し支援を行います。
立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク（通称：ふくしネットたちかわ）	社会福祉法人が地域貢献活動の一環として、フォローを要する方に社会参加や交流の機会、ひいては職業、職場体験の機会提供を行います。

（２）地域福祉アンテナショップの展開

- 身近な交流・活動・相談の拠点・居場所として、地域福祉アンテナショップを日常生活圏域の全圏域の設置を目指し、整備に取り組んでいます。
- 地域福祉アンテナショップでは、地域福祉コーディネーターが運営に関わるとともに、地域住民も運営に携わることで地域の実情に応じた取組を展開しています。

（３）地域住民等との連携・協働

- 地域住民や地域における多様な団体、企業等と協働して子ども食堂やフードバンク等の活動の支援を行います。

4 重層的支援会議等の実施体制

(1) 重層的支援会議

- 関係機関との情報共有に本人の同意を得ている事例に関して、多機関協働事業者等が作成した支援プランを共有し、適切性の協議や支援プランの終結の評価を行う会議体です。
- 立川市の関連部署の管理職と相談支援包括化推進員を構成員とします。必要と認めるときは、関係機関等構成員以外の者の出席と意見聴取を行うことができます。
- 支援プランの協議だけでなく、重層的支援体制整備事業を行う中で見えてきた社会資源の充足状況を把握し、必要な社会資源や新たな支援策の開発に向けた検討を行います。
- 必要な社会資源や新たな支援策の開発に向けた検討を行う際には、必要に応じて外部の関係者や有識者の出席を求め、協働して体制の検討を行います。

◎重層的支援会議の委員

子ども家庭部子ども政策課長、子ども家庭部子ども家庭センター長、子ども家庭部子ども育成課長、保健医療部介護保険課長、保健医療部高齢政策課長、保健医療部健康推進課長、福祉部地域福祉課長、福祉部障害福祉課長、福祉部生活福祉課長、教育委員会事務局教育部指導課長

(2) 支援会議

- 複合的な地域生活課題があり、支援を行う必要があることが認められるものの、本人の同意が得られていない事例に関して、会議の構成員に守秘義務を設けることで情報の共有を可能にし、必要な支援体制に関する検討を行う会議体です。
- 各相談窓口の職員や相談支援事業者の職員、その他支援に必要な分野の支援機関等を案件に応じて調整し、随時開催します。
- 相談支援包括化推進員は、相談支援事業者からの相談の内容によって支援会議を活用し、支援機関間の情報共有や支援の方向性、支援機関の役割整理等を行うとともに、事例を通じた連携強化を行います。

(3) 庁内連携会議

- 庁内における重層的支援体制の推進のため、相談支援の具体的事例と各課連携で対応する体制の検討、地域におけるネットワークや社会資源の検討を行う会議体です。
- 検討された事項は場合によって、重層的支援会議に諮り、新たな支援策の開発に向けた検討を行います。また、重層的支援会議で検討された事項を各部署で展開するための体制検討を行います（重層的支援会議との相互関係）。

第4節 取組項目

1 包括的相談支援事業の強化

【取組の方向性】

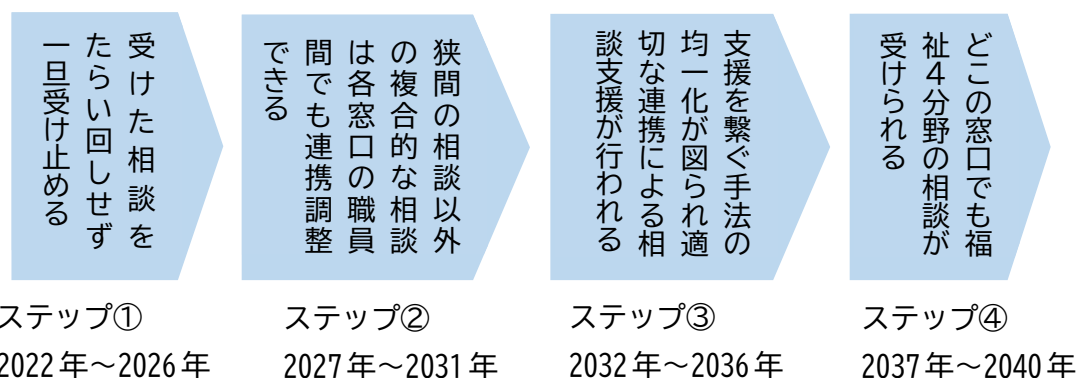
- 重層的支援体制の推進のためには、包括的相談支援を行う相談支援事業者をはじめとした、相談を最初に受け止めるそれぞれの相談窓口（一次相談窓口）の強化が必要です。
- 市を中心として包括的相談支援事業の協議を行い、相談をまずは受け止め、必要な時には支援機関間の連携ができる体制の構築や、重層的支援体制の理念の共有、各職員のスキルアップなどの取組が求められています。

【重点取組】

- 多機関協働推進員（仮称）の検討
各窓口において職員が相談を受けた際に、相談内容を受け止められるよう支援を行い、連携が必要な際の助言や関係課の調整を行う「多機関協働推進員（仮称）」の関連部署への配置について検討を行います。
- 社会福祉職の職員の人材育成とネットワーク構築
社会福祉士の国家資格を持つ市職員については、それぞれの部署におけるOJTを通じた育成のほか、重層的支援体制に関わる専門職としての人材育成に取り組むとともに、関係機関のソーシャルワーカーも含めた専門職のネットワーク構築を行い、将来的には相談支援の中核機能を担う職員として組織的な育成に取り組みます。

◎2040 年に向けた相談支援のロードマップ

生産年齢人口が減少する 2040 年に向けて、持続的に相談支援を行うため、各分野の相談窓口いずれにおいても、高齢・障害・子ども・困窮の複合的な相談の入口となれる体制を目指します（虐待・DV対応を除く）。



2 個別支援と地域づくりの一体的展開

【取組の方向性】

■重層的支援体制の推進のためには、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業が循環関係にあることを関係者で共有し、一体的な推進を図ることで効果を高めることが必要です。

■一方で行政や専門職による支援体制だけでなく、日常生活環境における資源を充実させることで、孤独・孤立の防止や、地域において生活し続けられることが期待されます。

【重点取組】

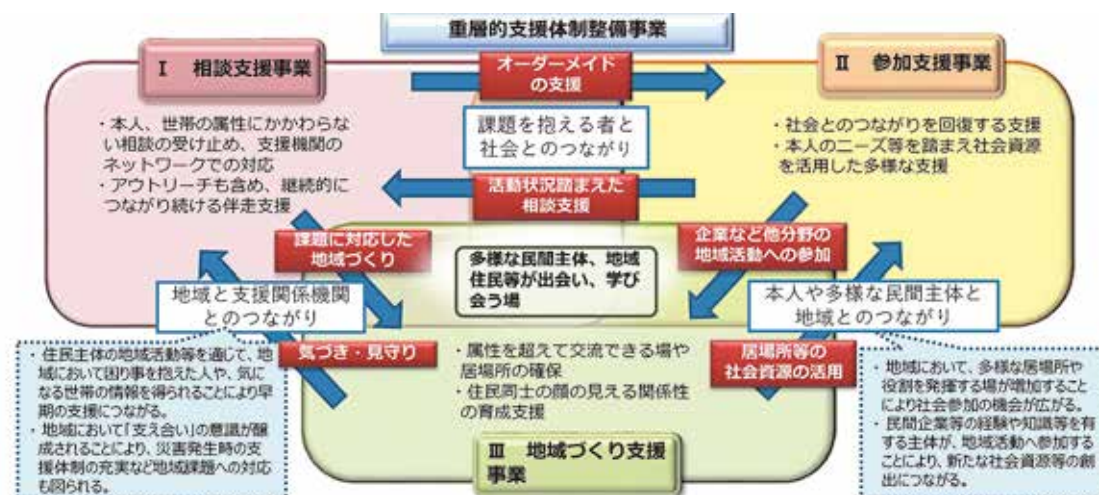
●参加支援事業の充実

包括的相談支援事業や多機関協働事業によりつながった、様々な背景から社会とのつながりが薄まった人・世帯を、社会につなぎ戻す参加支援事業の充実を専門職の連携により取り組みます。参加支援事業による社会資源の拡充や創出を進めることで福祉分野にとどまらない様々な主体の地域への参画が期待され、地域づくりの充実にもつながります。

●地域活動、住民活動との連携

地域福祉コーディネーターによる居場所づくり、仲間づくりなど多様な社会参加の機会を創出することで、市民が無意識のうちにつながる地域社会の形成を推進し、社会的孤立防止の普及・啓発を、地域活動・住民活動団体と連携して行います。

◎個別支援と地域づくりの一体的展開のイメージ図



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会参加に向けた支援について」

3 福祉関係人材の人材育成、ネットワーク強化

【取組の方向性】

- 重層的支援体制の推進のためには、事業に関わる全ての市の職員、関係機関が事業実施主体であるという意識を持つことが必要となります。
- 重層的支援体制を継続的に推進し、包括的な支援体制の整備を行うため、既存の会議体等での意識醸成を図るとともに、現場で相談支援にあたる職員向けの研修など人材育成やネットワーク強化の取組が必要です。

【重点取組】

- 多分野・多機関・多職種による協働研修の実施
地域福祉課で行うスーパービジョン※の対象者を拡大し、相談対応を行う多分野・多機関・多職種の職員を対象に研修を実施します。
※対人援助を行う支援者が、自分の担当している事例について専門性や経験のある第三者から助言をもらうこと。

4 地域活動に参加する住民の育成、増加

【取組の方向性】

- 地域における支援者や地域づくりに関わる住民を増やし、地域におけるつながりを強化することで、住民自身が主体的に地域で活躍できるよう、多分野でサポーター講座を展開します。
- また、重層的支援体制における地域づくりと、各分野が行う予防的取組の連携が求められています。

【重点取組】

- 地域サポーター講座等の展開
地域活動に興味がある地域住民を対象に地域サポーター講座を実施します。地域サポーター講座の実施にあたっては、地域福祉アンテナショップ等で開催し、その後の活動場所としての周知を行うなど、受講だけで終わらない手法を検討します。また、各分野におけるサポーター講座などを中心に、高齢者や障害者への理解、認知力が低下することへの理解、介護・福祉の理解などの普及・啓発に取り組みます。

5 重点支援対象者の設定

【取組の方向性】

- 立川市では、令和4（2022）年度から重層的支援体制整備事業に取り組むにあたり、重点対象者を「ポストコロナの生活困窮者」、「ヤングケアラーを含むケアラー」、「8050 問題を含むひきこもり」等とし、様々な地域生活課題が複合して生活が困窮したり、社会的に孤立したり、制度の狭間で支援策がない等の世帯の支援を、関係機関と連携し役割分担しながら進めてきました。
- 令和7（2025）年度からの重点支援対象者について、今までの実践からの振り返りを踏まえて検討し、「ひきこもり支援」「ケアラー支援」「支援につながりにくい人への支援」を、本事業を通じた重点支援の対象として設定します。
- 新たな重点支援対象について、これまでの個別支援から見てきたことを踏まえ、様々な地域生活課題が複合した世帯の全体を支援する観点を持ち、庁内、関係機関の連携による取組を進めます。
- 「ポストコロナの生活困窮者」については、生活困窮者の相談窓口と連携し、必要に応じて重層的支援体制と事例を共有できる体制を引き続き構築し、包括的相談支援事業と多機関協働事業を実施する中で対応します。

（1）ひきこもり支援

【現状と課題】

令和4（2022）年度より地域福祉課に相談窓口を設置し、ひきこもりの方やその親の相談対応、社会参加の支援を行ってきました。個別支援から見てきたこととして、早期に地域生活課題をキャッチするための予防的な取組と、本人の生きづらさの背景を理解するとともに、それらを踏まえて個人ではなく世帯として支援することの重要性があります。

重層的支援体制の中で支援機関と連携した個別対応を展開するとともに、当事者会・家族会の立ち上げや運営を支援し、専門職による相談支援だけでなくピア的な関わりも強化します。

また、より良い相談支援体制を構築するため、専門性の高い窓口の設置についても検討を進めます。

【重点取組】

●家族会への支援、当事者会の立ち上げ支援

市内の家族会への活動支援を行うとともに、個別相談と家族会との連携を

進めます。当事者の居場所づくりについて、他自治体との広域連携による取組を検討します。

●ひきこもり地域支援センターの設置検討

現在地域福祉課が相談窓口となってひきこもり支援を行っていますが、長期的な伴走ができる体制や社会への啓発事業も含めて、専門性の高い取組が必要です。より良い相談体制を構築するため「ひきこもり地域支援センター」の設置に関する検討を行います。

(2) ケアラー支援

【現状と課題】

ヤングケアラーに関わらずケアラー支援では、ケアラーをケアが必要な方を支える家族という視点でのみ捉えず、ケアラー本人とケアが必要な方それぞれの状況を踏まえ、世帯全体の地域生活課題やニーズを把握する視点を支援者が持つことが重要です。

ケアラー支援は、ケアラー本人の年齢や置かれた状況、世帯の社会環境により差があるため、各分野の関係部署と協議し、市の支援体制の構築を進めます。

【重点取組】

●支援機関や地域活動団体に向けたケアラー支援研修の実施

日常の関わりの中でケアラーの存在を認識し、ニーズの把握や支援につなげるため、支援機関や地域活動団体向けに、ケアラー支援の必要性や支援の目的について理解するための研修を実施します。

●ケアラーの置かれた状況に応じた相談支援体制等の検討

ケアラー本人やケアが必要な方の状況に応じた、各部署との連携体制や役割分担を協議し、相談や普及啓発の体制構築を行います。体制検討や個別対応の中で制度・社会資源等の充足が必要な場合は、重層的支援会議等を活用して庁内での検討を行います。

(3) 支援につながりにくい人への支援

【現状と課題】

重層的支援体制による支援を進める中で、様々な背景から「支援につながりにくい人」への支援が課題となっています。複合的な地域生活課題がある世帯は増えており、中にはどこに相談に行ったら良いか分からず、困り事が長期化する場合があります。

利用できるサービスがあることを知らない、または支援を求めるだけの力が残っていない等の理由により、解決しないまま長期化することを予防するためには、住民が支援を求めやすい相談体制の整備が求められており、市はサービスありきで申請を待つのではなく、予防的に地域での困り事や困っている人をキャッチする体制の強化が求められています。

少子化、高齢化が進行することと並行して、身寄りのない単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し続けています。誰もが社会から孤立しやすい状況となる可能性があり、社会的孤立の防止は社会全体の課題です。全ての方が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護の制度などを含めた包括的な支援体制を構築していく必要があります。

【重点取組】

●重層的支援体制の各事業の推進

相談窓口にきた相談をしっかりと聞き取り世帯全体の地域生活課題を捉える、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援が必要な世帯への一歩踏み込んだ対応、また地域のネットワークにより本人に身近な相談者がつないでくれるなど重層的支援体制整備事業を推進することで、支援につながりにくい人への支援の取組を進めます。

●生活困窮分野と連携した社会資源の検討

重層的支援体制整備事業に取り組むにあたり設置した、「生活困窮者振分会議」において、個別の相談の重層的支援体制への移行調整を行うとともに、「検討会議」として幅広い地域生活課題をもった相談が集まる生活困窮分野から見えた不足している社会資源を検討し、重層的支援会議へ諮る体制の構築を行います。

●成年後見制度等との連携

地域生活課題がある本人や世帯が必要な時に必要な制度を利用することで、適切に権利擁護が図られ地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度、日常生活自立支援事業、金銭管理・意思決定支援事業の各制度を担当する部署・支援機関との連携を強化していきます。

6 推進体制

【取組の方向性】

- 重層的支援会議では、支援プランの適切性を協議し、協議を通して社会資源の充足状況の把握並びに、今後の必要な社会資源や重点支援対象者の支援体制構築など行政による支援の充実に向けた検討を行っています。

社会資源や支援施策の検討を具体的に展開するためには、現在の委員のみならず、事業を直接担当する職員や庁外の関係者も交えた検討を行える体制が必要です。

- 社会福祉法の改正により支援会議が設置され、複合的な地域生活課題があるものの本人の同意が得られていない事例に対して、会議の構成員に守秘義務を設けることで情報の共有を可能にし、必要な検討を行えるようになりました。

相談支援機関が世帯全体の相談を受け止める中で、他の支援機関と円滑に連携して支援が行えるよう、支援会議のみでなく他の会議体も活用して、支援機関が適切な役割分担と連携のもと支援が行えるようにします。

【重点取組】

- 重層的支援会議の実施方法の見直し

支援プランを協議する定例会と、個別対応から見えてきた課題解決に資するための施策や資源開発等の検討を行う検討会の2つの実施方式に重層的支援会議を組み直し、検討会には外部の関係者や有識者が参加するなど、支援施策の充実につながる体制を整備します。

- 他の会議体を活用した支援体制の構築

各分野における既存のケース会議を活用した多機関協働事業の展開を検討します。相談支援機関からの依頼を受けて支援会議を開催したり、相談支援包括化推進員が各分野のケース会議に参加したりできるよう、支援会議の機能を周知し、柔軟な多機関協働事業の展開を検討します。

第4章 地域福祉計画の進捗管理と 評価の方法

第1節 地域福祉計画の進捗管理

地域福祉計画の進捗管理は、外部委員会である「立川市地域福祉推進委員会」の設置と庁内組織である「立川市地域福祉推進連絡会」での検討等により行います。

1 「立川市地域福祉推進委員会」の設置

- 本計画の実現に向けては、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉関係事業者などによる主体的な活動による部分が多く、関係者の理解と連携が欠かせません。
- このため、市民、学識経験者、関係機関・団体からの推薦者等による「立川市地域福祉推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握や委員会での意見交換を踏まえて、関係者との連携や調整の方法などを検討しながら、施策の方向に沿った事業や取組の展開に努めていきます。
- 地域福祉計画は、立川市社会福祉協議会が策定する「第6次立川あいあいプラン」（地域福祉市民活動計画）と、地域福祉の推進における両輪の計画として策定します。いずれも地域福祉を推進するための計画であり、相互に補完し、一体的に推進するものであるため、「立川市地域福祉推進委員会」は、立川市社会福祉協議会が開催する推進委員会と合同で開催します。

2 「立川市地域福祉推進連絡会」の役割

- 「立川市地域福祉推進連絡会」は、地域福祉を推進するための庁内組織として、計画に位置づけられた取組の現状などの情報共有・情報交換の場、また「立川市地域福祉推進委員会」での意見を踏まえ、地域課題の解決に向けた検討の場などとして開催していきます。

第2節 地域福祉計画の評価の方法

1 推進事項の評価

■本計画の推進事項の評価については、取組項目の実績等を把握し、「立川市地域福祉推進委員会」と「立川市地域福祉推進連絡会」における計画の進捗管理の中で評価をしていきます。

2 重点推進事項の評価に関するロードマップ

■推進事項のなかの5つの重点推進事項については、第5次地域福祉計画策定検討委員会において、評価に関するロードマップを作成しました。重点推進事項ごとに、目指すところの状態をイメージしたうえで、達成までのストーリーを作成し、「市」「社会福祉協議会」「地域住民」それぞれが何に取り組むのかを記載しました。

■重点推進事項ごとに評価頻度が異なるため、地域福祉推進委員会において、その頻度ごとに進捗状況を把握し、PDCAサイクルを回していきます。



(1) 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援

目指すところ（状態）	ストーリー	評価頻度
地域生活課題が市全体の課題や事業に引き上げられている	各地域の地域活動から全市的に取組むべき課題を収集し検討する。検討した課題の中から、既存の活動で解決できるものと、制度化が必要なものに分ける。その結果、制度化や事業化の提案または実施を行う。	2年で1周

担当	前期取組	後期取組
市	地域福祉コーディネーターミーティングで挙げられた地域生活課題を、庁内連携会議や重層的支援会議で共有し、既存の活動で解決できるものと既存の活動では解決が難しい課題に振り分けて検討していく。	前期取組で検討した結果をふまえ、既存の活動では解決が難しい課題の解決に向けた事業化に向け取り組む。
社協	ミーティングで月1回各地域から全市的に取組むべき課題を抽出する。抽出した課題のうち既存の活動や連携で解決できるものは解決を図る。制度化・事業化が必要なものは市との協議にかける。市との協議は年6回行う。	ミーティングで月1回各地域から全市的に取組むべき課題を抽出する。抽出した課題のうち既存の活動や連携で解決できるものは解決を図る。制度化・事業化が必要なものは市との協議にかける。市との協議は年6回行う。前期取組みで取り上げた課題のうち全市的に広がったものや、連携で解決できたものをエピソードとしてまとめる。
地域住民	・困っていることや困っている人がいたら地域福祉コーディネーターにつないだり、伝えたりする。 ・地域のために「力を貸してくれる人」や「活用できそうなもの」を地域福祉コーディネーターや周りの人に伝えたり、つないだりする。	

(2) 身近に相談できる体制づくり

目指すところ（状態）	ストーリー	評価頻度
地域住民がどこの相談窓口に行っても適切な支援につながる	専門の相談窓口への研修を実施し、複合的な課題を抱えたケースについて共有する場をつくり、分野を超えた相談にも対応できるようにする。また、地域団体等へ相談窓口の普及啓発を行う。	毎年

担当	前期取組	後期取組
市	福祉4分野および教育部門の専門職や職員などを対象に、分野を超えた相談を受けた際の対応等についての研修を行う。さらに複合的な課題を抱えたケースやエピソードの共有等についてスーパーバイズを活用し事例の検証を行っていく。	福祉4分野や教育部門からつながった事例の精査を行うとともに、研修内容等の検証を行い、より良い研修体制を構築していく。
社協	地域団体（民生委員・児童委員、自治会、青少健など地域活動者）に向けて各相談窓口に関する普及啓発事業を年6回行う。	地域団体（多様な地域活動者）に向けて行う各相談窓口に関する普及啓発事業を年6回行う。
地域住民	・周りの人と話す。 ・悩みや生きがいを話することができる人を見つける。 ・最初の相談窓口になり、必要なら相談機関につなげる。	



(3) つながり・支えあいの充実

目指すところ（状態）	ストーリー	評価頻度
福祉分野に限らず様々な人や組織がつながる	福祉分野以外の商業施設等にヒアリングを行い、場所の活用など一緒に取り組めることを検討する。その結果、協働できる施設等では、既存の取組を実施し、信頼関係を構築する。その後、既存の取組へこれまでつながりの薄かった人や組織をつなげて協働していく。	4年で1周

担当	前期取組	後期取組
市	社会福祉協議会と共に福祉分野以外の団体等にヒアリングを実施し、場所の活用などについてヒアリング先の団体と検討を行い、既存事業にその場所を活用する。	前期で取り組んだ場所の活用をしながら、場所の提供先の職員や組織とコラボした事業を展開する。
社協	福祉分野以外の多くの人が毎日集まる商業施設等へ協働に関するヒアリングを行う。ヒアリングの結果協働できる施設等と実施に向けて協議し、プレイベントを開催する。	商業施設等で既存の取組を行い、参加者をカウントするとともに、参加者アンケートを実施する。アンケートを元に新しい企画を検討する。
地域住民	・福祉分野以外の人を仲間に誘う。 ・知り合いを地域イベントなどに誘う。 ・自分たちができることを色々な場で生かし発信する。 ・つながるための場をつくる。	



(4) 地域活動の担い手支援

目指すところ（状態）	ストーリー	評価頻度
多様な担い手が活動を継続できる環境が整っている	新しい取組みとして「多様なはたらき（仮）」※に関する先行的な事例を調査し、関係機関と調整・協議する。その後実践し効果を図る。また、既存の地域活動者に活動継続に関する調査をする。	4年で1周

※多様なはたらき（仮）：雇用契約にとらわれない地域での多様な役割や機会

担当	前期取組	後期取組
市	社会福祉協議会と協働し、「多様なはたらき（仮）」に関して先駆的取組を展開している事例を最低3か所調査する。 既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や価値の共有を行う。	前期で実施した調査の結果を反映し、立川市の取組の事業化に向けて取り組む。 庁内連携会議で事業化に向けた検討をする。 既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や事業展開を検討する。
社協	「多様なはたらき（仮）」に関する先行的な取組をしている地域を調査し、候補地を選定する。候補地のうち最低3か所を視察する。視察内容を市と共有して立川市で実施する際の課題を整理する。各種経済団体等にむけて一緒に「多様なはたらき（仮）」の必要性を啓発する。 既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や価値の共有を行う。	各種経済団体等と協働の企画を開催する。「多様なはたらき（仮）」の階層に応じた市内関係団体の役割分担を整理する。 「多様なはたらき（仮）」の仕組みを活用できる人には適用していく。 既存の地域活動団体や人に対して活動継続に関するヒアリング調査や意見交換会などを行い、課題の整理や事業展開を検討する。
地域住民	・自分や自分の団体が行っている活動の報告やアピールをする。 ・「多様なはたらき（仮）」の学習会に参加する。 ・できそうな活動に参加する。 ・「多様なはたらき（仮）」のバリエーションを増やす。	

(5)「地域福祉アンテナショップ」の拡充

目指すところ（状態）	ストーリー	評価頻度
多くの人が地域福祉アンテナショップの活動を知り、参加する	既存のネットワーク会議での周知や、SNSを使った情報発信を通して、地域福祉アンテナショップを多くの人に知ってもらう。それにより実際に訪れてくれる人や継続して参加してくれる人が増える。その結果、自ら企画や運営に関わってくれる人が増える。	毎年

担当	前期取組	後期取組
市	市広報やLINE等で地域福祉アンテナショップ事業の周知を行うとともに、関係団体の会議等でも情報発信をしていく。	前期取組の結果を調査し、前期取組を継続するか、新たな周知方法が必要かを検討し、新たな周知方法が必要な場合は新たな周知方法の実施に取り組む。
社協	地域団体（民生委員・児童委員、自治会、青少健など）やネットワーク会議で地域福祉アンテナショップの周知を行うと共に、SNSに動画などの地域福祉アンテナショップの様子を発信する。来場者の人数をカウントして参加人数が増えたかを評価する。さらに主体的に企画や運営に関わってくれる人数と、関わってくれるに至るまでの経過をエピソード集としてまとめ、発信する。	地域団体（民生委員・児童委員、自治会、青少健など）やネットワーク会議で地域福祉アンテナショップの周知を行うと共に、SNSに動画で地域福祉アンテナショップの活動を発信する。来場者の人数をカウントして年間2万人を目指す。さらに主体的に企画や運営に関わってくれる人数と、関わってくれるに至るまでの経過をエピソード集としてまとめ、経年変化を確認する。
地域住民	・友達や知人を誘って一緒に地域福祉アンテナショップに行く。 ・地域福祉アンテナショップの良い取組みだと思ったことをSNS等で発信する。 ・自分や自分の団体の得意を生かして参加する。 ・地域福祉アンテナショップの活用を考える。	



付属資料

用語解説

あ行	
用語	説明
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
アウトリーチ専門員	支援が届いていない人に、積極的に働きかけて情報・支援を届ける人。複雑化・複合化した相談を聞き取り、課題を分析したうえでアプローチ方法を検討する。
アドバンス・ケア・プランニング（ACP）	人生の最終段階で受ける医療やケア等について前もって考え、その希望を患者本人と家族等の身近な人、医療や介護従事者等のチームと繰り返し話し合い共有する取組のこと。
か行	
用語	説明
ガバメントクラウドファンディング（ふるさと納税型クラウドファンディング）	地域のプロジェクトから寄付先を選ぶ、クラウドファンディング型のふるさと納税のこと。
子育て支援・保健センター（はぐくるりん）	市の公共施設再編にあたり、たましんR I S U R Uホールの北側の敷地に、健康会館、子ども未来センター（一部）、ドリーム学園の機能を集約してつくられた施設。市民の健康や子育ての安心を支える拠点。
子ども家庭センター	子育て支援の総合窓口。0歳から18歳までの子どもとその家庭からのあらゆる相談を受けるほか、子育て講座、子育て情報の発信等、様々な子育て支援事業を実施している。
子ども支援ネットワーク	要保護児童対策地域協議会の名称。子どもや子育て家庭に対する支援に関係する行政機関、法人、団体等が効果的に連携して、情報共有をすることで、保護が必要な児童や保護者の適切な支援を図るために設置された組織。

用語	説明
こども大綱	令和5（2023）年、こども基本法に基づき、こども政策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。
子ども未来センター	子育て、教育、文化芸術活動、市民活動を支援し、イベントの実施を通じて地域のにぎわいを創出することを目的とする複合施設。

さ行

用語	説明
支えあいサロン	社会的孤立を防ぐために、ご近所の方々等が定期的集まって、おしゃべりや趣味の活動をする場。
児童発達支援センター	障害や日常生活の困りごとがある未就学の子どもが通所する施設。ドリーム学園は児童福祉法に基づく「児童発達支援」に関する業務を行う施設。
市民	第5次地域福祉計画では、立川市に住民票があり、立川市内で生活している人と定義。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とし、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行う民間団体。社会福祉法第109条に地域福祉の推進役として規定されている。
住民	第5次地域福祉計画では、立川市に住民票があるか否かを問わず、立川市内で生活している人と定義。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。
0次予防	病気や健康のことを考えなくても、自然と健康的な行動や生活習慣ができるように、地域や社会を整えるという考え方。
相談支援包括化推進員	制度の狭間や、複合化・複雑化した地域生活課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする専門職。

た行	
用語	説明
多機関協働事業	複雑化・複合化した課題を持つ本人または家族の支援について、既存の相談支援機関をサポートし、多機関でお互いの持つノウハウの共有と支援について役割分担しながら課題の解決に導くために実施する。
立川市くらし・しごとサポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事に困りごとを抱えている方に対して、一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行う窓口。総合福祉センターの中に設置。
立川市社会福祉法人 地域貢献活動推進 ネットワーク (ふくしネットたちかわ)	社会福祉法人は、その高い公益性から、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められている。その取組をより充実させるため、立川市では平成 27（2015）年から市内法人による情報交換会を開催し、協議を重ね具体的な取組につなげている。
ダブルケア	「子育て」と「親の介護」という 2 つのケアを同時に行っている状態のこと。晩婚化や少子化、核家族化等を背景に子育て期にある親やその世帯が、同居・別居を問わず、同時期に親の介護も抱えてしまうこと。
多文化共生	異なる国籍や民族の人々が互いの文化的な違いを尊重し、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域あんしん センターたちかわ	判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活できるように、福祉サービス利用について総合的に相談することができる窓口。総合福祉センター内に設置。
地域活動支援センター	障害のある人の日中の活動をサポートする福祉施設。創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等を行う。

用語	説明
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受けて」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。
地域資源	地域のために力を貸してくれる人や活用できるもの。
地域住民	立川市第5次地域福祉計画では、地域住民を、立川市内で生活している人や文化、経済、社会活動等をしている人、団体と定義。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいう。
地域福祉 アンテナショップ	地域での空部屋や企業の空きスペース等を活用し、サロン・コミュニティカフェの実施等の活動や相談、情報の提供・収集場所として、様々なテーマで近隣住民の交流を広くつなぐ、活動の場。造語。
地域福祉 コーディネーター	ふれあいと支えあいのある地域コミュニティづくりに向け、地域での福祉活動の推進や地域の団体・住民等のネットワークを形成し問題解決に取り組む専門職。
地域福祉市民活動計画	社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組む実践的な計画として、立川市社会福祉協議会が策定する計画。
地域包括ケア システム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者等が住み慣れたまちで、安心してその人らしい生活を継続することができるように、必要な相談支援を行う地域の総合相談窓口。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が、市や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティア等と協力しながら様々な相談に対応している。

用語	説明
地域見守りネットワーク事業	住民の方々や市内の活動団体、事業者の方から、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市へ連絡していただき、安否確認等の適切な支援につなげる事業。
ちょこっとボランティア	高齢者の日常生活の中で発生する簡易な地域生活課題に対する「軽微なお手伝い」をしてくれる地域のボランティアのこと。

な行

用語	説明
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための必要なサービスや施設がそろっている地域のこと。一般的には、高齢者が徒歩や公共交通機関を利用して、日常生活に必要なサービスや施設にアクセスできる範囲。日常生活圏域には、住宅、医療機関、介護施設、商業施設、公共施設等が含まれる。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講習を受講した人。認知症に対する知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする。

は行

用語	説明
8050 問題	80 代の高齢の親が、中高年代である 50 代のひきこもりの子どもの生活を支えている状態を指す。多様な課題を抱えていることが多く、社会的孤立が問題となっている。
バリアフリー	「バリア（障壁）」を「フリー（解消）」にすることで、高齢者・障害者など障害を持つ人々が生活しやすい環境を整備しようとする考えのこと。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

用語	説明
伴走支援	継続的につながることを目的とする支援。本人の抱える課題や必要な対応が明らかでない場合でも、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、つながり続けることによって、一人ひとりが、多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め、自律的な生活につながる支援であり、ライフステージの変化等に応じて、柔軟な支援を行う。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就業、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていても該当する）を指す。
ビジネスケアラー	働きながら家族の介護をする人のこと。仕事と介護の両立を求められるため、非常に厳しい立場に置かれている。少子高齢化や高齢者雇用の促進、女性の社会進出等によりビジネスケアラーは年々増加している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人のこと。
ピア	同僚、同輩、同級生、仲間、友人、対等者などの意味を持つ英単語。ピアカウンセリングは、障害を持つ仲間同士がカウンセリングを行う心理療法であり、共感と理解を基盤に心のサポートを行う。体験者同士の会話の場も含まれる。
ファミリー・サポート・センター	保育施設までの送迎や子どもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録し、地域で相互援助活動を行う制度。ファミリー・サポート・センターは会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡・調整等を行う。
フレイル	加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態のこと。適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。
ボランティア・市民活動センターたちかわ	ボランティア・NPO法人・立川のまちづくりの総合相談窓口。総合福祉センター内に設置。

ま行

用語	説明
見守りホットライン	子どもから高齢者までのすべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるように、地域の見守り情報を24時間受け付ける安否確認専用ダイヤルのこと。 TEL042-506-0024
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。民生委員は、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談支援を行う。

や行

用語	説明
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指し、子どもの自己実現、学業、友人関係等に影響が及ぶ。
ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、多くの人が利用しやすいようにデザインする考え方。ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、発展させた考え方。

1 策定経過

(1) 立川市地域福祉計画策定検討委員会

① 委員会

令和5(2023)年

日程	内容
9月20日	・現計画「立川市第4次地域福祉計画」と「第5次地域福祉市民活動計画」の説明 ・今後の進め方について
11月8日	・現計画の進捗状況 ・地域福祉に関するアンケートおよび地域福祉ウォッチャー調査について ・地域の強みと課題について意見交換 ・市民参加型ワークショップ及び対象別ヒアリングについて

令和6(2024)年

日程	内容
3月11日	・政策動向の確認について ・第1回作業部会の報告 ・対象別ヒアリングの実施について
7月24日	・重層的支援体制整備事業実施計画策定について ・現計画の振り返りについて ・次期計画の重点推進事項について
9月18日	・次期計画の構造、理念、重点推進事項の案について ・次期計画の評価方法について

令和7(2025)年

日程	内容
1月15日	・第6回作業部会の振り返り ・次期地域福祉計画の素案について
2月4日	・第6回委員会の振り返り ・次期地域福祉市民活動計画の素案について
5月14日	・次期地域福祉計画の原案について ・次期地域福祉市民活動計画の原案について

② 作業部会

令和6（2024）年

日程	内容
2月26日	・第2回委員会の振り返り ・国の政策動向の確認について ・市民参加型ワークショップで抽出された内容に関する意見交換
4月24日	・第1回作業部会の振り返り ・地域福祉に関するアンケート、地域福祉ウォッチャー調査の結果について ・対象別ヒアリングの結果について
5月29日	・第2回作業部会の振り返り ・地域福祉に関するアンケート（自由記述）について ・対象別ヒアリングの結果について
6月19日	・第3回作業部会振り返り ・現在までの傾向と将来の見通しについて ・重点推進事項について
8月20日	・現計画の構造について ・次期計画の理念と目標について
11月27日	・第5回委員会の振り返り ・次期計画の推進事項の最終案について ・次期計画の評価に関するロードマップについて

2 立川市地域福祉計画策定検討委員会委員構成

(◎委員長、○副委員長)

区分	氏名	所属団体等
市民	久下沼 諒	公募市民
	藤原 紀子	公募市民
学識経験を有する者	◎熊田 博喜	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科
関係市民団体が推薦する者	井村 良英	認定特定非営利活動法人 育て上げネット
	大江 尚之	株式会社こたつ生活介護
	太田 なつみ	学生
	岡本 彰子	多摩信用金庫 価値創造事業部
	小澤 清富	立川市商店街振興組合連合会
	景山 千鶴子	たまがわ・みらいパーク企画運営委員会
	齋竹 一子	立川市訪問看護連絡会
	菅根 浩子	北部東わかば地域包括支援センター
	富山 孝雄	立川市自治会連合会
	○中村 喜美子	立川市民生委員・児童委員協議会
	中村 ひとみ	障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会
	宮本 直樹	立川市社会福祉協議会

(敬称略、区分ごとに五十音順、令和6(2024)年度末時点)

3 市民参加

(1) 地域福祉に関するアンケート調査

この調査は、市民の生活状況や課題、地域での支えあいの状況などを把握し、第5次地域福祉計画の策定作業を進めていく上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

① 調査実施の概要

調査期間	令和5（2023）年10月3日調査票発送から11月15日回答投函・オンライン送信締め切り（郵送は令和5（2023）年11月30日到着分まで受け付け）
対象者	令和5（2023）年10月1日現在、立川市在住の満18歳以上の方から無作為に3,000人を抽出
有効回答数・回答率	1,192件（39.7%）

② 調査結果の概要

（地域福祉に関するアンケート調査報告書 令和6（2024）年7月より抜粋）

「○（調査結果から読み取れること）」、「(Q.) 関連する設問」>「(A.) 回答」という構成でまとめた。

○地域生活の満足度は高い

Q. あなたは立川市やお住まいの地域の生活に満足していますか。

A. 満足・どちらかといえば満足 84.8%

○外出を諦めた理由は移動手段やきっかけ、費用の問題が多い

Q. あなたは外出したいと思っても、困りごとがあるために諦めたことがありますか。

A. ある 22.5% いいえ 75.7%

Q. 「ある」と回答した方にお聞きします。外出を諦めたのはどのような理由でしたか。

A. 目的地までの移動手段がないため 34.7%

A. 気軽にでかけることができる場所、機会、きっかけがないため 26.1%

A. 費用がかかり負担となるため 25.4%

○一番目に利用の多い交通手段は、「自転車・バイク」、「自家用車（自分で運転する）」、「徒歩」が多く、二番目の交通手段としては、「バス」、「電車、モノレール」も多い。

Q. 日頃、市内を移動するときに最も利用する交通手段はなんですか。

A. 自転車、バイク 26.9%

A. 自家用車（自分で運転する） 23.4%

A. 徒歩 17.0%

Q. 回答した交通手段の利用頻度について、お聞かせください。

A. ほとんど毎日 50.9%

Q. 日頃、市内を移動するときに2番目によく利用する交通手段はなんですか。

A. 徒歩 21.0% A. バス 16.7%

A. 自転車、バイク 16.4% A. 電車、モノレール 14.8%

Q. 回答した交通手段の利用頻度について、お聞かせください。

A. 月に数回 30.7% A. 週に1～2日 30.6%

○外出目的は買い物や仕事が多数

Q. 外出の目的として、最も頻度が高いものはなんですか。

A. 買い物 46.4% A. 仕事 34.4%

Q. 回答した目的の頻度はどのくらいですか。

A. ほとんど毎日 39.0% A. 週に3～4日 27.5%

Q. 外出の目的として、2番目に頻度が高いものはなんですか。

A. 買い物 41.4% A. 通院 12.9% A. 家族、友人との交流 12.9%

○居住する地域の範囲の認識に差はあるが、丁目と町が多数

Q. あなたが「お住まいの地域」として考えるのは、どのくらいの範囲ですか。

A. 丁目(徒歩15分程度) 29.0%

A. 町(徒歩30分程度) 28.0%

○地域の中でのつきあいは、挨拶が中心

Q. 「お住まいの地域」の中でお付き合いはどの程度ですか。

A. 顔をあわせれば挨拶する 40.8%

○困り事を手伝いたい気持ちを持っているが、事情があり手伝えないほかに、きっかけがないことも多い

Q. 「お住まいの地域」の方が生活上の困りごとを抱えていることが分かった場合あなたはどうしますか。

A. 手伝う 41.9%

A. 手伝いたいと思うが事情があって手伝うことが難しい 35.3%

Q. 「手伝いたいと思うが事情があって手伝うことが難しい」と回答した方にお聞きします。そう考える事情はどのようなことですか。

A. 仕事や家の用事で忙しい 52.3% A. 健康上の理由 25.2%

A. きっかけがない 24.2%

○地域の困りごとで手伝える範囲は「声かけ・見守り」が特に多い

Q. 「手伝う」と回答した方にお聞きします。次のような困りごとのうち手伝える範囲について、お聞かせください。

- A. 声かけ・見守り 82.2% A. 話し相手 51.3%
- A. 買い物代行 32.1%

○相談先として公的な窓口の役割は高い

Q. あなた自身、もしくはあなたと同居する方が生活上の困りごとを抱えた場合、どこに相談しようと考えますか。

- A. 家族（親族） 77.0%
- A. 市役所などの行政窓口 46.6%
- A. 友人 35.9%
- A. 市が開催する「くらしの相談」等の専門家相談 21.4%
- A. 社会福祉協議会、地域包括支援センター等、行政以外の相談窓口 21.1%

Q. あなた自身、もしくはあなたと同居する方が生活上の困りごとを抱えた場合、解決に関する情報はどこから得ますか（得ようと思いますか）。

- A. インターネット情報（市、社会福祉協議会以外） 52.1%
- A. 市役所の各種窓口 46.8%
- A. 市、社会福祉協議会のホームページ 33.2%
- A. 市報（広報たちかわ）や社会福祉協議会広報（あいあい通信、まちねっと） 31.6%

○情報の入手は、I T、アナログ、双方から

上記参照

○なんでも相談できる窓口の必要性が高まっている

Q. 生活上の困りごとを抱える人を支援するために、あなたが必要と思うものはなんですか。

- A. 日頃からの家族、親族とのコミュニケーション 60.1%
- A. なんでも相談できる窓口の設置 57.2%

○防災対策として取り組むことができることは防災訓練への参加

Q. 地震や風水害が発生したとき、その被害を広めないために地域で日頃から取り組んでおくこととしてあなたができることはなんですか。

- A. 防災訓練、避難訓練への参加 53.1%
- A. 地域での防災マップづくり 31.5%

○住民や地域団体が主体となって取り組むほうがより効果的であるものは、「声かけ・見守り」と「健康づくり」

Q. 地域で発生する課題の中には、行政のみの対応や既存の制度による専門的な対応だけでは解決できない課題が数多くあります。次のような課題や取組の中で、住民や地域団体が主体となって取り組むほうがより効果的であると思うものはなんですか。

- A. 子どもや高齢者への声かけ・見守り 49.8%
- A. 住民の健康づくり 32.4%
- A. サロン、サークル等の交流の場づくり 26.8%
- A. 防災訓練、避難訓練 25.0%
- A. 子ども食堂 25.0%

○立川市で重点的に取り組むべきことは、

「相談窓口の設置」「情報が届く仕組みづくり」「福祉サービスの質」

Q. 今後、立川市をより住みやすいまちにするために、次のうちなにを重点的に取り組むべきだと思いますか。

- A. なんでも相談できる相談窓口の設置 46.2%
- A. 支援が必要な人に必要な情報が届くしくみづくり 45.5%
- A. 福祉サービスの質の向上 40.9%
- A. 相談体制の充実 38.9%
- A. 防犯・防災への取り組み 35.1%

（２）地域福祉ウォッチャー調査

地域福祉に関係の深い活動に携わり、地域の実情に詳しい人を「地域福祉ウォッチャー」として依頼し、日ごろから見守っている地域の現状をそれぞれの観点から判断してもらうことで地域福祉の動向を把握することを目的とした調査です。

① 調査実施の概要

対象地域 (市内全域)	・富士見町・柴崎町（１地区） ・錦町・羽衣町（２地区） ・曙町・高松町・緑町（３地区） ・栄町・若葉町（４地区） ・幸町・柏町・砂川町・泉町（５地区） ・上砂町・一番町・西砂町（６地区）
調査対象	・民生委員・児童委員　・自治会　・老人クラブ ・ちょこっとボランティア協力員 ・地域学習館運営協議会委員 ・地域包括支援センター職員　・支えあいサロン ・小中学校教員
対象者数	479 人（各地区 70～100 人）
回収結果	・回答数　337 件 ・回答率　70.4%
調査基準日	令和 5（2023）年 12 月 1 日 （令和 5（2023）年 12 月 15 日締切り）
調査の内容	・住みやすさの現状 ・住みやすさの変化の方向性 ・地域のつながりの状況 ・つながる活動や機会 ・支えあう場、支える人材の状況 ・住民が主体的に見守り支えあう雰囲気

② 調査結果

指数説明

● 5段階の選択肢に以下の点数を与え、これらに各回答区分の構成比（％）を乗じて、指数を算出しています。

○住みやすい・良くなっている・充実している・広がっている・・・ 1

○やや住みやすい・やや良くなっている・やや充実している・やや広がっている・・・ 0.75

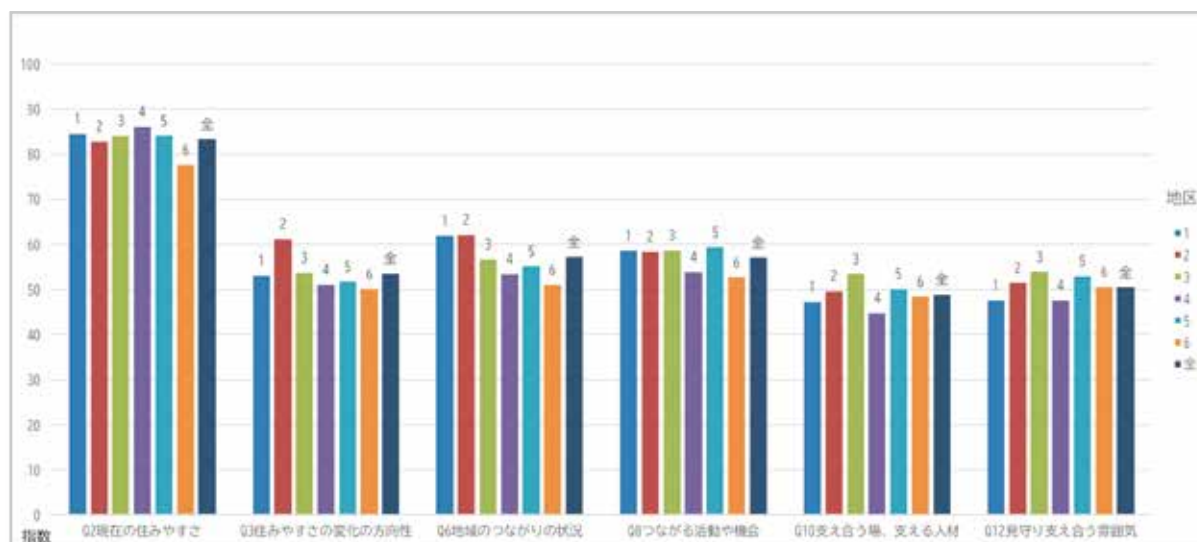
○どちらとも言えない・変わらない・・・ 0.5

○やや住みにくい・やや悪くなっている・やや後退している・・・ 0.25

○住みにくい・悪くなっている・後退している・・・ 0

指数は50を基準とします。50であれば変化が横ばいである事を示し、50を上回れば「良くなっている」、下回れば「悪くなっている」と判断されている事を示します。

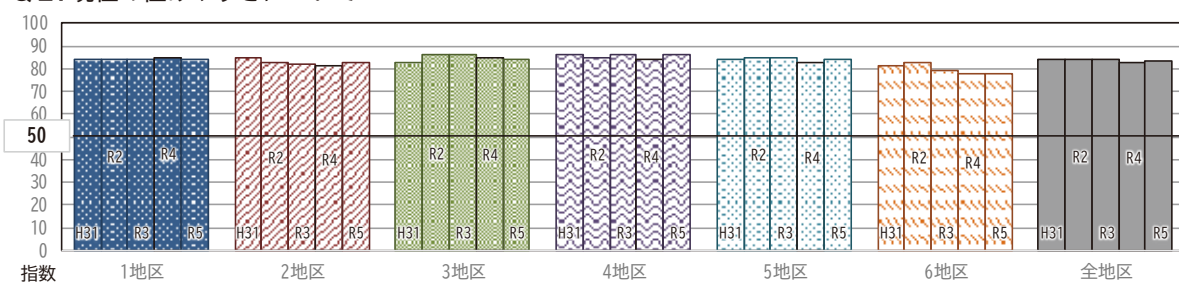
令和5（2023）年度 地域福祉ウォッチャー調査 地区別指数比較



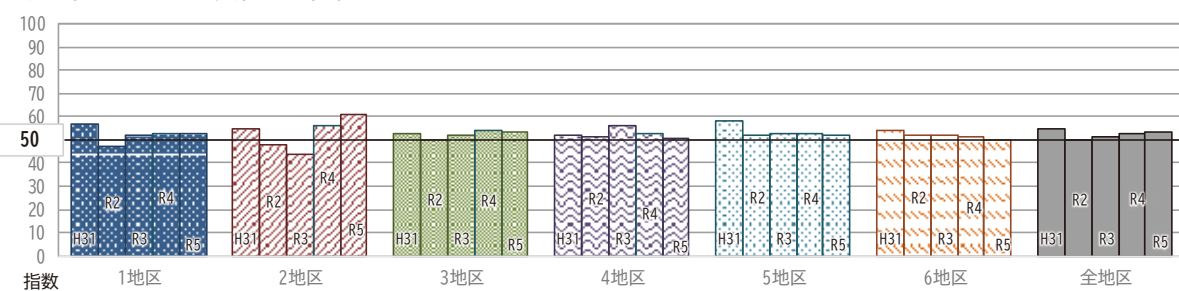
コメント：

- ・「Q2.地域の住みやすさ」について、全地域とも住みやすいと感じている人が多い。
- ・「Q3.住みやすさの方向性」について、2地区が高い指数を示している。
- ・「Q6.地域のつながりの状況」について、1、2地区が高い指数を示している。

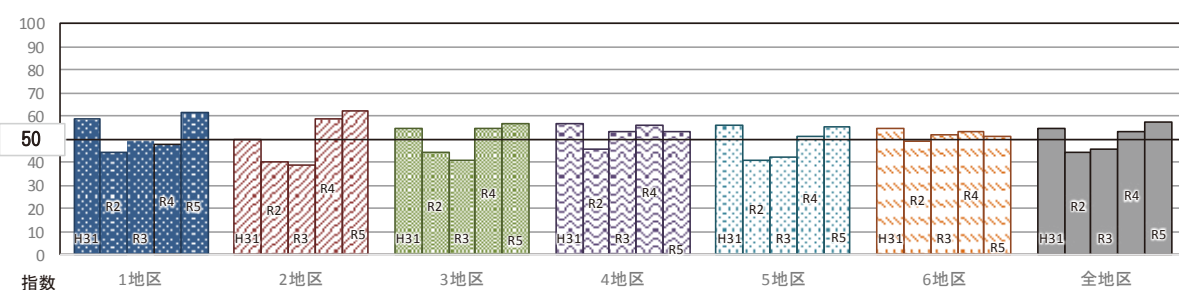
Q2. 現在の住みやすさについて



Q3. 住みやすさの変化の方向性について



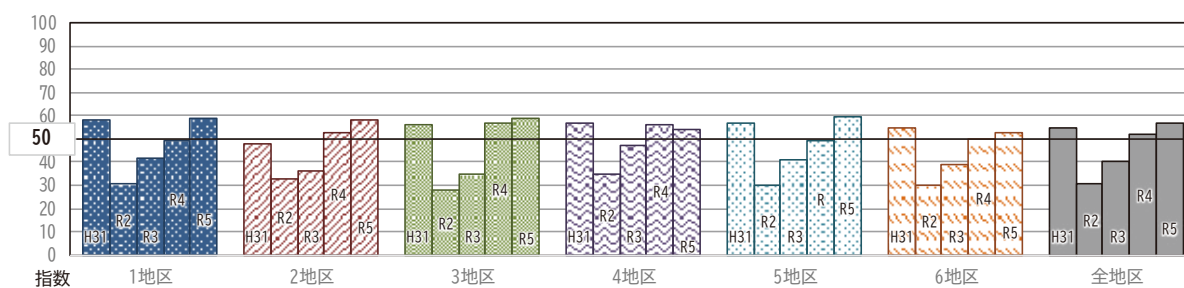
Q6. 地域のつながりの状況について



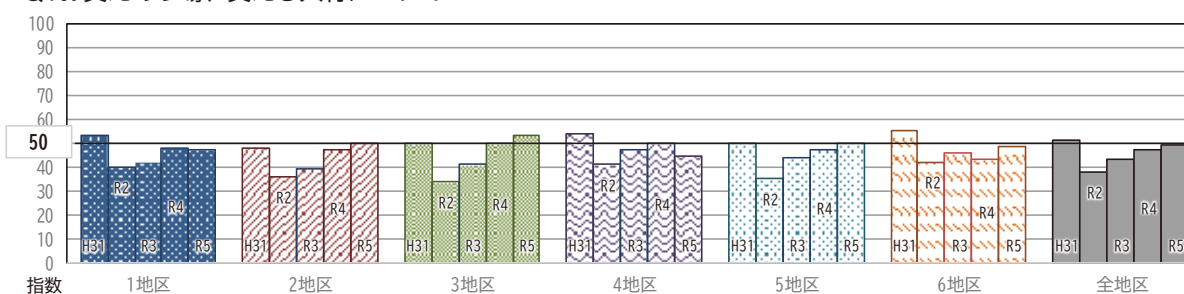
コメント：

- ・「Q2.現在の住みやすさ」「Q3.住みやすさの変化の方向性」については、指数が大きな変化は見られない。
- ・「Q6.地域のつながりの状況」については、コロナ禍からの回復傾向がみられる。

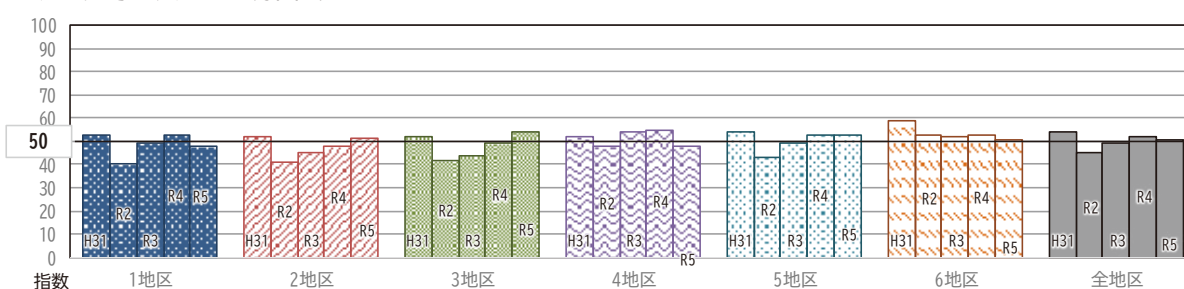
Q 8. つながる活動や機会について



Q10. 支えあう場、支える人材について



Q12. 見守り支えあう雰囲気について



コメント：

- ・「Q 8. つながる活動や機会」、「Q10. 支えあう場、支える人材」、「Q12. 見守り支えあう雰囲気」については、コロナ禍からの回復傾向がみられる。

（３）市民参加型ワークショップ（地域懇談会）

立川市社会福祉協議会主催の市民参加型ワークショップ（地域懇談会）に同席し、地域課題等の把握を行いました。

○富士見町地区：

日時	①令和 6（2024）年 1 月 15 日（月） 19：00～21：00 ②令和 6（2024）年 2 月 19 日（月） 19：00～21：00
場所	滝ノ上会館
参加人数	①46 人 ②31 人
対象者	富士見町在住・在勤・在学の方、富士見町に関わりのある方等

【内容】

住民や、富士見町地区で活動している方が、日頃の生活や活動の中で感じている地域の強みや可能性を共有するとともに、より良い地域となるための改善点や困り事を検討しました。また、第 2 回では、地域福祉アンテナショップの設置も含め、地域の居場所の在り方について意見交換しました。

【意見】

○地域活動や生活の中での困り事

- ・人材やボランティアが不足している。
- ・若者の集まれる場所が少ない。
- ・気軽に立ち寄れる場所が少ない。
- ・ゴミ出しのボランティアが減少している。
- ・自治会への加入率が低い。役員のなり手が不足している。
- ・災害時に障害者が避難所に行きにくい。

○地域の強み

- ・人々が温かく、戻ってきたくなるまちである。
- ・住民同士が助け合っている。
- ・自然が豊富で、地域に多彩な散歩コースがある。

○地域の課題

- ・よろず相談ができる場所が近くにほしい。
- ・コミュニティ活動の告知ができていない。
- ・集会等に新しく参加する人が増えない。
- ・障害者が地域に出る機会が少ない。
- ・多世代が交流する場所が少ない。



○地域福祉アンテナショップ：

日時	令和5（2023）年12月16日（土）13：00～16：00
場所	たましん RISURU ホール
参加人数	24 人
対象者	地域福祉アンテナショップに興味がある方

【内容】

地域福祉アンテナショップで活動している方による活動報告会の後、現在地域福祉アンテナショップで活動している人や今後活動したい人が共に、地域福祉アンテナショップの方向性や課題を検討しました。

【意見】

○地域福祉アンテナショップの強み、よかったこと

- ・活動を通じた出会いや交流が自分自身にとっての楽しみになっている。
- ・子どもから年配の方（多世代の方）の居場所になっている。
- ・今まで出会えなかった方との出会いを通じて仲間が増えた。
- ・地域の方とのコミュニケーションが増え、地域の方の笑顔の間近で見られる。
- ・子どもにいろいろな体験をさせることができる。

○地域福祉アンテナショップの課題、困っていること

- ・地元の方の参加者が少ない。
- ・場所の確保ができず、物の保管に困ることがある。
- ・運営資金の確保に苦労している。
- ・子どもへの案内がなかなか行き渡らない。

○今後の活動に向けた意見

- ・色々な活動があることで、その人にあった場所を選べるようになる。
- ・活動を続けるためには、自分が楽しむことが大切である。
- ・少人数でもできる活動から始めるのも良い。
- ・まずは仲間づくりを目指す。



(4) 対象別ヒアリング

「教育」「多文化」「障害」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法に基づく子どもの意見聴取として、10人の子どもからも直接ヒアリングを行いました。質問項目は活動や生活上での課題や、その解決策を中心に、対象別に質問項目を調整し、状況や対象者の反応によって自由に質問を変えていく半構造化面接として実施しました。

○各ヒアリング調査の概要

日時	① 令和6（2024）年4月7日（日）10：30～11：00 ② 令和6（2024）年4月10日（水）13：30～15：15 ③ 令和6（2024）年4月10日（水）14：00～15：00 ④ 令和6（2024）年4月17日（水）14：00～15：30 ⑤ 令和6（2024）年3月中旬
場所	各地で実施
参加人数	①～④各1名、⑤10名
対象者	①小学校に頑張って通っている小学生に関わっている大人 ②日本語を母国語としない子ども達に日本語を教えるNPO法人 ③発達に不安がある子どもを育てる保護者を支える市民活動団体 ④非行、犯罪の防止及び健全育成に関する活動に取り組んでいる団体 ⑤小学校4年生～高校生までの子ども

【意見】

対象者	活動中の課題（抜粋）
①	・「合唱の時間が一番楽」なぜなら、「立っているだけでいいから」 →内容がわからないまま授業に出席するのは辛い。 ・「木曜日と金曜日が辛い」「学校が午前中だけだったら耐えられる」 →自分の感じていること、考えていることを自由に話せる時間が少ない。
②	・自治体によって外国ルーツの子どもへの支援の内容が異なり、日本語教育の支援内容に差が生まれている。 ・義務教育が終わった15歳以上の既卒者は、語学支援を含めて支援につなげにくい。 ・日本語教育ができるボランティア養成に課題がある。まったく日本語ができない人に日本語を教えるには、それなりの技術が必要である。 ・必要な情報を得ることが出来ていないことが多く、情報保障が不足している。
③	・小中学生でおよそ8%、1割近くが何らかの障害を持っている。単独団体が発達障害への理解啓発を行っていても限界がある。 ・情報の周知。つながりにくい人とどうつながるかは課題がある。 ・立川市は発達障害の相談に乗ってもらえる医療機関が少ない。また、診察と療育を一緒にしてくれる場所がない。 ・立川市内の幼稚園で発達に特性のある子どもを受け入れてくれるところが少ない。

④	・ 非行で相談・収容されるのは、今も昔も変わらず窃盗、暴行が多い。 ・ 民間との連携がもっと強くなれば良いと思うが、施設から情報提供することは難しい。 ・ 保護観察が切れた後の相談先が不足していたり、情報が届いていなかったりする。 ・ 非行に走る原因は個々違うが、家庭環境の厳しさが要因になっていることは多い。家の中全体に余裕がなくなっているし、親を誰が支援するのが課題である。
---	--

対象者	立川市に住んでいてもっとこうだったらいいのにつて思うことってある？
⑤	・ バスの本数が少ない。住んでいるエリアから駅に出るバスの本数が1時間に4本しかなく、塾に行く時間を考えるのが難しかった。自転車で行ける人は良いけど、高齢者や通勤通学等でバスを利用する人は困っていると思う。 ・ サッカーができるような環境を整えて欲しい。近隣公園はボール遊び禁止の場合が多く、練習をする時は距離の離れた公園まで行かなければいけない。また、立川市は人工芝のグラウンドが少ない為増やしてほしい。 ・ 野球グラウンドが多いが、サッカーグラウンドがなく、ボールを蹴られるところが少ない。 ・ 給食は自校式の方が出来たてで美味しかったと感じる。 ・ 駄菓子屋がないこと。コンビニは高くて買うことが難しい。 ・ 高齢者がひきこもらないように、公園に運動器具を置いてほしい。 ・ ブランコがない公園やボール遊び禁止の公園が多い。 ・ 公園内に、自由に使用して良い遊び道具があると良い。バドミントンは兄弟が使っていると使えない日があること、持っていない子もいる為、皆で使える遊び道具が欲しい。 ・ 入りやすい店が少ない。チェーン店が少ない。駅の近くがうるさい。 ・ 大人の人が行くお店が多く、パチンコ屋や駅前のキャッチが怖い。 ・ 趣味が同じ、気の合う人にもっと会えると良い。

（５）分野別個別計画素案ＥＸＰＯ（市民説明会）

立川市第５次地域福祉計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和７（２０２５）年４月５日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(6) 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第5次地域福祉計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、2人から2件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	2人・2件
意見を反映した件数	0件

4 庁内体制

(1) 地域福祉推進連絡会

委員構成	5 関係条例（規則・要綱）（2）別表のとおり
役割	連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。 （1）地域福祉推進における情報の共有化に関すること。 （2）地域課題の解決に係る調整に関すること。 （3）地域福祉計画の策定に関すること （4）その他必要な事項に関すること。
検討経過	第1回 地域福祉に関するアンケートおよび地域福祉ウォッチャー調査について 第2回 立川市第4次地域福祉計画にかかる事務事業指標等の調査について 第3回 現計画の総括および施策の見直しの方向性について 第4回 次期計画の骨子案と素案概略について 第5回 次期計画の素案について

5 関係条例（規則・要綱）

（１）立川市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 地域福祉計画の策定検討に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 公募市民
- （2） 学識経験者
- （3） 民生委員・児童委員
- （4） 保健、医療及び福祉に係る団体が推薦する者
- （5） 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- （6） 立川市自治会連合会が推薦する者
- （7） 立川市商店街振興組合連合会が推薦する者
- （8） その他市長が認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから選出するものとする。

3 部会は委員長が招集する。

(謝礼及び記念品)

第7条 委員長には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

2 委員(委員長を除く。)には、予算の範囲内で記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(2) 立川市地域福祉推進連絡会要領

(設置)

第1条 立川市における地域福祉を推進するための庁内組織として、立川市地域福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

地域福祉推進における情報の共有化に関すること。

地域課題の解決に係る調整に関すること。

地域福祉計画の策定に関すること

その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表に定める委員をもって組織する。

(事務局)

第4条 福祉部地域福祉課に事務局を置き、連絡会の庶務を処理する。

(会議)

第5条 連絡会は、事務局が必要があると認めたときに招集する。

2 事務局は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 連絡会は、所掌事項の検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから福祉部長が定める。

(地域福祉コーディネーター等庁内連絡会)

第7条 地域福祉コーディネーター等との連携、調整等の詳細に関する事項を協議するため、連絡会の下部組織として地域福祉コーディネーター等庁内連絡会（以下「C o等連絡会」という。）を置き、連絡会の委員が指定する係長相当職以下の職員及び地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員等関係機関の職員をもって組織する。

2 C o等連絡会の招集は、連絡会の招集に準じた方法による。

(委任)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委	員
福祉部長	
保健医療部長	
市長公室	改革推進課長
政策財務部	男女平等推進課長
危機管理対策室	防災課長
子ども家庭部	子ども政策課長
//	子ども家庭センター長
//	子ども育成課長
保健医療部	介護保険課長
//	高齢政策課長
//	健康推進課長
福祉部	福祉総務課長
//	地域福祉課長
//	障害福祉課長
//	生活福祉課長
環境資源循環部	環境政策課長
都市整備部	道路課長
産業まちづくり部	産業観光課長
//	農業振興課長
//	交通企画課長
//	地域公共交通担当課長
市民部	くらし相談課長
//	市民協働課長
//	住宅課長
教育部	指導課長
//	生涯学習推進センター長

地域福祉計画策定検討委員会委員からのメッセージ

委員名	メッセージ
委員長 クマダ ヒロキ 熊田 博喜	2年の時間を掛けて計画が完成しました。「計画が」と書きましたが、ここでいう計画は、地域福祉計画と地域福祉市民活動計画を指しています。そしてこれらの計画の策定のための合同委員会を設置して議論を深めて参りました。 行政計画である地域福祉計画と民間計画である地域福祉市民活動計画は一体的に作る必要があることはよく言われています。とはいえそれぞれの立場もあって実現が難しい状況にあります。立川市では相互の関係がこれまでの実践を通して深まった一つの到達点として合同での策定を実現することができました。 地域生活課題が深刻化する中で、分野を横断した取り組みが求められていますが、主体を横断した取り組みも重要です。委員会では15人のメンバーが時に笑顔で時に真剣に議論を深めました。その成果がこの計画に結実しています。地域福祉コーディネーター、相談できる体制、つながり・支えあい、担い手支援、地域福祉アンテナショップを重点項目とし行政・民間が一体となって「一人ひとりが共に生き、幸せ広がる立川」の実現を目指します。 計画完成に際して関係した全ての皆様に感謝すると共に、計画の実現に向けてのお力添えをお願い申し上げます。
副委員長 ナカムラ キミコ 中村 喜美子	様々な分野で活動している委員の皆様と、暮らしやすい立川についての話し合いができたことは、大変勉強になりました。 今地域では少子高齢化や、セルフネグレクト、生きづらさをかかえる人々の増加等、課題が複合化、深刻化しています。グループワークでは、地域福祉向上につながるキーワードがたくさん出てきて、ワクワクしながら検討を進めて参りました。 この計画が、地域福祉の更なる推進に結びつき、皆の笑顔が増えるよう、地域の見守りに努めていきたいと思います。

クゲヌマ リョウ 久下沼 諒	今回はじめて両計画の策定委員として参加させていただきました。たくさんの気付きや学びがあり、毎回の委員会が非常に充実した時間でした。 小学生時代から今まで 20 年以上を過ごし、今ではこの街で事業を立ち上げて活動していますが、本当に立川が大好きです。その気持ちを計画に反映させることが出来たのではないかなと思っています。 今後も私自身、この街の一員として「共に生きる」ことを楽しみにしています。
フジワラ ノリコ 藤原 紀子	地域福祉計画づくりの一員になり、多くの学びとインスピレーションを与えられました。ここで出会った皆様に心より感謝致します。 社会変革による価値観やライフスタイルの多様化で、戸惑い、葛藤、生きにくさを感じる人が増えました。福祉計画を実践に移すことによって、地域住民にとって心のオアシスができ、誠意ある親切の輪が広がり、もっと多くの人が幸せを感じることを祈願致します。
イムラ ヨシヒデ 井村 良英	本計画の理念に掲げられている「しあわせ」、ハーバード大学の研究によると、「しあわせ」の要因はよい人間関係にあるのだそうですね。 お互いの理解を深めあい、尊敬しあう関係ということなのかもしれません。あいあいプランには、「助けあい」「支えあい」などの「あい」を大切にするという想いが込められています。 大人、子ども、若者、すべての人にとって大切な「I（私）」が立川でずっと大切にされていきますように。

オオエ ナオユキ 大江 尚之	当初は「地域福祉」という捉えどころのないものを、多くの委員さんが集まった中で紙に落とし込めるのか、ましてや気持ちや想いが込められるのかといった不安の中で参加させていただきました。 委員会を重ねる中、多様な視点からの意見をうかがい計画に落とし込んでいく作業を目の当たりにし、一人ひとりの意見やアイデアが大事に扱われている過程に参加させてもらうにつけて、参加させてもらった意味を理解していきました。 私にとっても一人ひとりが共に生きること、やさしいつながりを感じ取った委員会でした。ありがとうございました。
オオタ ナツミ 太田 なつみ	大学生という未熟な立場ではございましたが、2年間にわたりこの委員会に参加させていただきありがとうございました。 多様な分野でご活躍の熱心な委員の皆さまに囲まれ、毎回刺激を受けるとともに多くのことを学ばせていただきました。 私は生まれ育った立川市がとても好きです。学生ボランティアとして立川市で活動してきて感じたことや、学生という立場だからこそその視点を計画に生かし、市の発展に尽力出来ればとの思いで参加させていただきました。 本計画がより多くの方々に届き、立川市がより良く幸せに暮らせるまちにつながっていくことを期待しております。
オカモト アキコ 岡本 彰子	市内企業かつ金融機関という立場で会議に参加しました。 地域課題が多様化・複雑化している中、委員会では良い地域社会の実現に向け、行政だけでなく地域住民や企業・団体が横断的に取り組むにはどうすればよいのか議論を重ねました。 委員の方々が真剣・活発に意見交換をする姿には、毎回刺激を受けました。私なりに、抽象的な内容はなるべく具体的な表現へ、より実効性の高い内容にするべく努めました。 立川市地域福祉の更なる深化を期待します。

オザワ キョトミ 小澤 清富	今回の策定委員会で令和6年度はなかなか時間が合わず残念ながらあまり参加できませんでした。 委員会では毎回使われている語句、表現1つ1つにいろいろな受け止め方、受け止められ方があり、様々な視点から多くの意見が寄せられ、出来上がった成果物の内容はもとより見やすく解りやすい読みやすいものができたと思います。
カゲヤマ チヅヨ 景山 千鶴子	策定委員会に参加させていただきありがとうございます。 長い期間自治会活動、学供施設の運営委員会などに関わってきましたが、「井の中の蛙大海を知らず」だった自分に反省ばかりです。 会の委員の方々、立川市、社会福祉協議会の職員の方たちが、立川市に住んでいるすべてのひとが安心・安全に暮らせる町づくりを目指し、熱い思いを持って会議に臨んでいる姿に感銘しました。 今後は、微力ではありますがこの会議で学んだ活動を活かして行きます。
サイタケ カズコ 齋竹 一子	策定委員として初めて参加させていただきました。委員の皆様のお考えや意見を伺い、立川にはすごい人材が沢山いらっしゃるんだと率直に感動でした。 私は医療の世界に身を置いておりますが、狭い世界だったと今更知った思いです。「やさしいつながりのあるまち」はとても温かいまちのイメージです。皆さんと手を取り合い、関係者として今後も地域の活動などに積極的に参加していきたいと思います。
スガネ ヒロコ 菅根 浩子	福祉というとなんとなく「保護してもらおう」というような受け身のイメージがありました。しかし、委員の皆様のお発言や立川市の方向性を聞いていくなかで、立川で暮らすことで充実した生活が送れる環境づくりをしていくこと、一言でいうと「自ら生き方を選べる立川市を目指すこと」だと考えが変わりました。 このような思いが詰まった本計画をもとに、個性輝く立川市民があふれていくことを期待します。

トミヤマ 孝雄 富山 孝雄	本計画策定委員として、自治会連合会から参加しました。 令和6年1月には富士見町地域懇談会が開かれ、「団体」「個人」としての困りごと、地域の強み・課題について出し合いました。地域の課題について貴重な意見を聞くことができ、これからの自治会活動の参考にしたいと思います。 委員の構成メンバーの方々は地域福祉に活躍されている方ばかりで、たいへん勉強になりました。ありがとうございました。
ナカムラ ひとみ 中村 ひとみ	立川には、たくさんの熱意ある市民団体、法人や企業、個人の方がいて、連携を大切にしながら「誰かのために」がんばっています。私は、そんな立川市で大変だった子育てを支えられ、今度は自分が誰かのために活動しています。 その「誰かのために」という市民力の高さが、立川の魅力だと、今回の委員会に参加させていただき改めて実感しました。それを活かし支えるための素晴らしい計画になったのではないかと思います。 改めて、2年間ご一緒させていただいた委員の皆様、市・社協の事務局の皆様、皆様の立川への熱い想いに刺激をいただきました、ありがとうございました。
ミヤモト 直樹 宮本 直樹	私が共感したテレビドラマの主人公のセリフを引用させていただきます。 「私がこの町（立川）に来てから力になってくれたのは縁もゆかりも無かった人達です。だからこの縁を大事にしたいなって。（コインランドリーで）洗濯を待っている間にホッと一息つける場所が有ったらなって。何でもないお喋りをしたり、美味しいコーヒーを飲んだり、ただ一人でボーっとしたり。忙しくても一杯一杯でも一日の中に、もし、そういうちょっとしたお暇（おいとま）の時間が有ったらなって。そういう場所を、つくれたらって。つくりたいなあって。私やってみたいんです。」

【Special Thanks】

本計画書の表紙等に登場するイラストは、計画の理念にもとづき地域住民の活躍の場の1つとなるよう認定NPO法人育て上げネットを利用している若者に作成していただきました。とても温かい雰囲気 of イラストで計画書全体をやさしく盛り上げてくれています。作者のシバフさんからのメッセージをご紹介します。

【シバフさんからのメッセージ】

地域福祉アンテナショップのイラストを作成させていただく際、「アンテナ」にかけてラジオをモチーフにさせていただきました。ラジオに使用されるホイップアンテナには、どの方向からも満遍なく電波を受信できるという特徴があるそうです。

社会の中で一生懸命活動されている方もいらっしゃる、社会とつながることに苦痛や困難、諦念を感じている方もいらっしゃると思います。様々な日々を生きる人達の想いが分断されることなく、いつか交わった時、その場所が少しでも優しい空間だったら良いな、という願いをイラストに込めさせていただきました。

※なお、本計画と合同で検討し、立川市社会福祉協議会が策定した第6次地域福祉市民活動計画にも同イラストが登場しますので、ぜひご覧ください。



(シバフさん作成のイラスト一例)

立川市第5次地域福祉計画

令和7（2025）年6月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-522-2481

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 福祉部地域福祉課

